修正前（令和２年10月）　２

４　用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表　地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	八丈島内の地域をいう。
島外	八丈島以外の地域をいう。

表　機関名等の標記

標記	機関等
町	八丈町
都	東京都
支庁	東京都総務局八丈支庁（東京都教育庁八丈出張所を含む。）
警察署	八丈島警察署
消防本部	八丈町消防本部
消防団	八丈町消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部
観光協会	一般社団法人八丈島観光協会
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
ＮＴＴ東日本	東日本電信電話株式会社
ＮＴＴ西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力八丈島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター八丈島事務所
ＮＴＴ八丈島サービスセンタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部八丈島サービスセンタ

修正後（令和５年９月）　２

４　用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表　地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	八丈島内の地域をいう。
島外	八丈島以外の地域をいう。

表　機関名等の標記

標記	機関等
町	八丈町
都	東京都
支庁	東京都総務局八丈支庁（東京都教育庁八丈出張所を含む。）
警察署	八丈島警察署
消防本部	八丈町消防本部
消防団	八丈町消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター
東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
海上保安本部	第三管区海上保安本部
観光協会	一般社団法人八丈島観光協会
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
ＮＴＴ東日本	東日本電信電話株式会社
ＮＴＴ西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力八丈島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター八丈島事務所
ＮＴＴ八丈島サービスセンタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部八丈島サービスセンタ

修正前（令和２年10月）　本-1	修正後（令和５年９月）　本-1
第1部　八丈島の概要 **第１章　基本情報** **１　自然条件・社会条件** **（１）自然条件** 八丈島は、東京の南方海上約290kmに位置する北西－南東14km、北東－南西7.5km、周囲58.91km、面積69.11km²のまゆ形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の北西部には円錐形の西山（別名：八丈富士、標高854.3m）が、南東部には複雑な地形の東山（別名：三原山、標高700.9m）がそびえ、西山北西部沿岸及び東山沿岸は急峻であるが、西山と東山の中間地帯は勾配の緩やかな平地である。 気候は、黒潮の影響を受け、温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約18℃であり、気温の年較差・日較差は小さい。年平均降水量は約3,200mmであり、東京の約2.1倍と多雨である。風向は８月から10月が東北東、それ以外は西及び南西が卓越し、風速10m/s以上の強風日数は年間約130日である。伊豆・小笠原諸島への台風の接近は、年間約５個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧等の影響より大雨、強風、高波となることが多い。 **（２）社会条件** 町の人口は7,316人、世帯数は4,283世帯で、集落は東山の裾野に坂上地域（樫立・中之郷・末吉）が、西山と東山の中間地帯に坂下地域（三根・大賀郷）が形成されている（令和２年３月現在）。 島内を一周する道路は八丈一周道路（都道215号）が唯一であり、公共交通手段として町営バスが運行している。 本土との交通は、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船で結ばれ、所要時間は約11時間である。空路は、羽田空港と飛行機で結ばれ、所要時間は約55分である。 来島者は年間約11.1万人であり、宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション）は70か所（総収容者数2,102人）である（平成29年１月現在）。	**第1部　八丈島の概要** **第１章　基本情報** **１　自然条件・社会条件** **（１）自然条件** 八丈島は、東京の南方海上約290kmに位置する北西－南東14km、北東－南西7.5km、周囲58.91km、面積69.11km²のまゆ形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の北西部には円錐形の西山（別名：八丈富士、標高854.3m）が、南東部には複雑な地形の東山（別名：三原山、標高700.9m）がそびえ、西山北西部沿岸及び東山沿岸は急峻であるが、西山と東山の中間地帯は勾配の緩やかな平地である。 気候は、黒潮の影響を受け、温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約18℃であり、気温の年較差・日較差は小さい。年平均降水量は約3,200mmであり、東京の約2.1倍と多雨である。風向は８月から10月が東北東、それ以外は西及び南西が卓越し、風速10m/s以上の強風日数は年間約130日である。伊豆・小笠原諸島への台風の接近は、年間約５個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧等の影響より大雨、強風、高波となることが多い。 **（２）社会条件** 町の人口は7,117人、世帯数は4,219世帯で、集落は東山の裾野に坂上地域（樫立・中之郷・末吉）が、西山と東山の中間地帯に坂下地域（三根・大賀郷）が形成されている（令和４年３月現在）。 島内を一周する道路は八丈一周道路（都道215号）が唯一であり、公共交通手段として町営バスが運行している。 本土との交通は、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船で結ばれ、所要時間は約11時間である。空路は、羽田空港と飛行機で結ばれ、所要時間は約55分である。 来島者は年間約11.1万人であり、宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション）は70か所（総収容者数2,102人）である（平成29年１月現在）。

修正前（令和２年10月）　本-2－本-3

２　八丈島火山の概要

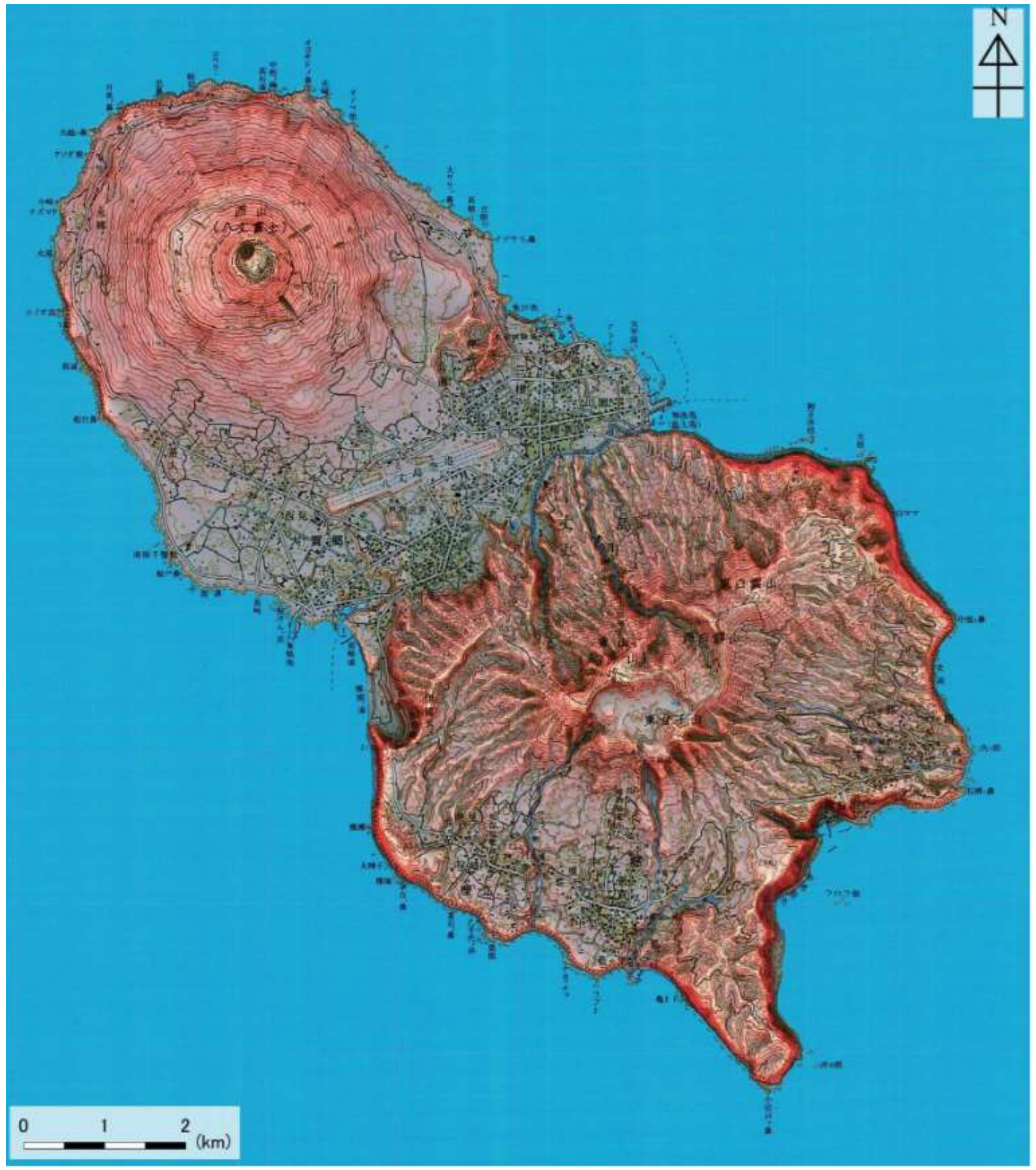

図　八丈島の地形図(気象庁，2013)

修正後（令和５年９月）　本-2－本-3

２　八丈島火山の概要

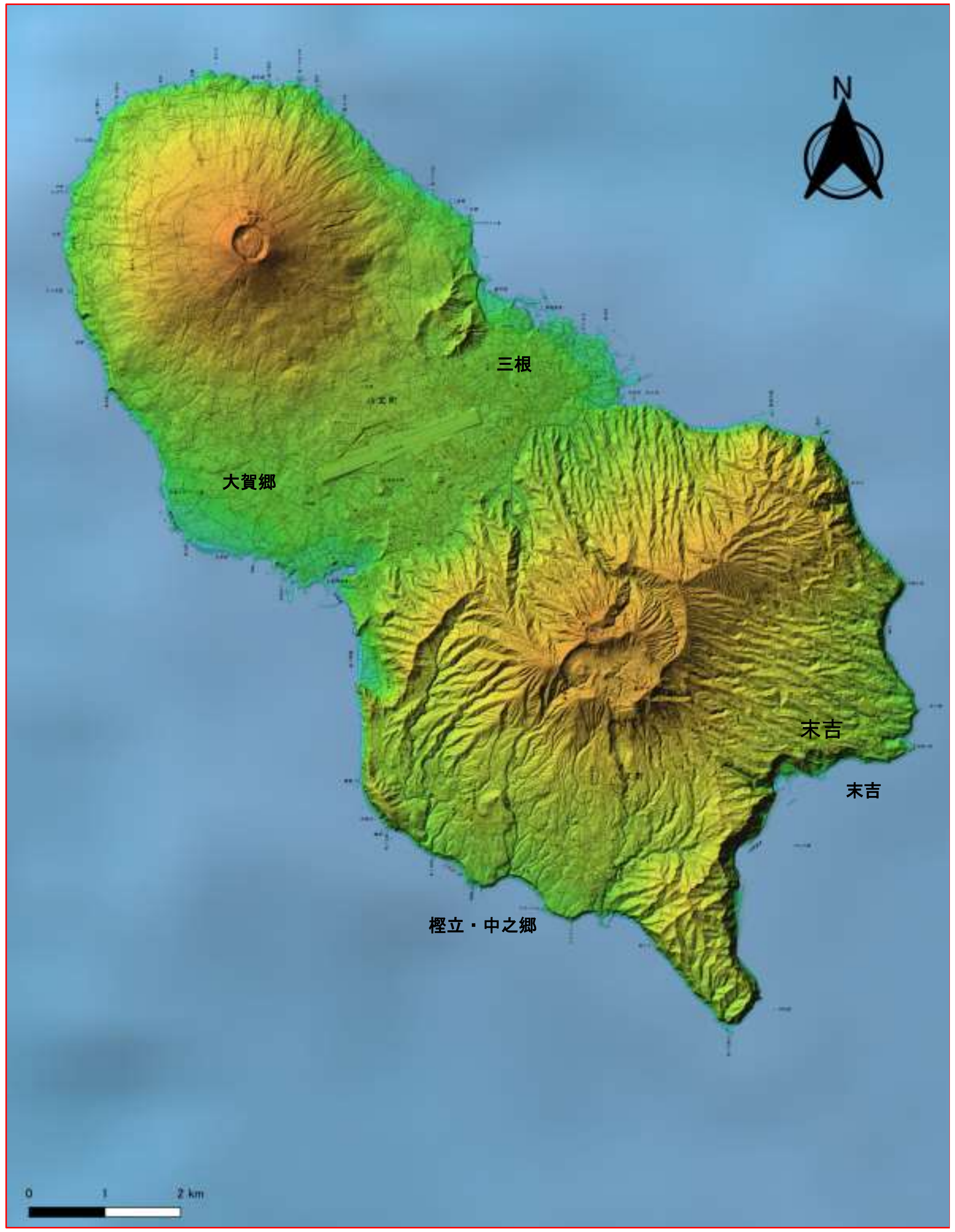

図　八丈島の色別標高図と標準地図の重ね合わせ（地理院地図より作成）

修正前（令和２年10月）　本-12	修正後（令和５年９月）　本-12

修正前（令和２年10月）　本-12

4　参考文献

文献名	備考
平成27年版事業概要	八丈支庁 (2016)
八丈島火山地質図	石塚治・下司信夫 (2018) 地質調査総合センター
The magmatic plumbing of the submarine Hachijo NW volcanic chain, Hachijojima, Japan: Long-distance magma transport?.	Ishizuka, O., et al. (2008) J. Geophys. Res., 113
５万分の１地質図幅「八丈島」及び同説明書	一色直記(1959) 地質調査所, 58
GPS により観測された八丈島における地殻変動とそのダイク貫入モデルの推定 (2002 年8 月13～22 日)	木股文昭・メイラノ イルワン・深野慶太(2004) 火山, 49, 13-22
日本活火山総覧（第４版）	気象庁(2013)
Magmatic dike resonances inferred from very-long-period seismic signals	Kumagai, H., Miyakawa, K., Negishi, H., Inoue, H., Obara, K., Suetsugu, D(2003) Science, 299, 2058-2061
過去1 万年間の噴出物にみる八丈島東山火山後期の活動と西山火山の成長	菅香世子(1993) 火山, 38, 115-127
八丈島東山火山の活動史	菅香世子(1994) 火山, 39, 13-24
八丈島火山の形成史に関する2, 3の新知見	菅香世子・川手新一・青池寛(1997) 火山, 42, 227-231
伊豆諸島の八丈島・三宅島における鬼界アカホヤ火山灰の発見と縄文遺跡編年上の意義	杉原重夫・小田静夫(1990) 駿台史学, 79, 35-45
八丈島, 東山火山のテフロクロノロジー	杉原重夫(1998) 地学雑誌, 107, 390-420
八丈島における過去30,000 年間にわたるテフラのカタログ	杉原重夫(1995) 明治大学人文科学研究所紀要, 37, 273-290
八丈島, 西山火山南東麓における最近2,500年間の噴出物の層序と噴火年代	杉原重夫・嶋田 繁(1998) 地学雑誌, 107, 695-712
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(八丈島編)(平成２年５月)	東京都防災会議(1990)
八丈島東山火山・西山火山の噴火史	津久井雅志(1993) 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 79-86

修正後（令和５年９月）　本-12

4　参考文献

文献名	備考
平成27年版事業概要	八丈支庁 (2016)
八丈島火山地質図	石塚治・下司信夫 (2018) 地質調査総合センター
The magmatic plumbing of the submarine Hachijo NW volcanic chain, Hachijojima, Japan: Long-distance magma transport?.	Ishizuka, O., et al. (2008) J. Geophys. Res., 113
５万分の１地質図幅「八丈島」及び同説明書	一色直記(1959) 地質調査所, 58
GPS により観測された八丈島における地殻変動とそのダイク貫入モデルの推定 (2002 年8 月13～22 日)	木股文昭・メイラノ イルワン・深野慶太(2004) 火山, 49, 13-22
日本活火山総覧（第４版）	気象庁(2013)
Magmatic dike resonances inferred from very-long-period seismic signals	Kumagai, H., Miyakawa, K., Negishi, H., Inoue, H., Obara, K., Suetsugu, D(2003) Science, 299, 2058-2061
過去1 万年間の噴出物にみる八丈島東山火山後期の活動と西山火山の成長	菅香世子(1993) 火山, 38, 115-127
八丈島東山火山の活動史	菅香世子(1994) 火山, 39, 13-24
八丈島火山の形成史に関する2, 3の新知見	菅香世子・川手新一・青池寛(1997) 火山, 42, 227-231
伊豆諸島の八丈島・三宅島における鬼界アカホヤ火山灰の発見と縄文遺跡編年上の意義	杉原重夫・小田静夫(1990) 駿台史学, 79, 35-45
八丈島, 東山火山のテフロクロノロジー	杉原重夫(1998) 地学雑誌, 107, 390-420
八丈島における過去30,000 年間にわたるテフラのカタログ	杉原重夫(1995) 明治大学人文科学研究所紀要, 37, 273-290
八丈島, 西山火山南東麓における最近2,500年間の噴出物の層序と噴火年代	杉原重夫・嶋田 繁(1998) 地学雑誌, 107, 695-712
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(八丈島編)(平成２年５月)	東京都防災会議(1990)
八丈島東山火山・西山火山の噴火史	津久井雅志(1993) 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 79-86
八丈島火山噴火緊急減災対策砂防計画（令和２年１１月）	東京都建設局河川部（2020）

修正前（令和２年10月）　本-17

第２章　想定される火山活動等

４　火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

八丈島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰（小さな噴石を含む。）」、「溶岩流」について火山ハザードマップ（八丈島火山防災協議会, 2017）が作成されている。火山ハザードマップの一部を以下に示す。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。
（https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/774/hachijyo2.pdf）

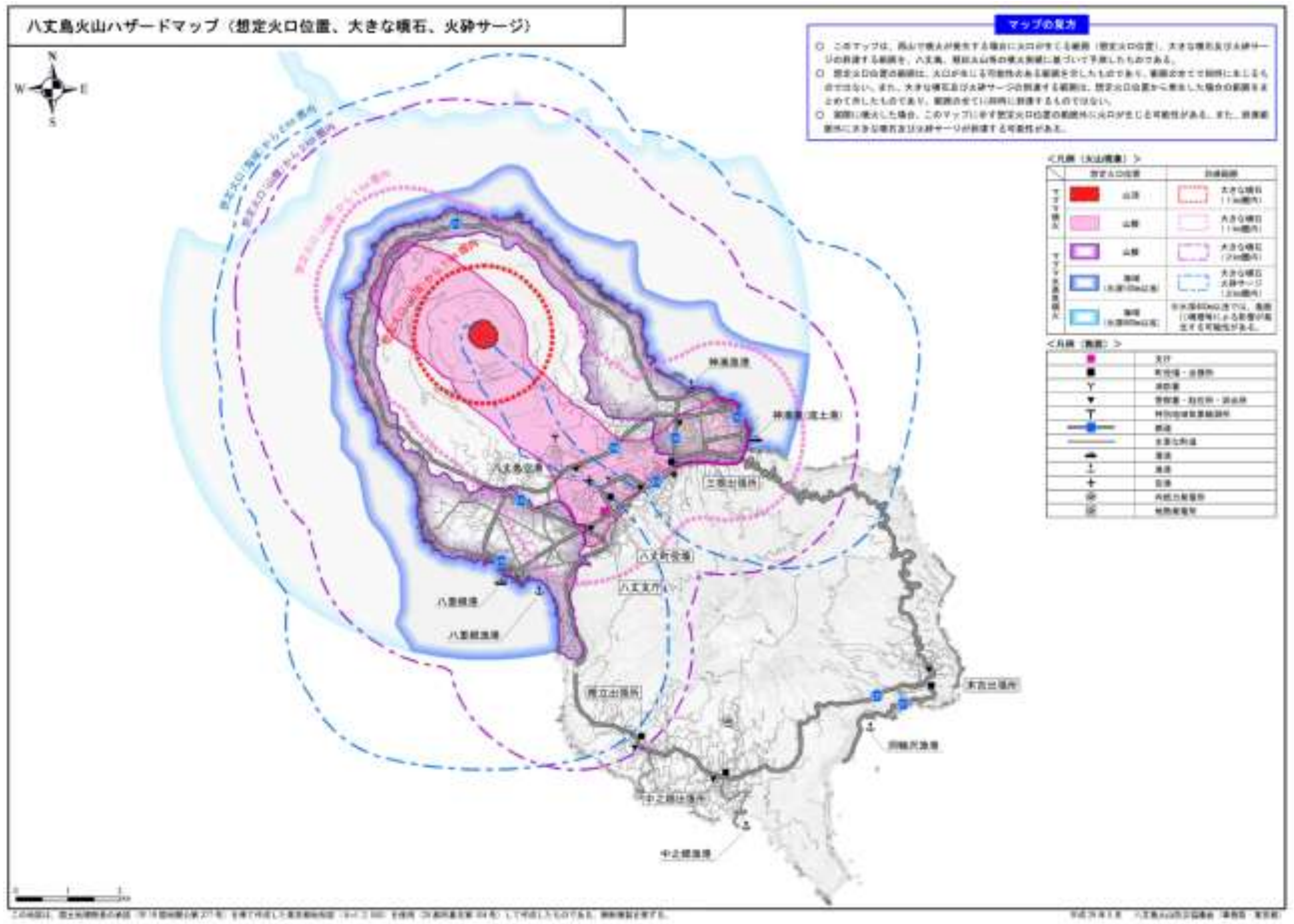

図　八丈島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ）
（八丈島火山防災協議会，2017）

修正後（令和５年９月）　本-17

第２章　想定される火山活動等

４　火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

八丈島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰（小さな噴石を含む。）」、「溶岩流」について火山ハザードマップ（八丈島火山防災協議会, 2017）が作成されている。火山ハザードマップの一部を以下に示す。「降灰後の土石流」については、東京都建設局河川部にてプレアナリシス型リアルタイムハザードマップのシミュレーションが実施されている。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。
（https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/023/260/hachijyo.pdf）

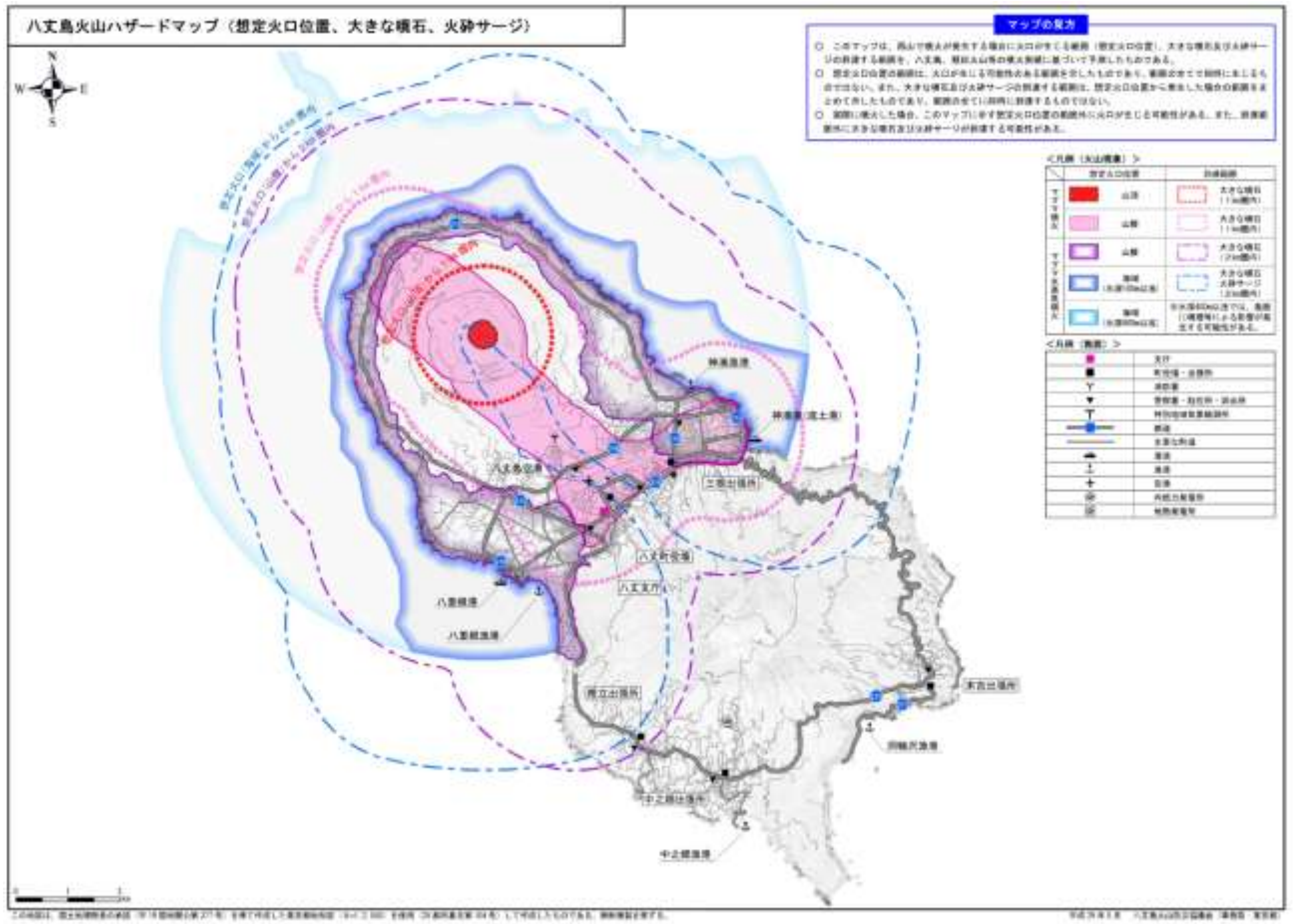

図　八丈島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ）
（八丈島火山防災協議会，2017）

修正前（令和２年10月）　本-20－本-21	修正後（令和５年９月）　本-20－本-21
５　噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分した指標である。 噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。 （平成30年５月，気象庁）	**５　噴火警戒レベル** 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分した指標である。 噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難指示等の防災対応をとる。 （令和３年12月，気象庁） （令和３年12月，気象庁）

修正前（令和２年10月）　本-23	修正後（令和５年９月）　本-23

修正前（令和２年10月）　本-23

６　参考文献

文献名	備考
GPS により観測された八丈島における地殻変動とそのダイク貫入モデルの推定 (2002 年8 月13～22 日)	木股文昭・メイラノ イルワン ・深野慶太(2004) 火山, 49, 13-22
日本活火山総覧（第４版)	気象庁(2013)
Magmatic dike resonances inferred from very-long-period seismic signals	Kumagai, H., Miyakawa, K., Negishi, H., Inoue, H., Obara, K., Suetsugu, D(2003) Science, 299, 2058-2061
過去1 万年間の噴出物にみる八丈島東山火山後期の活動と西山火山の成長	菅香世子(1993) 火山, 38, 115-127
八丈島東山火山の活動史	菅香世子(1994) 火山, 39, 13-24
八丈島, 東山火山のテフロクロノロジー	杉原重夫(1998) 地学雑誌, 107, 390-420
八丈島における過去30,000 年間にわたるテフラのカタログ	杉原重夫(1995) 明治大学人文科学研究所紀要, 37, 273-290
八丈島, 西山火山南東麓における最近2,500年間の噴出物の層序と噴火年代	杉原重夫・嶋田 繁(1998) 地学雑誌, 107, 695-712
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する 調査・研究報告(八丈島編)(平成２年５月)	東京都防災会議(1990)
伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究（平成４年10月）	東京都防災会議(1992)
八丈島東山火山・西山火山の噴火史	津久井雅志(1993) 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果
八丈島東山火山の最近22,000年間の噴火史	津久井雅志・森泉美穂子・鈴木将志(1991) 火山, 36, 345-356
八丈島東山火山・西山火山の噴火史とマグマの特徴	津久井雅志・中野 俊(2004) 日本地質学会第111年学術大会見学旅行案内書, 71-80
八丈島東山火山の最近30,000年間のマグマ供給系の変遷	津久井雅志・鈴木将志・佐野綾子(1993) 火山, 38, 199-212

修正後（令和５年９月）　本-23

６　参考文献

文献名	備考
GPS により観測された八丈島における地殻変動とそのダイク貫入モデルの推定 (2002 年8 月13～22 日)	木股文昭・メイラノ イルワン ・深野慶太(2004) 火山, 49, 13-22
日本活火山総覧（第４版)	気象庁(2013)
Magmatic dike resonances inferred from very-long-period seismic signals	Kumagai, H., Miyakawa, K., Negishi, H., Inoue, H., Obara, K., Suetsugu, D(2003) Science, 299, 2058-2061
過去1 万年間の噴出物にみる八丈島東山火山後期の活動と西山火山の成長	菅香世子(1993) 火山, 38, 115-127
八丈島東山火山の活動史	菅香世子(1994) 火山, 39, 13-24
八丈島, 東山火山のテフロクロノロジー	杉原重夫(1998) 地学雑誌, 107, 390-420
八丈島における過去30,000 年間にわたるテフラのカタログ	杉原重夫(1995) 明治大学人文科学研究所紀要, 37, 273-290
八丈島, 西山火山南東麓における最近2,500年間の噴出物の層序と噴火年代	杉原重夫・嶋田 繁(1998) 地学雑誌, 107, 695-712
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する 調査・研究報告(八丈島編)(平成２年５月)	東京都防災会議(1990)
伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究（平成４年10月）	東京都防災会議(1992)
八丈島東山火山・西山火山の噴火史	津久井雅志(1993) 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果
八丈島東山火山の最近22,000年間の噴火史	津久井雅志・森泉美穂子・鈴木将志(1991) 火山, 36, 345-356
八丈島東山火山・西山火山の噴火史とマグマの特徴	津久井雅志・中野 俊(2004) 日本地質学会第111年学術大会見学旅行案内書, 71-80
八丈島東山火山の最近30,000年間のマグマ供給系の変遷	津久井雅志・鈴木将志・佐野綾子(1993) 火山, 38, 199-212
1：20,000 火山土地条件図「八丈島」	国土地理院(2022)
八丈島火山噴火緊急減災対策砂防計画（令和２年11月）	東京都建設局河川部（2020）
リアルタイムハザードマップデータベース作成委託（八丈島支庁管内）	東京都建設局河川部（2023）

修正前（令和２年10月）　本-26

第２部　平常時からの備え

第２章　防災関連施設等

１　避難施設

（１）一時集合場所

町は、避難の際に地区の住民等が集合する場所として、一時集合場所を地域（三根・大賀郷・樫立・中之郷・末吉）ごとに指定している。

（２）避難場所

町は、避難場所として、学校やグラウンド等の空地を11か所指定している（平成29年10月１日現在)。

（３）避難所

町は、避難所として、学校や公民館等の公共施設を23か所指定している。また、避難所のうち保健福祉センターを福祉避難所として指定している（平成30年５月23日現在)。

２　防災行政無線施設

町は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を41か所に設置している（平成29年10月１日現在)。

また、各家庭及び事業所に対し、戸別受信機の貸出しを行っている。

３　港・空港

（１）港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、神湊港（底土港)、八重根港を整備している。なお、神湊港（底土港）及び八重根港は大型船舶の接岸が可能である。また、小型船舶による避難等に使用可能な港として、神湊漁港、八重根漁港、中之郷漁港、洞輪沢漁港を整備している。

（２）空港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な空港として、八丈島空港を整備している。

町は、災害時臨時離着陸場候補地として、富士中学校、富士野球場、大賀郷中学校、樫立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を選定している。

４　備蓄

町及び支庁は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、乾パン)、毛布、敷物を備蓄している。

修正後（令和５年９月）　本-26

第２部　平常時からの備え

第２章　防災関連施設等

１　避難施設

（１）一時集合場所

町は、避難の際に地区の住民等が集合する場所として、一時集合場所を地域（三根・大賀郷・樫立・中之郷・末吉）ごとに指定している。

（２）避難場所

町は、避難場所として、学校やグラウンド等の空地を11か所指定している（平成29年10月１日現在)。

（３）避難所

町は、避難所として、学校や公民館等の公共施設を23か所指定している。また、避難所のうち保健福祉センターを福祉避難所として指定している（平成30年５月23日現在)。

２　防災行政無線施設

町は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を41か所に設置しており、令和６年度末までに７か所を新規で設置することを予定している。(令和４年11月１日)

また、各家庭及び事業所に対し、戸別受信機の貸出しを行っている。

３　港・空港

（１）港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、神湊港（底土港)、八重根港を整備している。なお、神湊港（底土港）及び八重根港は大型船舶の接岸が可能である。また、小型船舶による避難等に使用可能な港として、神湊漁港、八重根漁港、中之郷漁港、洞輪沢漁港を整備している。

（２）空港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な空港として、八丈島空港を整備している。

町は、災害時臨時離着陸場候補地として、富士中学校、富士野球場、大賀郷中学校、樫立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を選定している。

４　備蓄

町及び支庁は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、簡易食糧（ビスケットなど))、毛布、敷物等を備蓄している。

また、町はテントを備蓄している。

修正前（令和２年10月）　本-27	修正後（令和５年９月）　本-27

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

図　防災関連施設等の位置

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

図　防災関連施設等の位置

修正前（令和２年10月）　本-28	修正後（令和５年９月）　本-28
第３章　防災関係機関等との連携	第３章　防災関係機関等との連携
１　コアグループ	１　コアグループ
地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、町、支庁、警察署、消防本部、東京管区気象台が共同でコアグループを設置する。	地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、町、支庁、警察署、消防本部、東京管区気象台が共同でコアグループを設置する。
表　コアグループの概要 構成員：町、支庁、警察署、消防本部、東京管区気象台	表　コアグループの概要 構成員：町、支庁、警察署、消防本部、東京管区気象台
２　八丈島火山防災協議会	２　八丈島火山防災協議会
八丈島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、八丈島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び町が共同で設置している。 協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。	八丈島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、八丈島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び町が共同で設置している。 協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

修正前

表　八丈島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事	
	副会長	町長	
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長
		町	消防長
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
		火山専門家	
		その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○　警戒避難体制の整備に関すること。 ○　避難施設の整備等に関すること。 ○　防災訓練の実施に関すること。 ○　避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び八丈町への助言に関すること。 ○　東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○　八丈町防災会議からの意見聴取に関すること。 ○　その他必要と認められること。		

修正後

表　八丈島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事	
	副会長	町長	
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長
		町	消防長
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
		火山専門家	
		その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○　警戒避難体制の整備に関すること。 ○　避難施設の整備等に関すること。 ○　防災訓練の実施に関すること。 ○　避難指示、警戒区域の設定等に関する検討及び八丈町への助言に関すること。 ○　東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○　八丈町防災会議からの意見聴取に関すること。 ○　その他必要と認められること。		

修正前（令和２年10月）　本-29	修正後（令和５年９月）　本-29
第４章　火山防災知識等の普及啓発 **１　住民への普及啓発** 町は、住民に対して、防災の手引や防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、また、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。 **２　来島者への普及啓発** 町は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示のほか、八丈島地熱館等の活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。 **３　児童・生徒への普及啓発** 町は、児童・生徒に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。	**第４章　火山防災知識等の普及啓発** **１　住民への普及啓発** 町は、住民に対して、防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、また、町防災訓練や地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。 **２　来島者への普及啓発** 町は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示のほか、八丈島地熱館等の活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。 **３　児童・生徒への普及啓発** 町は、児童・生徒に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

修正前（令和２年10月）　本-30	修正後（令和５年９月）　本-30
第３部　避難計画 **第１章　基本方針等** **１　基本方針** **（１）火山活動の状況に応じた避難** 避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。 ○　火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。 ○　山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから、避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。 ○　火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。 ○　突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。 **（２）避難対象者に応じた避難** 避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた３つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。 ○　一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。 ○　避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。 ○　来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。 ≪参考≫ ・要配慮者 高齢者や障害者等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者 ・避難行動要支援者 要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 ※本計画においては、社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。 **（３）島内避難と島外避難** 避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。 ○　一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。 ○　避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。 ○　来島者については、原則「島外避難」とする。	**第３部　避難計画** **第１章　基本方針等** **１　基本方針** **（１）火山活動の状況に応じた避難** 避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。 ○　火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。 ○　山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから、避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。 ○　火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。 ○　突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。 **（２）避難対象者に応じた避難** 避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた３つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。 ○　一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。 ○　避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。 ○　来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。 ≪参考≫ ・要配慮者 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者 ・避難行動要支援者 要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 ※本計画においては、社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。 **（３）島内避難と島外避難** 避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。 ○　一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。 ○　避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。 ○　来島者については、原則「島外避難」とする。

修正前（令和２年10月）　本-33

第２章　火山活動が活発化した場合の対応

１　防災関係機関の活動態勢

町、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して、次の活動態勢をとる。

表　噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル		町	支庁	警察署	消防本部	消防団	都
レベル５		災害対策本部 第４次 非常配備 態勢	地方隊 ～ 第３ 非常配備 態勢	現場警備 本部	災害対策本部 （出動）	災害対策本部 （出動）	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル４			第３ 非常配備 態勢				応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル３		災害対策本部 第２次 非常配備 態勢	第２～３ 非常配備 態勢		災害対策本部 （出動待機）	災害対策本部 （出動待機）	
レベル２	②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生	第１次 非常配備 態勢	第１ 非常配備 態勢	連絡室設置	情報連絡態勢	情報連絡態勢	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
	①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	情報連絡態勢	情報連絡態勢 （通常）				
レベル１		通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢

修正後（令和５年９月）　本-33

第２章　火山活動が活発化した場合の対応

１　防災関係機関の活動態勢

町、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して、次の活動態勢をとる。

表　噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル		町	支庁	警察署	消防本部	消防団	都
レベル５		災害対策本部 第４次 非常配備 態勢	地方隊 ～ 非常配備態勢 （第三段階）	現場警備 本部	災害対策本部 （出動）	災害対策本部 （出動）	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル４			非常配備態勢 （第三段階）				応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル３		災害対策本部 第２次 非常配備 態勢	非常配備態勢 （第二段階）		災害対策本部 （出動待機）	災害対策本部 （出動待機）	
レベル２	②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生	第１次 非常配備 態勢	非常配備態勢 （第一段階）	連絡室設置	情報連絡態勢	情報連絡態勢	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
	①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	情報連絡態勢	情報連絡態勢 （通常）				
レベル１		通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢

修正前（令和２年10月）　本-35	修正後（令和５年９月）　本-35
３　自衛隊への災害派遣要請 **（１）派遣要請** 都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第１項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は町から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。 町長は、災害対策基本法第68条の２に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、町に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通知する。この場合、速やかに都知事に通知する。 **（２）災害派遣部隊の受入れ** 町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。 部隊の進出等に係るヘリポートは、八丈島空港又は富士中学校、富士野球場、大賀郷中学校、樫立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を使用する。 **（３）災害派遣部隊の活動内容** 災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。	**３　自衛隊への災害派遣要請** **（１）派遣要請** 都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第１項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は町から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。 町長は、災害対策基本法第68条の２に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、町に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通知する。この場合、速やかに都知事に通知する。 **（２）災害派遣部隊の受入れ** 町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。 部隊の進出等に係るヘリポートは、八丈島空港又は富士中学校、富士グラウンド、大賀郷中学校、樫立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を使用する。 **（３）災害派遣部隊の活動内容** 災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。

修正前（令和２年10月）　本-37

４　噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

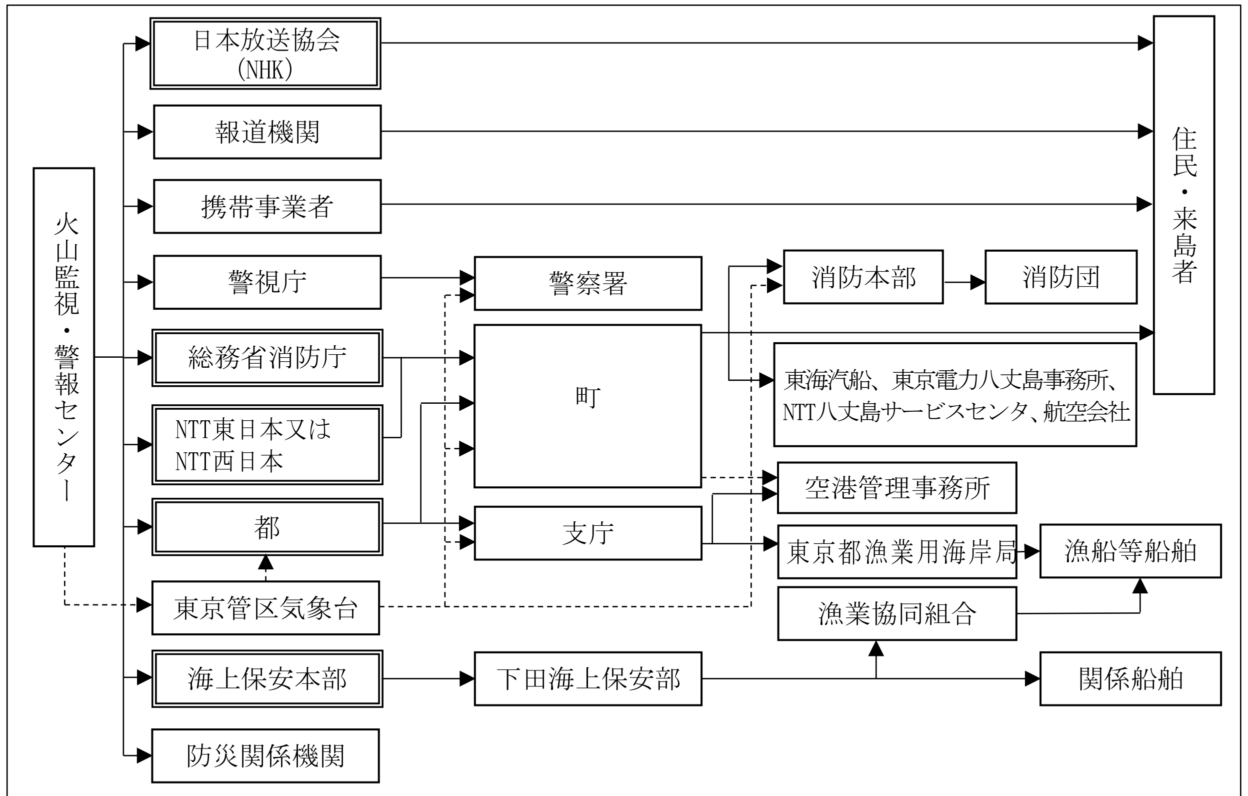

※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく噴火警報の法定通知先

※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

──▶ 主伝達系統
- - -▶ 副伝達系統

図　噴火警報・予報の伝達系統

修正後（令和５年９月）　本-37

４　噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

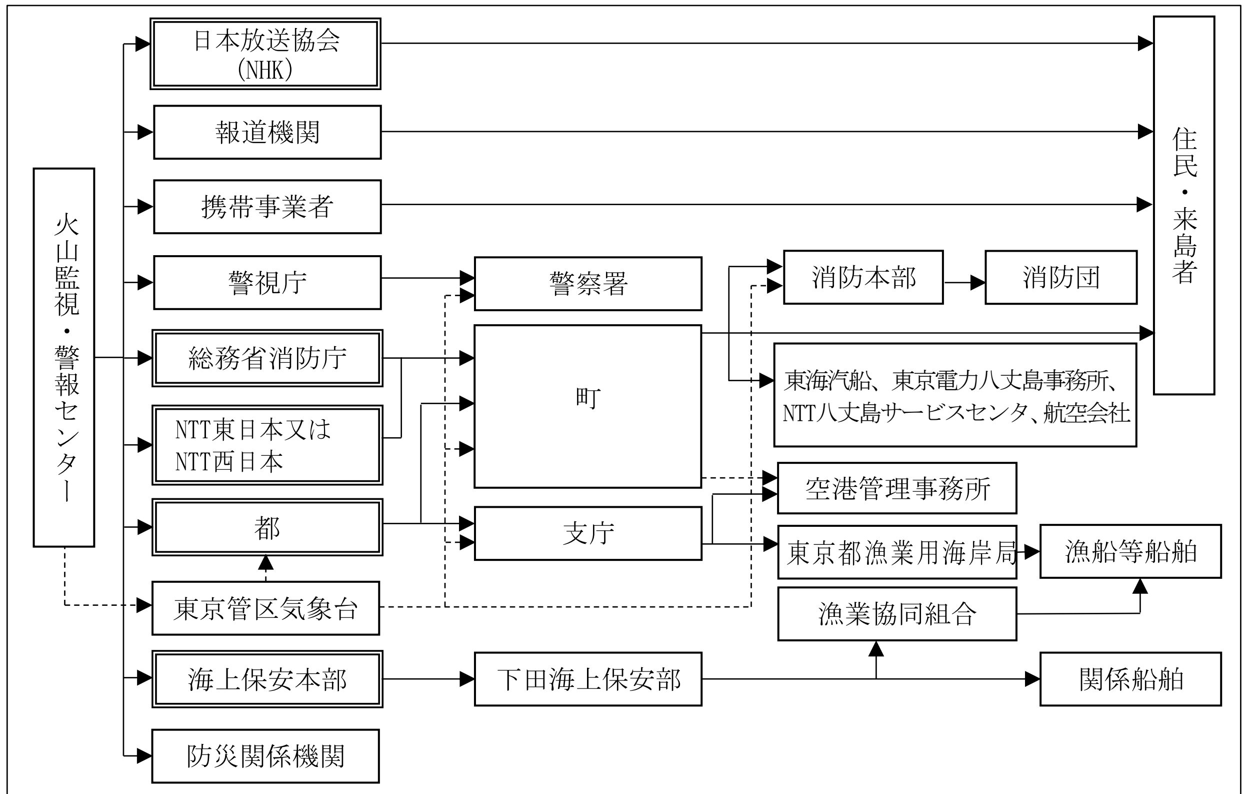

※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく噴火警報の法定通知先

※噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したもの）等も噴火警報・予報に準じて伝達される。

※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

──▶ 主伝達系統
- - -▶ 副伝達系統

図　噴火警報・予報等の伝達系統

修正前（令和２年10月）　本-42	修正後（令和５年９月）　本-42
第４章　避難情報	**第４章　避難情報**
１　警戒区域の設定・解除	**１　警戒区域の設定・解除**
（１）警戒区域の設定 　町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。	**（１）警戒区域の設定** 　町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。
（２）警戒区域の解除 　町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。	**（２）警戒区域の解除** 　町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。
（３）都への報告等 　町長は、警戒区域を設定又は解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。	**（３）都への報告等** 　町長は、警戒区域を設定又は解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。
（４）警戒区域への立入制限等 　町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	**（４）警戒区域への立入制限等** 　町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
２　住民等への周知	**２　住民等への周知**
町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置する。ただし、立入規制区域に繋がる細い町道・農道・林道等については、必要に応じて平常時（警戒区域を設定する前）から表示板を設置しておき、周知を図る。 　また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。 　なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。	町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置する。ただし、立入規制区域に繋がる細い町道・農道・林道等については、必要に応じて平常時（警戒区域を設定する前）から表示板を設置しておき、周知を図る。 　また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。 　なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。

修正前（令和２年10月）　本-42－本-43

第５章　避難情報

１　避難情報の発令

（１）避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

（２）都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

（３）「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル４が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル３が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、町立八丈病院、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

（４）「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル５が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表　島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	○　山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火や大規模なマグマ噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○　沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下、火砕流・火砕サージの流下）の可能性 ○　山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○　島内全域での震度５程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○　大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	○　島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○　ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○　気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○　複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○　大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

修正後（令和５年９月）　本-42－本-43

第５章　避難情報

１　避難情報の発令

（１）避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

（２）都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

（３）「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル４が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル３が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、町立八丈病院、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。

（４）「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル５が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表　島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	○　山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火や大規模なマグマ噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○　沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下、火砕流・火砕サージの流下）の可能性 ○　山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○　島内全域での震度５程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○　大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	○　島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○　ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○　気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○　複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○　大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

修正前（令和２年10月）　本-45	修正後（令和５年９月）　本-45
２　避難情報の伝達	**２　避難情報の伝達**
（２）避難情報の伝達内容 避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。 ○　避難の理由、可能性のある現象 ○　避難対象地域 ○　立入規制範囲 ○　避難の切迫性 ○　避難先 ○　避難方法 ○　携行品・服装の留意点 ○　電気・ガス・水道の遮断、戸締り ○　ペットの同行避難についての留意事項 ○　近隣の住民等への避難等の呼びかけ	**（２）避難情報の伝達内容** 避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。 ○　避難の理由、可能性のある現象 ○　避難対象地域 ○　立入規制範囲 ○　避難の切迫性 ○　避難先 ○　避難方法 ○　携行品・服装の留意点 ○　電気・ガス・水道の遮断、戸締り ○　動物の同行避難についての留意事項 ○　近隣の住民等への避難等の呼びかけ

<table>
<tr><th>修正前（令和２年10月）　本-50－本-51</th><th>修正後（令和５年９月）　本-50－本-51</th></tr>
<tr><td>

第６章　避難対応

４　児童・生徒等の避難

（１）避難情報の伝達

町は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

（２）避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に町又は支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

</td><td>

第６章　避難対応

４　児童・生徒等の避難

（１）避難情報の伝達

町は、児童・生徒等の在校中に高齢者等避難、避難指示を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁は、生徒の在校中に高齢者等避難、避難指示が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

（２）避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に町又は支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

</td></tr>
<tr><td>

５　避難行動要支援者の避難

（１）避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表　避難行動要支援者の避難の基準

区分	噴火ケース	基準
避難準備	山頂噴火	○　噴火警戒レベル３が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合
島内避難	山頂噴火 山腹噴火	○　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

（２）避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

（３）島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、福祉避難所とする。

避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

（４）島外避難

町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

</td><td>

５　避難行動要支援者の避難

（１）避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表　避難行動要支援者の避難の基準

区分	噴火ケース	基準
避難準備	山頂噴火	○噴火警戒レベル３が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合
島内避難	山頂噴火 山腹噴火	○高齢者等避難、避難指示が発令された場合
島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○高齢者等避難、避難指示が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

（２）避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

（３）島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、福祉避難所を優先的に使用する。

避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

（４）島外避難

町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

</td></tr>
</table>

修正前（令和２年10月）　本-52	修正後（令和５年９月）　本-52
８　避難に際し住民のとるべき対応 避難に際し住民のとるべき対応は、次のとおりである。 ○　事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。 ○　事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。 ○　避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。 ○　避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。 ○　避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。 ○　避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。 ○　島外へ自主避難をする場合は、町に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては町営バスで移動すること。 ○　ペットと同行避難する場合は、第７章３に定める留意事項を守ること。 ○　行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。	**８　避難に際し住民のとるべき対応** 避難に際し住民のとるべき対応は、次のとおりである。 ○　事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。 ○　事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。 ○　避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。 ○　避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。 ○　避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。 ○　避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。 ○　島外へ自主避難をする場合は、町に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては町営バスでの移動を基本とすること。 ○　動物と同行避難する場合は、第７章３に定める留意事項を守ること。 ○　行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。
修正前（令和２年10月）　本-53	修正後（令和５年９月）　本-53
第７章　避難に伴う対応措置 **３　ペットの同行避難** ペットは、同行避難を可とする。 なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。 ○　避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。 ○　ペット用の餌、水、食器、トイレ用品等のペット用品を携行すること。 ○　避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。 ○　避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。	**第７章　避難に伴う対応措置** **３　動物の同行避難** 動物は、同行避難を可とする。 なお、動物の所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。 ○　避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。 ○　動物用の餌、水、食器、トイレ用品等の動物用品を携行すること。 ○　避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。 ○　避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。

修正前（令和２年10月）　本-55	修正後（令和５年９月）　本-55
第８章　避難生活 **１　島内での避難生活** **（３）救援体制** **ア　食料・生活必需品等の供給** **（ア）食料の供給** 町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。 なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。 **（イ）生活必需品等の供給** 町は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。 **（ウ）食料・生活必需品等の輸送拠点** 調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、町役場、神湊港（底土港）、八重根港、八丈島空港、その他の公共施設等とする。 **イ　健康管理** 町は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、町立八丈病院又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。 都（福祉保健局）は、町の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京ＤＰＡＴ）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。 **（４）要配慮者対策** 町は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて福祉避難所を開設する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署、消防団等の関係機関に連絡する。 町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。 移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。 **（５）ペット対策** 都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。 町は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。 都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。	**第８章　避難生活** **１　島内での避難生活** **（３）救援体制** **ア　食料・生活必需品等の供給** **（ア）食料の供給** 町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。 なお、必要に応じて、都（福祉局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。 **（イ）生活必需品等の供給** 町は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、都（福祉局）に生活必需品等の調達を要請する。 **（ウ）食料・生活必需品等の輸送拠点** 調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、町役場、神湊港（底土港）、八重根港、八丈島空港、その他の公共施設等とする。 **イ　健康管理** 町は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、町立八丈病院又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。 都（福祉局・保健医療局）は、町の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京ＤＰＡＴ）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。 **（４）要配慮者対策** 町は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など）に対し、状況に応じて福祉避難所を開設する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉局）、警察署、消防団等の関係機関に連絡する。 町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉局）に島外への移送を要請する。 移送については、都（福祉局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉局・総務局）が関係機関に移送を要請する。 **（５）動物対策** 都（保健医療局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。 町は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（保健医療局）と協力し、動物の所有者に適正飼養を指導する。 都（保健医療局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、動物の所有者に適正飼養を指導する。
修正前（令和２年10月）　本-56	修正後（令和５年９月）　本-56
２　島外での避難生活 避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。	**２　島外での避難生活** 避難所の開設・運営、要配慮者対策、動物対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。

修正前（令和２年10月）　マ-3

【マニュアル編】

第1部　全体・共通事項

第３章　防災関係機関の体制

１　防災関係機関の活動態勢

町、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して、次の活動態勢をとる。

表　噴火警戒レベルに対応した活動態勢

<table>
<tr><th colspan="2">噴火警戒
レベル</th><th>町</th><th>支庁</th><th>警察署</th><th>消防本部</th><th>消防団</th><th>都</th></tr>
<tr><td colspan="2">レベル５</td><td rowspan="2">災害対策本部
第４次
非常配備
態勢</td><td>地方隊
～
第３
非常配備
態勢</td><td rowspan="3">現場警備
本部</td><td rowspan="2">災害対策本部
（出動）</td><td rowspan="2">災害対策本部
（出動）</td><td>災害対策本部
～
応急対策本部</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル４</td><td>第３
非常配備
態勢</td><td rowspan="2">応急対策本部
～
災害即応
対策本部
～
情報連絡態勢</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル３</td><td>災害対策本部
第２次
非常配備
態勢</td><td>第２～３
非常配備
態勢</td><td>災害対策本部
（出動待機）</td><td>災害対策本部
（出動待機）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル２</td><td>②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生</td><td>第１次
非常配備
態勢</td><td>第１
非常配備
態勢</td><td rowspan="2">連絡室設置</td><td rowspan="2">情報連絡態勢</td><td rowspan="2">情報連絡態勢</td><td rowspan="2">情報連絡態勢
～
情報監視態勢</td></tr>
<tr><td>①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性</td><td>情報連絡態勢</td><td>情報連絡態勢
（通常）</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル１</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>情報監視態勢</td></tr>
</table>

修正後（令和５年９月）　マ-3

【マニュアル編】

第1部　全体・共通事項

第３章　防災関係機関の体制

１　防災関係機関の活動態勢

町、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して、次の活動態勢をとる。

表　噴火警戒レベルに対応した活動態勢

<table>
<tr><th colspan="2">噴火警戒
レベル</th><th>町</th><th>支庁</th><th>警察署</th><th>消防本部</th><th>消防団</th><th>都</th></tr>
<tr><td colspan="2">レベル５</td><td rowspan="2">災害対策本部
第４次
非常配備
態勢</td><td>地方隊
～
非常配備態勢
（第三段階）</td><td rowspan="3">現場警備
本部</td><td rowspan="2">災害対策本部
（出動）</td><td rowspan="2">災害対策本部
（出動）</td><td>災害対策本部
～
応急対策本部</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル４</td><td>非常配備態勢
（第三段階）</td><td rowspan="2">応急対策本部
～
災害即応
対策本部
～
情報連絡態勢</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル３</td><td>災害対策本部
第２次
非常配備
態勢</td><td>非常配備態勢
（第二段階）</td><td>災害対策本部
（出動待機）</td><td>災害対策本部
（出動待機）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル２</td><td>②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生</td><td>第１次
非常配備
態勢</td><td>非常配備態勢
（第一段階）</td><td rowspan="2">連絡室設置</td><td rowspan="2">情報連絡態勢</td><td rowspan="2">情報連絡態勢</td><td rowspan="2">情報連絡態勢
～
情報監視態勢</td></tr>
<tr><td>①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性</td><td>情報連絡態勢</td><td>情報連絡態勢
（通常）</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル１</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>通常態勢</td><td>情報監視態勢</td></tr>
</table>

修正前（令和２年10月）　マ-5

第４章　防災関係機関の対応

１　噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

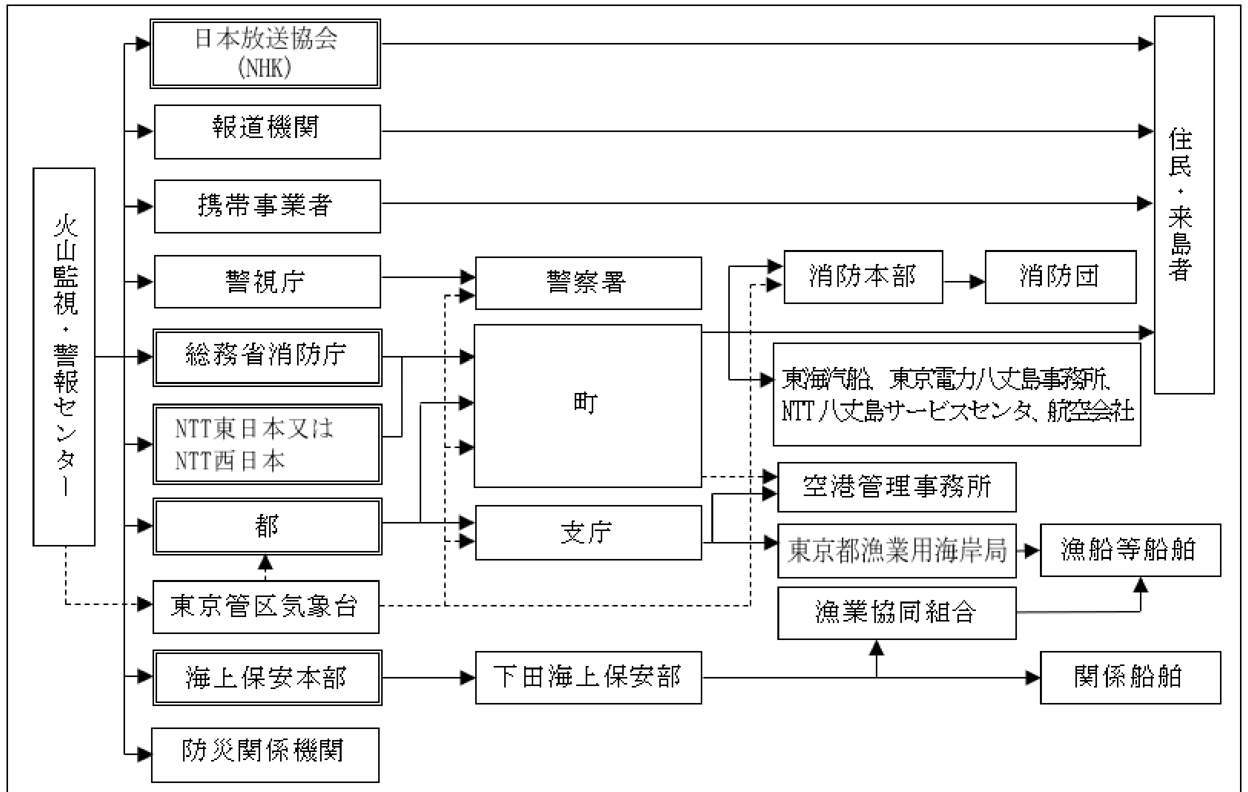

※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく噴火警報の法定通知先

※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

→ 主伝達系統
┄→ 副伝達系統

図　噴火警報・予報の伝達系統

修正後（令和５年９月）　マ-5

第４章　防災関係機関の対応

１　噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

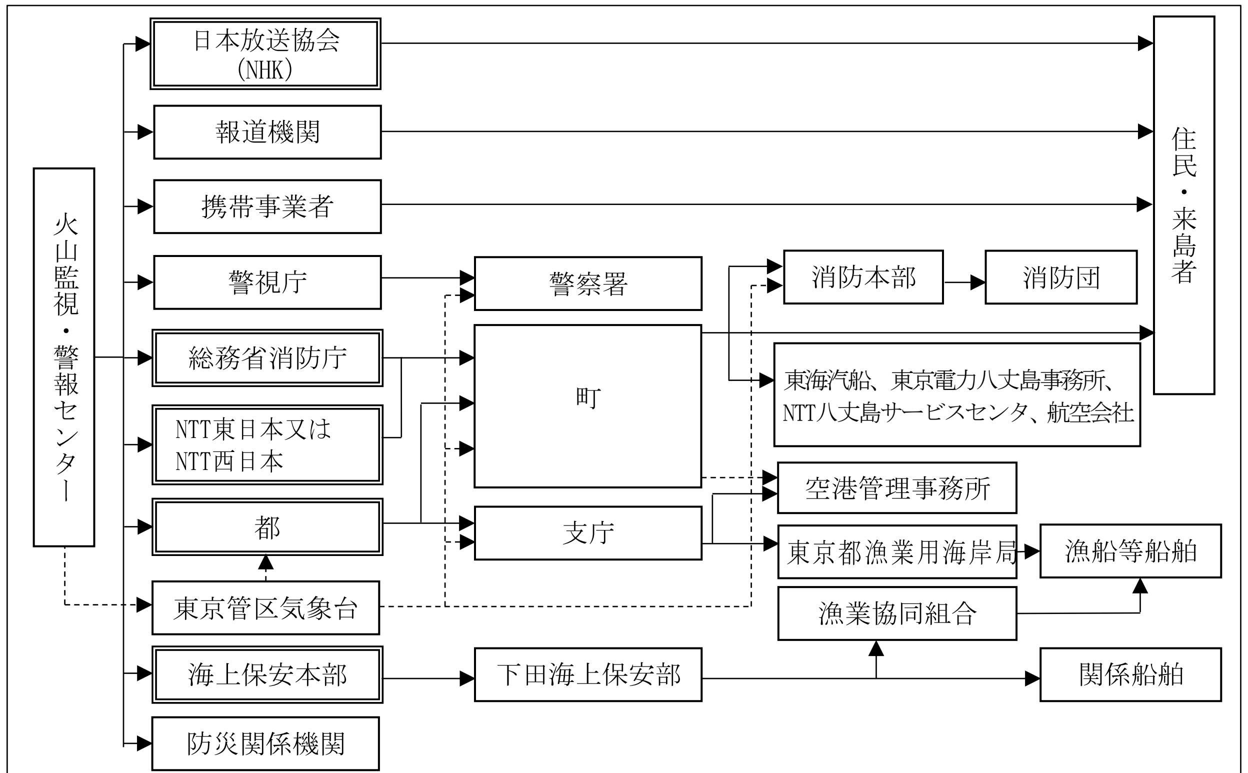

※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく噴火警報の法定通知先

※噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したもの）等も噴火警報・予報に準じて伝達される。

※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

→ 主伝達系統
┄→ 副伝達系統

図　噴火警報・予報等の伝達系統

修正前（令和２年10月）　マ-5－マ-6

３　避難情報の発令

（１）避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

（２）都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

（３）「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル４が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル３が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、町立八丈病院、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

（４）「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル５が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表　島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	○　山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火や大規模なマグマ噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○　沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下、火砕流・火砕サージの流下）の可能性 ○　山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○　島内全域での震度５程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○　大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	○　島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○　ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○　気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○　複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○　大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

修正後（令和５年９月）　マ-5－マ-6

３　避難情報の発令

（１）避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

（２）都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

（３）「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル４が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル３が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、町立八丈病院、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。

（４）「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル５が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表　島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	○山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火や大規模なマグマ噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下、火砕流・火砕サージの流下）の可能性 ○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○島内全域での震度５程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	○　島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○　ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○　気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○　複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○　大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

修正前（令和２年10月）　マ-8	修正後（令和５年９月）　マ-8
４　自衛隊への災害派遣要請 （２）災害派遣部隊の受入れ 町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。 部隊の進出等に係るヘリポートは、八丈島空港又は富士中学校、富士野球場、大賀郷中学校、樫立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を使用する。	４　自衛隊への災害派遣要請 （２）災害派遣部隊の受入れ 町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。 部隊の進出等に係るヘリポートは、八丈島空港又は富士中学校、富士グラウンド、大賀郷中学校、樫立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を使用する。
修正前（令和２年10月）　マ-10	修正後（令和５年９月）　マ-10
第２部噴火警戒レベル別マニュアル 第１章　噴火警戒レベル１（山頂噴火） ３　各機関の対応 （１）立入規制 ■立入規制図 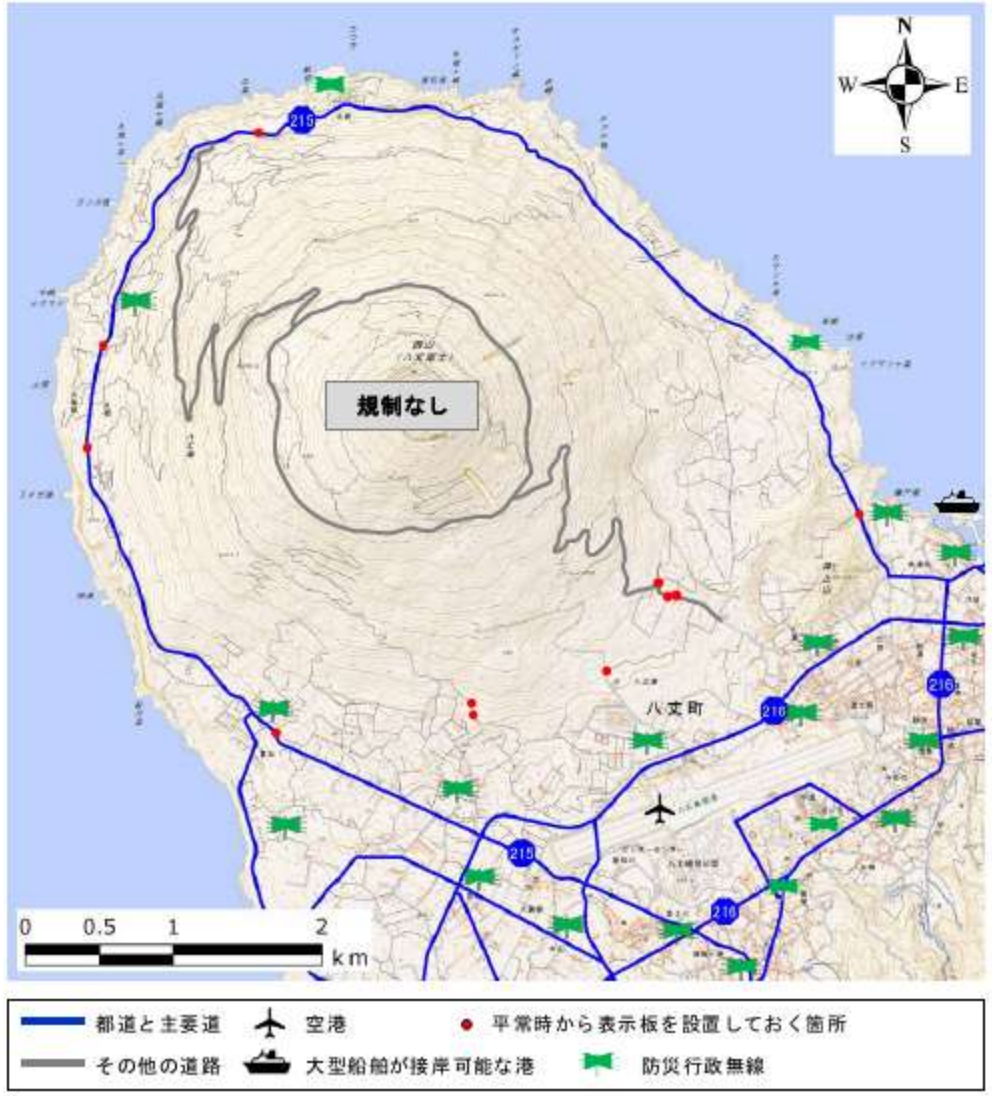	**第２部噴火警戒レベル別マニュアル** 第１章　噴火警戒レベル１（山頂噴火） ３　各機関の対応 （１）立入規制 ■立入規制図 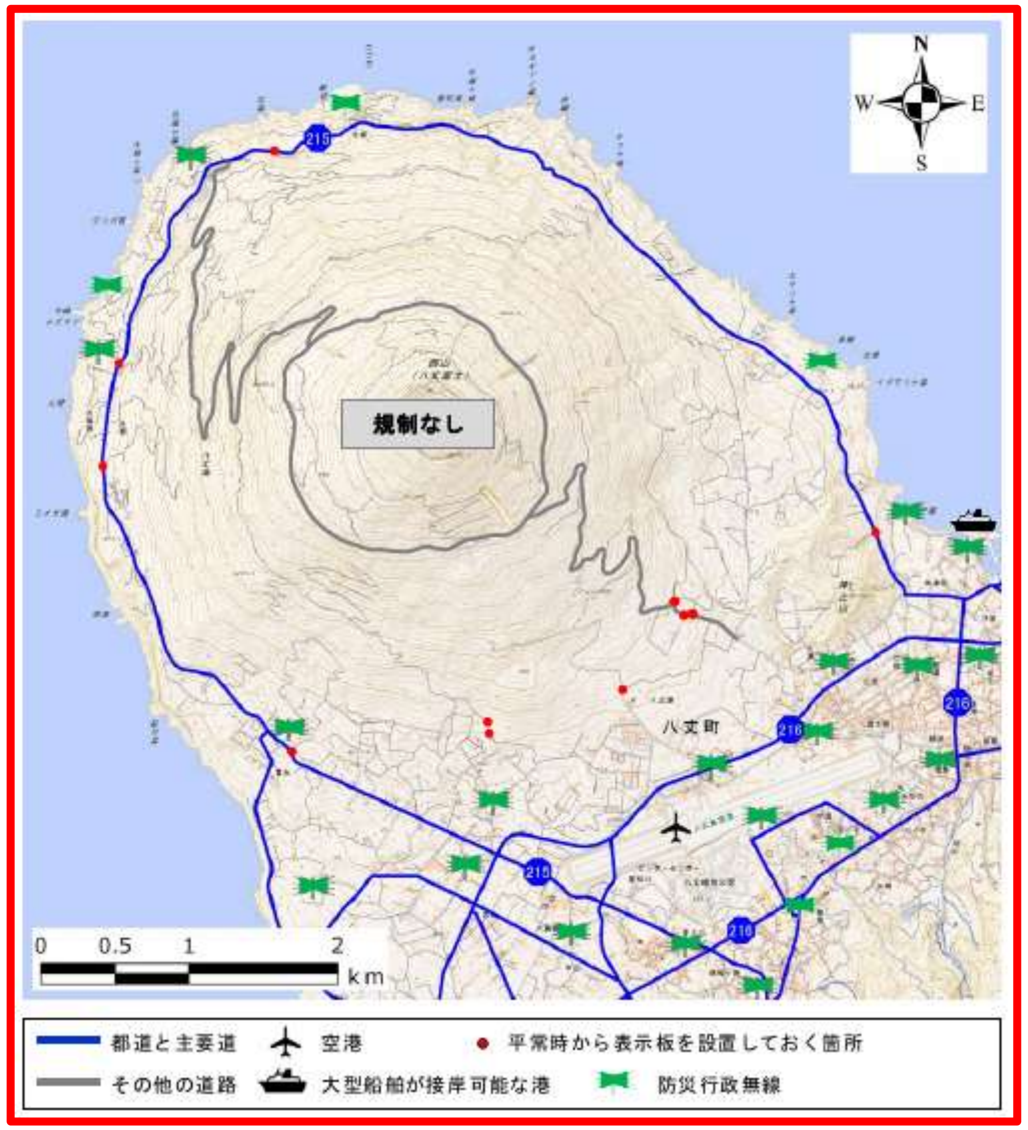

修正前（令和２年10月）　マ-11

第２章　噴火警戒レベル２（山頂噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

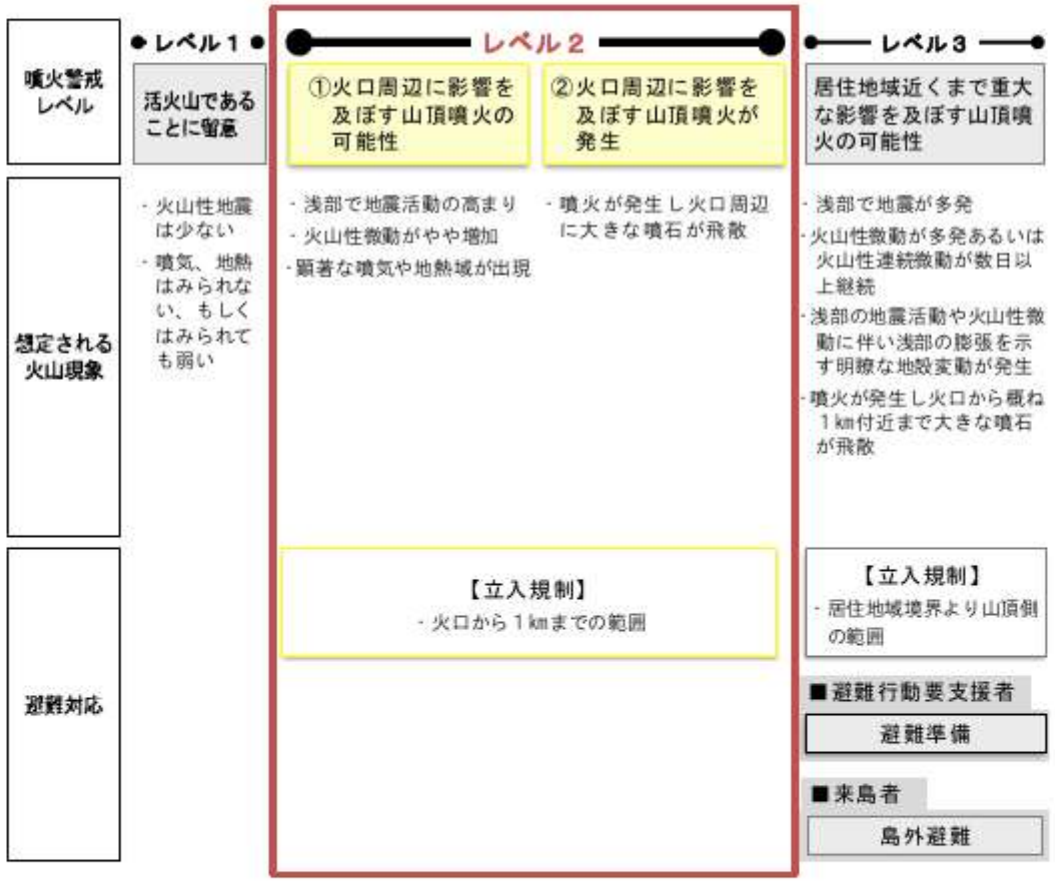

２　各機関の活動態勢

町	①情報連絡態勢　　　　　②第１次非常配備態勢
支庁	①情報連絡態勢（通常）　②第１非常配備態勢
警察署	連絡室設置
消防本部／団	情報連絡態勢／情報連絡態勢
都	情報監視態勢　～　情報連絡態勢

修正後（令和５年９月）　マ-11

第２章　噴火警戒レベル２（山頂噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

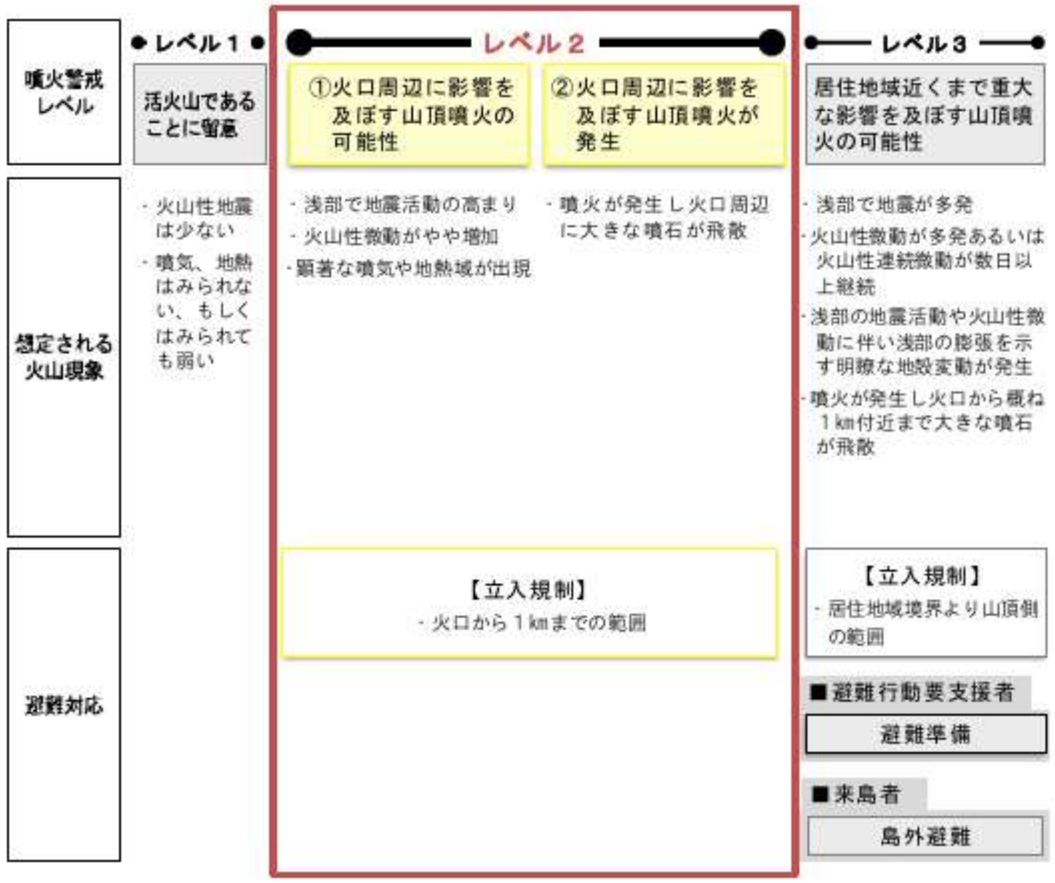

２　各機関の活動態勢

町	①情報連絡態勢　　　　　②第１次非常配備態勢
支庁	①情報連絡態勢（通常）　②非常配備態勢（第一段階）
警察署	連絡室設置
消防本部／団	情報連絡態勢／情報連絡態勢
都	情報監視態勢　～　情報連絡態勢

修正前（令和２年10月）　マ-13

３　各機関の対応

（１）立入規制

■立入規制図

※立入規制を実施した場合は、船客待合室、空港等に表示板を設置する。

修正後（令和５年９月）　マ-13

３　各機関の対応

（１）立入規制

■立入規制図

※立入規制を実施した場合は、船客待合室、空港等に表示板を設置する。

修正前（令和２年10月）　マ-14	修正後（令和５年９月）　マ-14
3　各機関の対応	3　各機関の対応

修正前（令和２年10月）　マ-14

３　各機関の対応

（１）立入規制

■各機関の役割

町	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・表示板の設置（船客待合所、空港など）
警察署	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回
消防本部／団	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区 気象台	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	・立入規制の報告（支庁から受理） ・現地情報の把握、共有

※「３ 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正後（令和５年９月）　マ-14

３　各機関の対応

（１）立入規制

■各機関の役割

町	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・表示板の設置（船客待合所、空港など）
警察署	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回
消防本部／団	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区 気象台	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	・立入規制の報告（支庁から受理） ・現地情報の把握、共有

※「３ 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（令和２年10月）　マ-15

第３章　噴火警戒レベル３（山頂噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

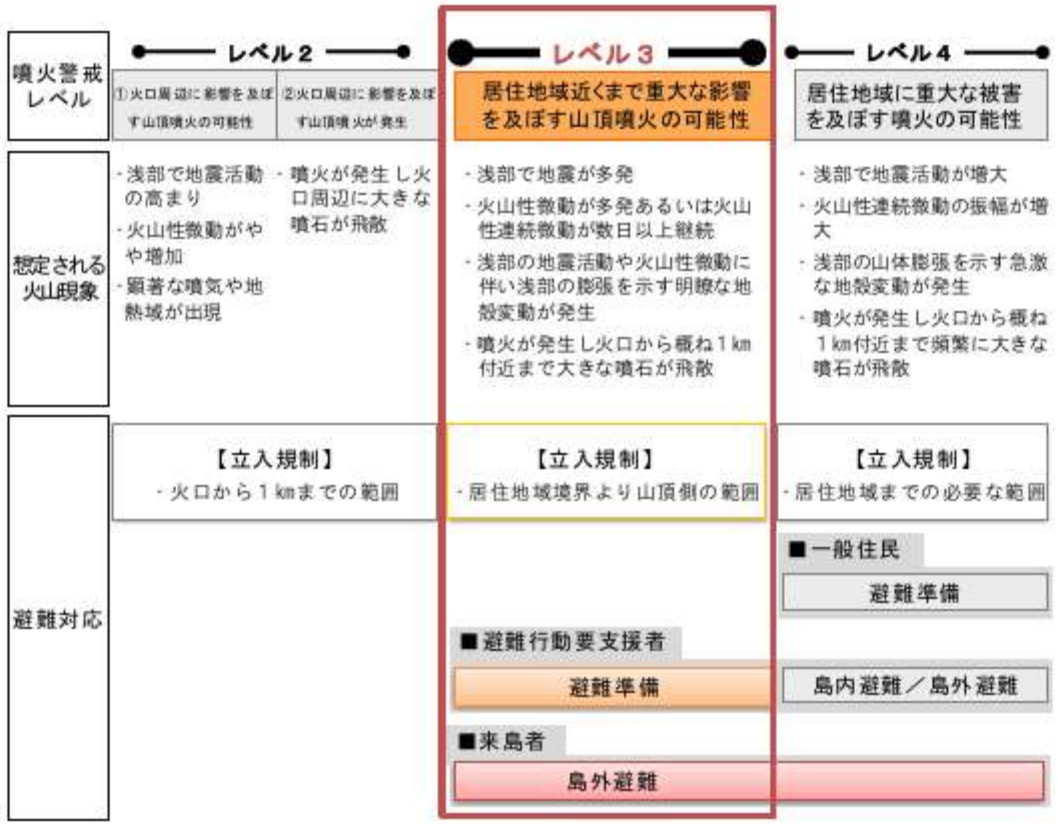

２　各機関の活動態勢

町	災害対策本部第２次非常配備態勢
支庁	第２～３非常配備態勢
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動待機）／災害対策本部（出動待機）
都	情報連絡態勢　～　災害即応対策本部　～　応急対策本部

修正後（令和５年９月）　マ-15

第３章　噴火警戒レベル３（山頂噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

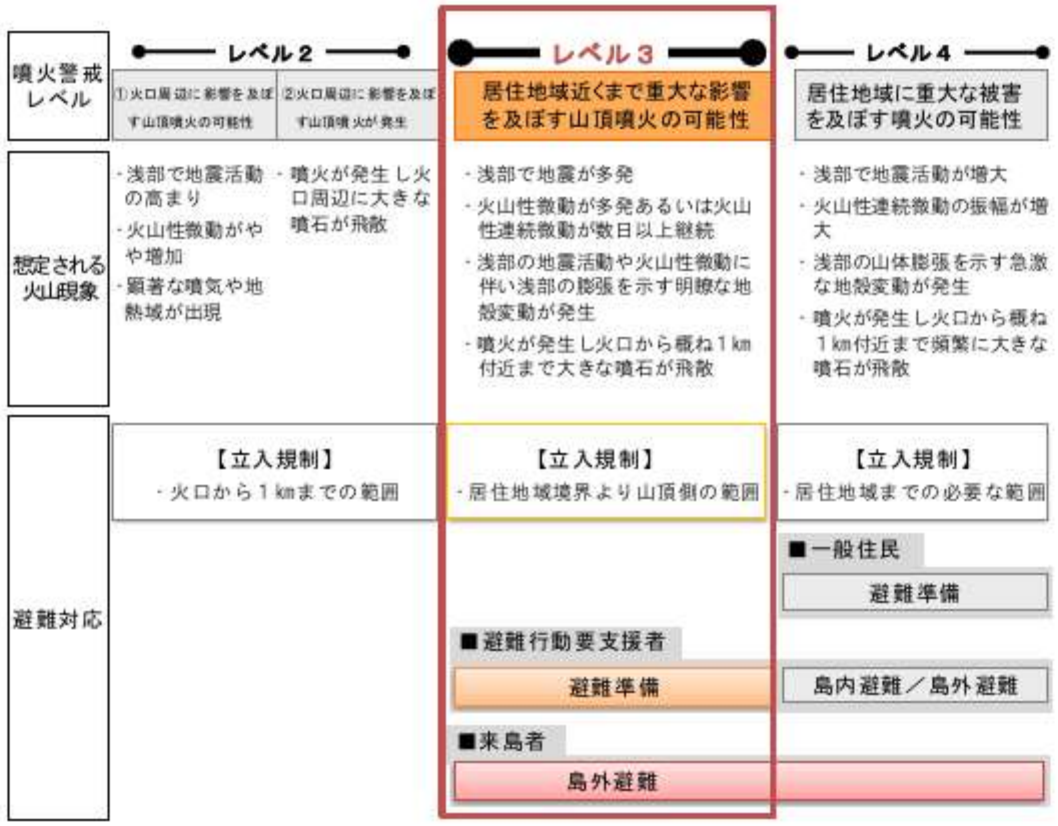

２　各機関の活動態勢

町	①第２次非常配備態勢　②第３次非常配備態勢
支庁	非常配備態勢（第二段階）
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動待機）／災害対策本部（出動待機）
都	情報連絡態勢　～　災害即応対策本部　～　応急対策本部

修正前（令和２年10月）　マ-17	修正後（令和５年９月）　マ-17
３　各機関の対応 （１）立入規制 ■立入規制図 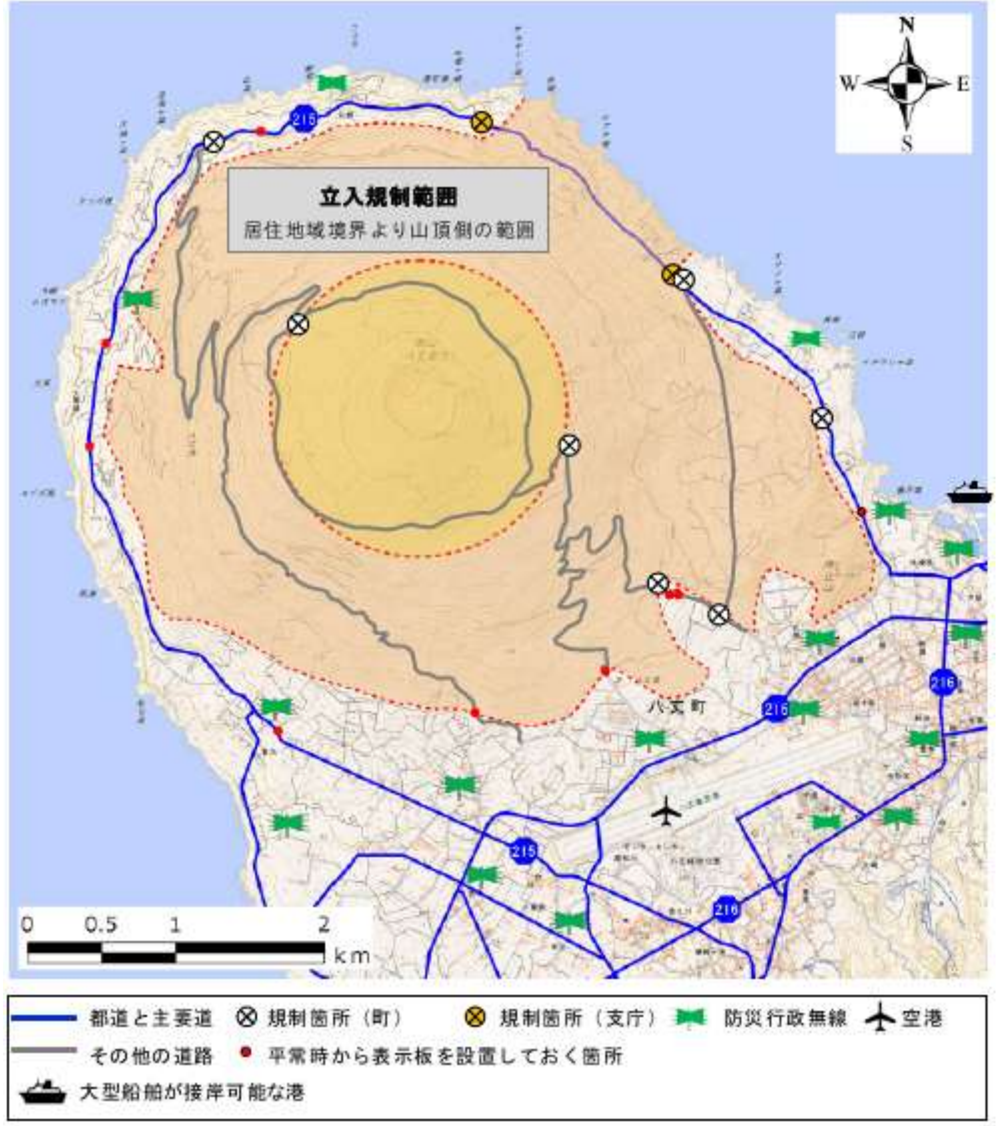 ※立入規制を実施した場合は、船客待合所、空港等に表示板を設置する。	３　各機関の対応 （１）立入規制 ■立入規制図 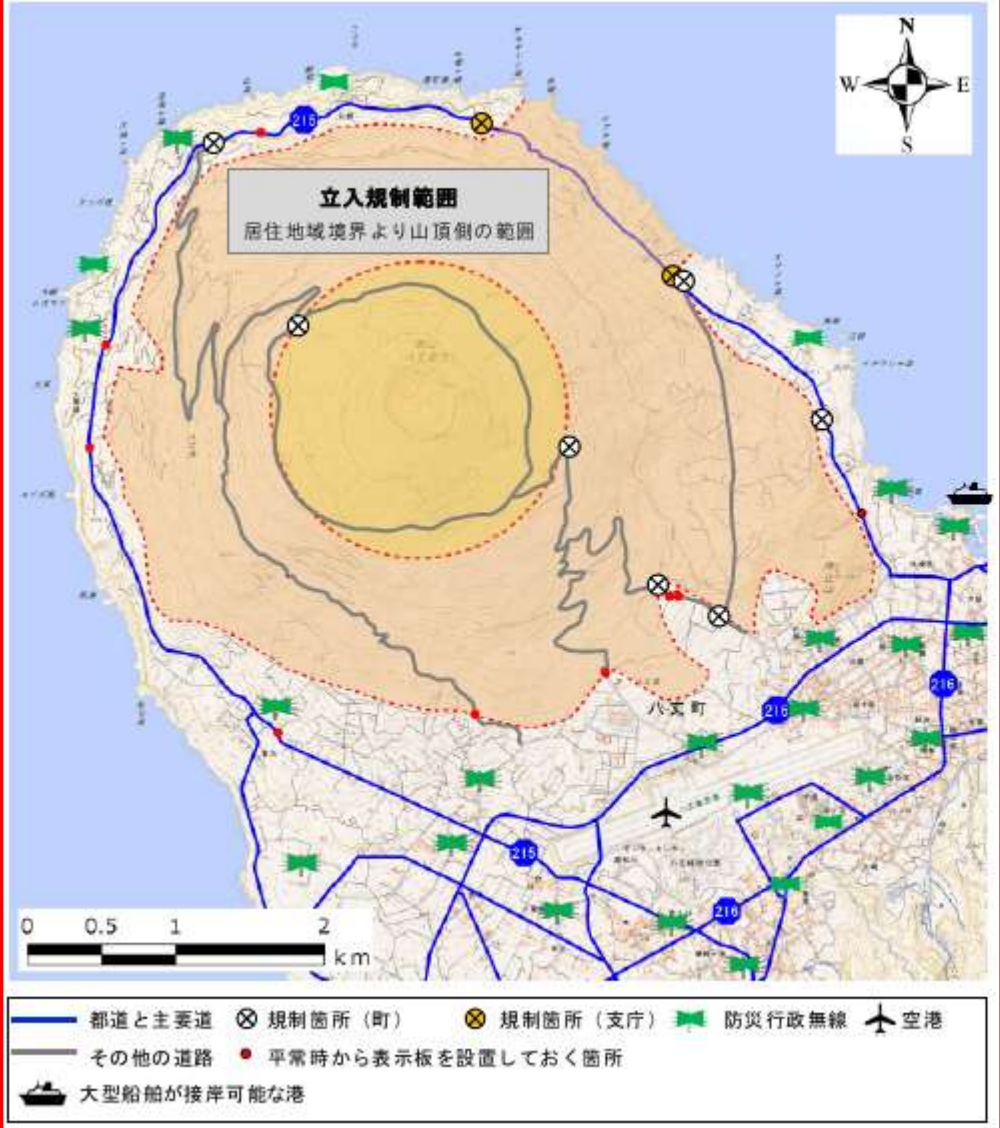 ※立入規制を実施した場合は、船客待合所、空港等に表示板を設置する。

修正前（令和２年10月）　マ-18	修正後（令和５年９月）　マ-18
3　各機関の対応	3　各機関の対応

修正前（令和２年10月）　マ-18

３　各機関の対応

（１）立入規制

■各機関の役割

町	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回
消防本部／団	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区気象台	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「３ 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正後（令和５年９月）　マ-18

３　各機関の対応

（１）立入規制

■各機関の役割

町	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回
消防本部／団	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区気象台	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「３ 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（令和２年10月）　マ-21

第４章　噴火警戒レベル４（山頂噴火・山腹噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

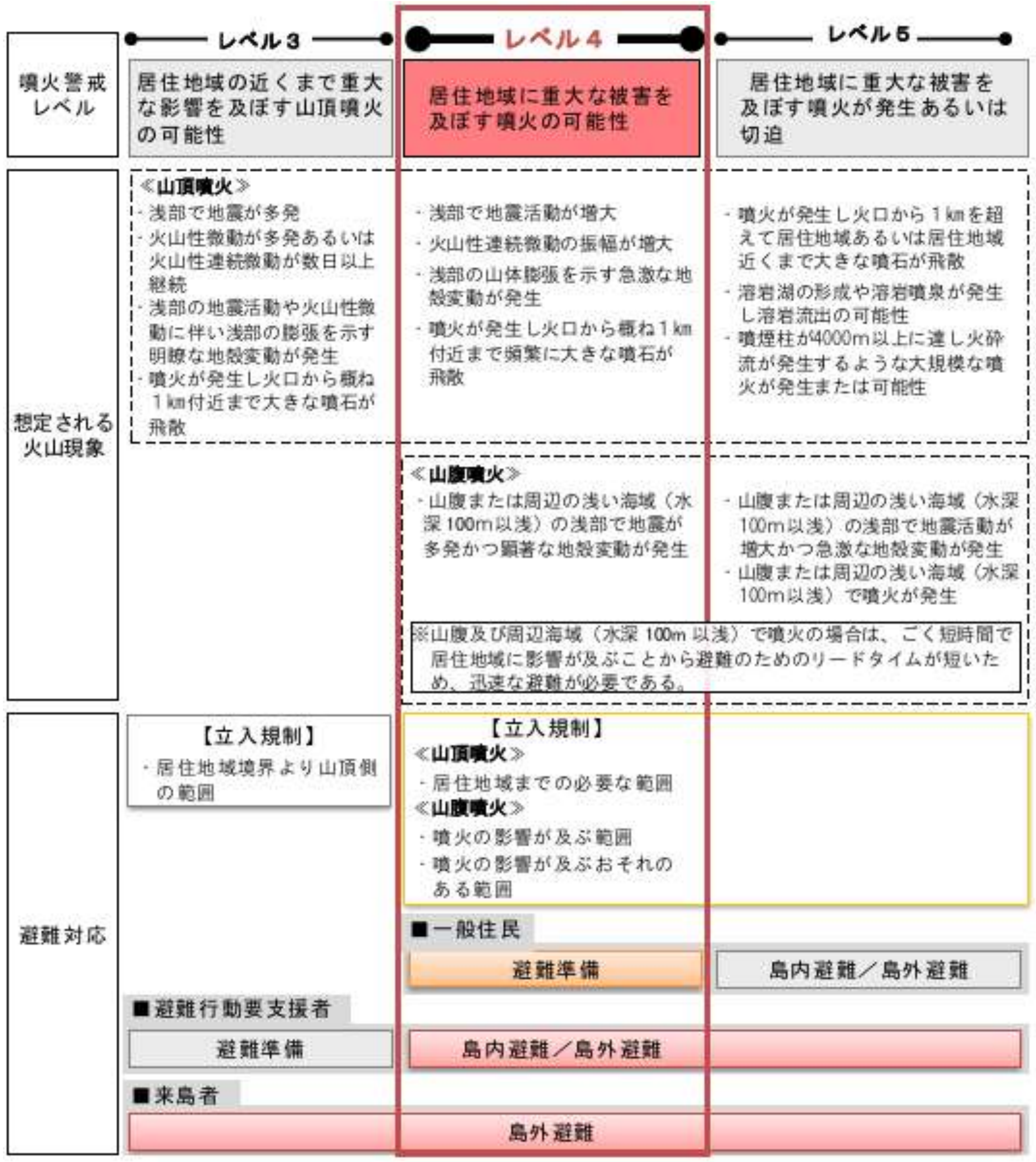

２　各機関の活動態勢

町	災害対策本部第４次非常配備態勢
支庁	第３非常配備態勢
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動）／災害対策本部（出動）
都	情報連絡態勢　～　災害即応対策本部　～　応急対策本部

修正後（令和５年９月）　マ-21

第４章　噴火警戒レベル４（山頂噴火・山腹噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

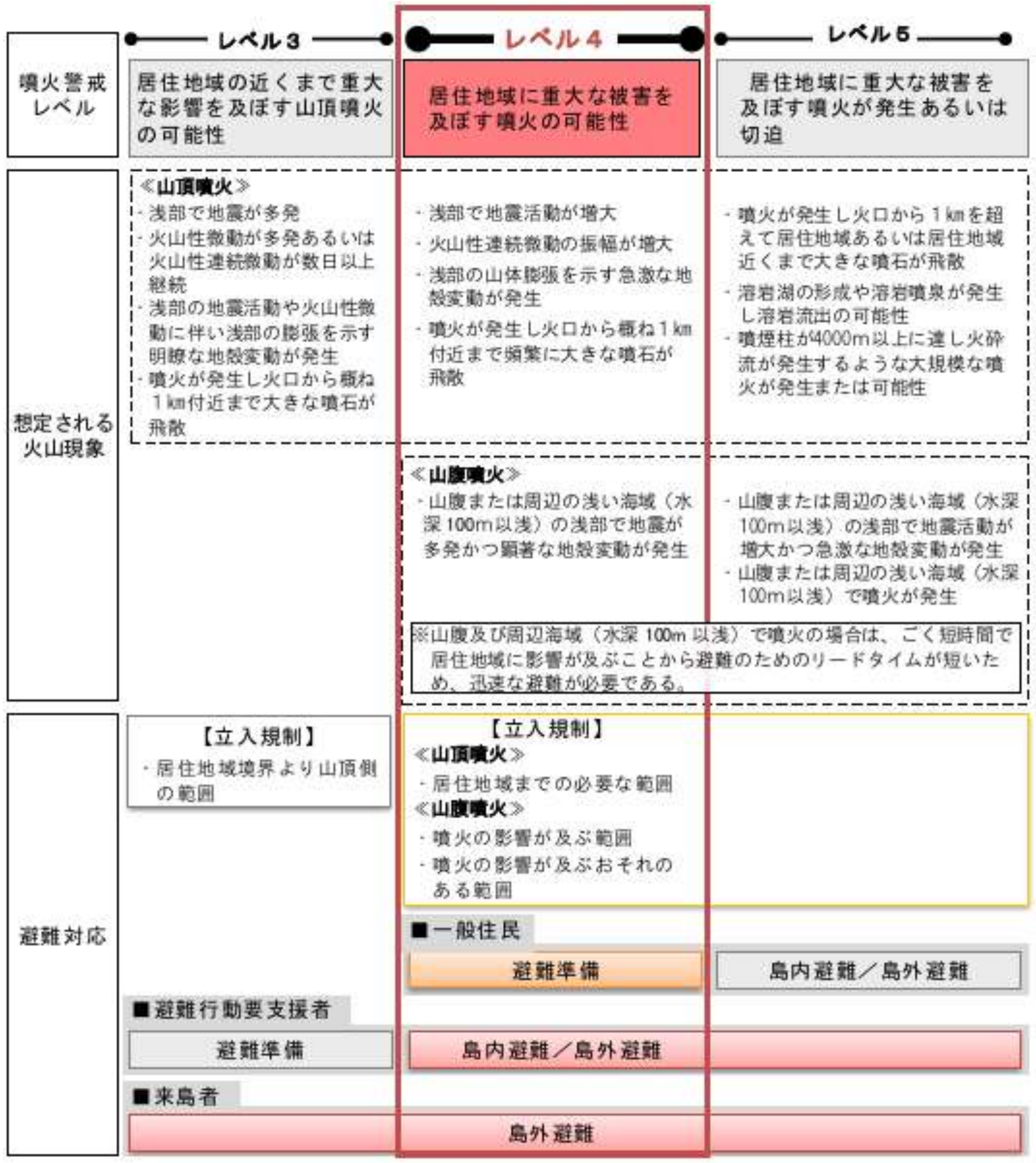

２　各機関の活動態勢

町	第４次非常配備態勢
支庁	非常配備態勢（第三段階）
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動）／災害対策本部（出動）
都	情報連絡態勢　～　災害即応対策本部　～　応急対策本部

修正前（令和２年10月）　マ-24	修正後（令和５年９月）　マ-24

修正前（令和２年10月）　マ-24

３　各機関の対応

（１）立入規制

■立入規制図

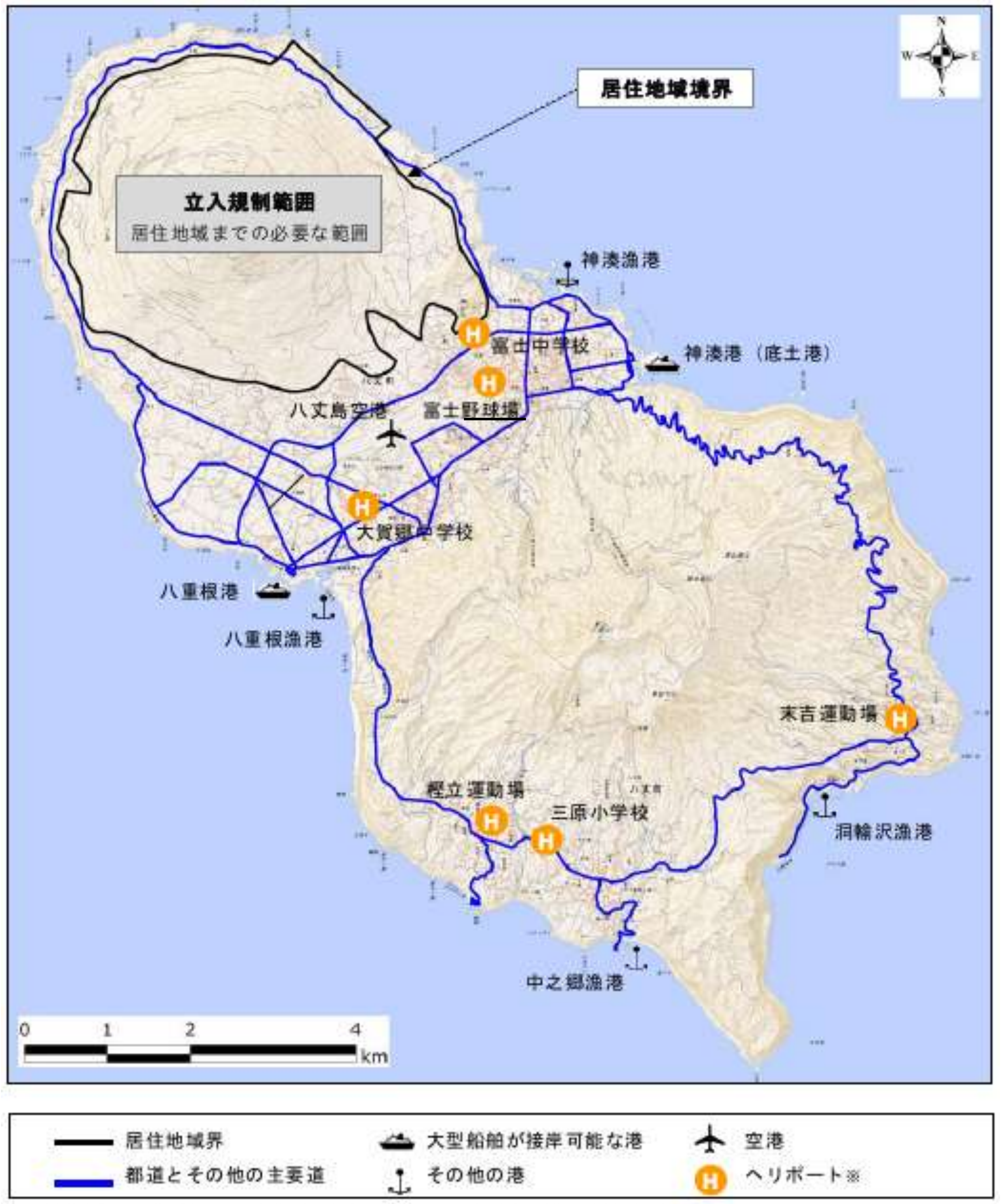

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正後（令和５年９月）　マ-24

３　各機関の対応

（１）立入規制

■立入規制図

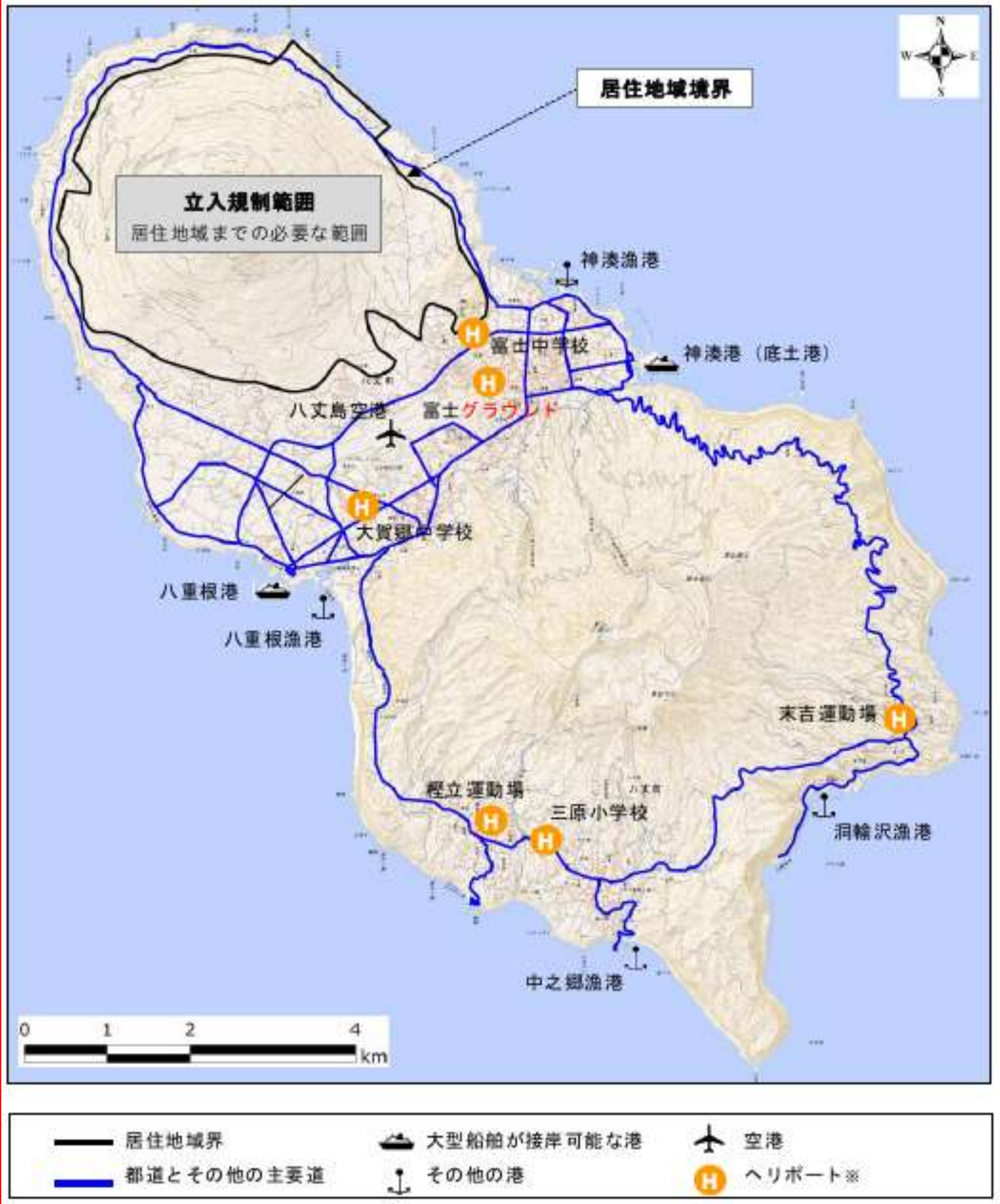

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正前（令和２年10月）　マ-25	修正後（令和５年９月）　マ-25
３　各機関の対応 （１）立入規制 ■各機関の役割	３　各機関の対応 （１）立入規制 ■各機関の役割

修正前（令和２年10月）　マ-25

３　各機関の対応

（１）立入規制

■各機関の役割

町	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回
消防本部／団	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区 気象台	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「３　各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正後（令和５年９月）　マ-25

３　各機関の対応

（１）立入規制

■各機関の役割

町	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回
消防本部／団	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区 気象台	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「３　各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（令和２年10月）　マ-28	修正後（令和５年９月）　マ-28

3　各機関の対応

（２）避難対応

イ　避難行動要支援者（島内避難／島外避難）

■避難場所・避難所・社会福祉施設の位置図

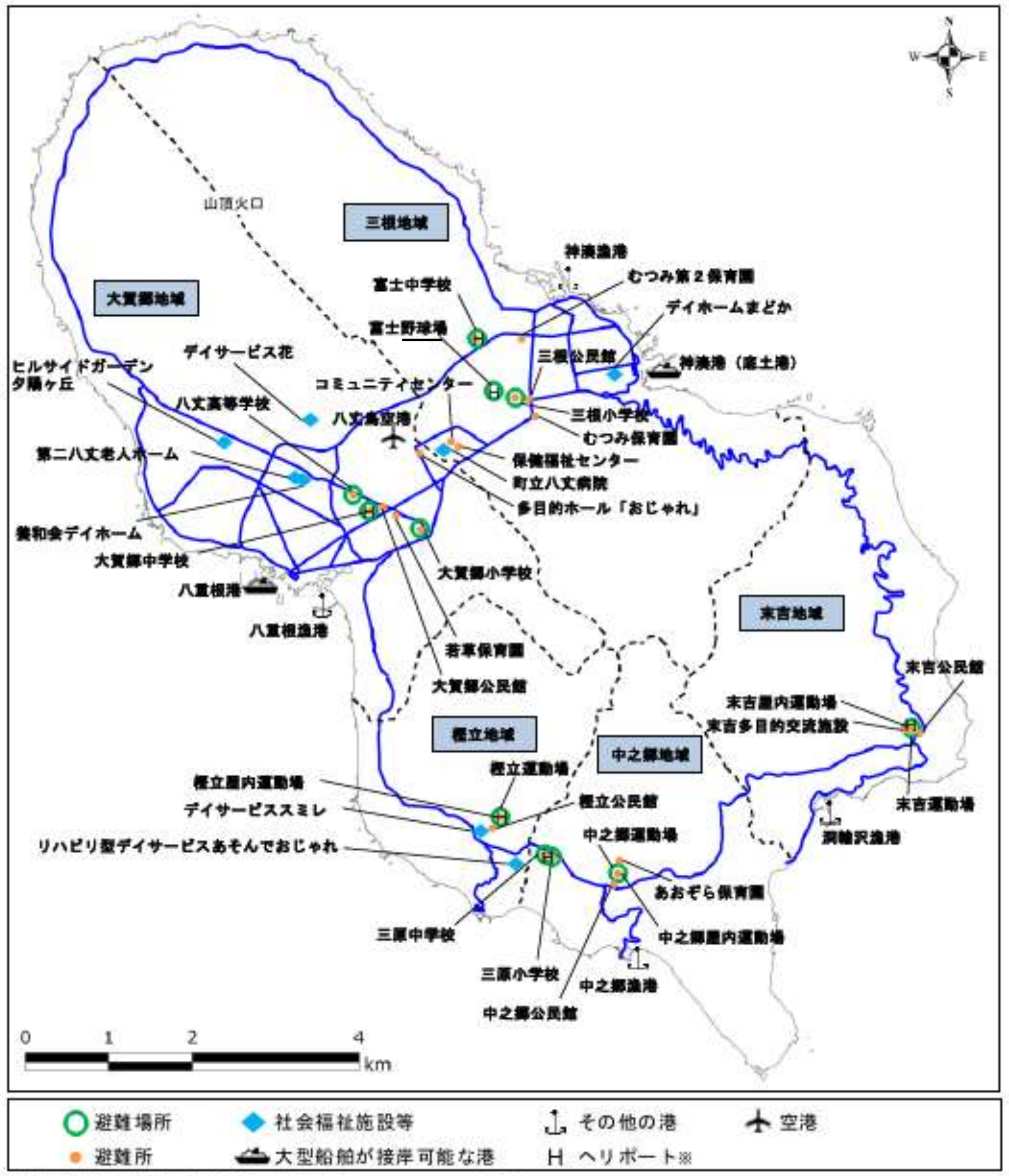

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が
災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

マ-28

3　各機関の対応

（２）避難対応

イ　避難行動要支援者（島内避難／島外避難）

■避難場所・避難所・社会福祉施設の位置図

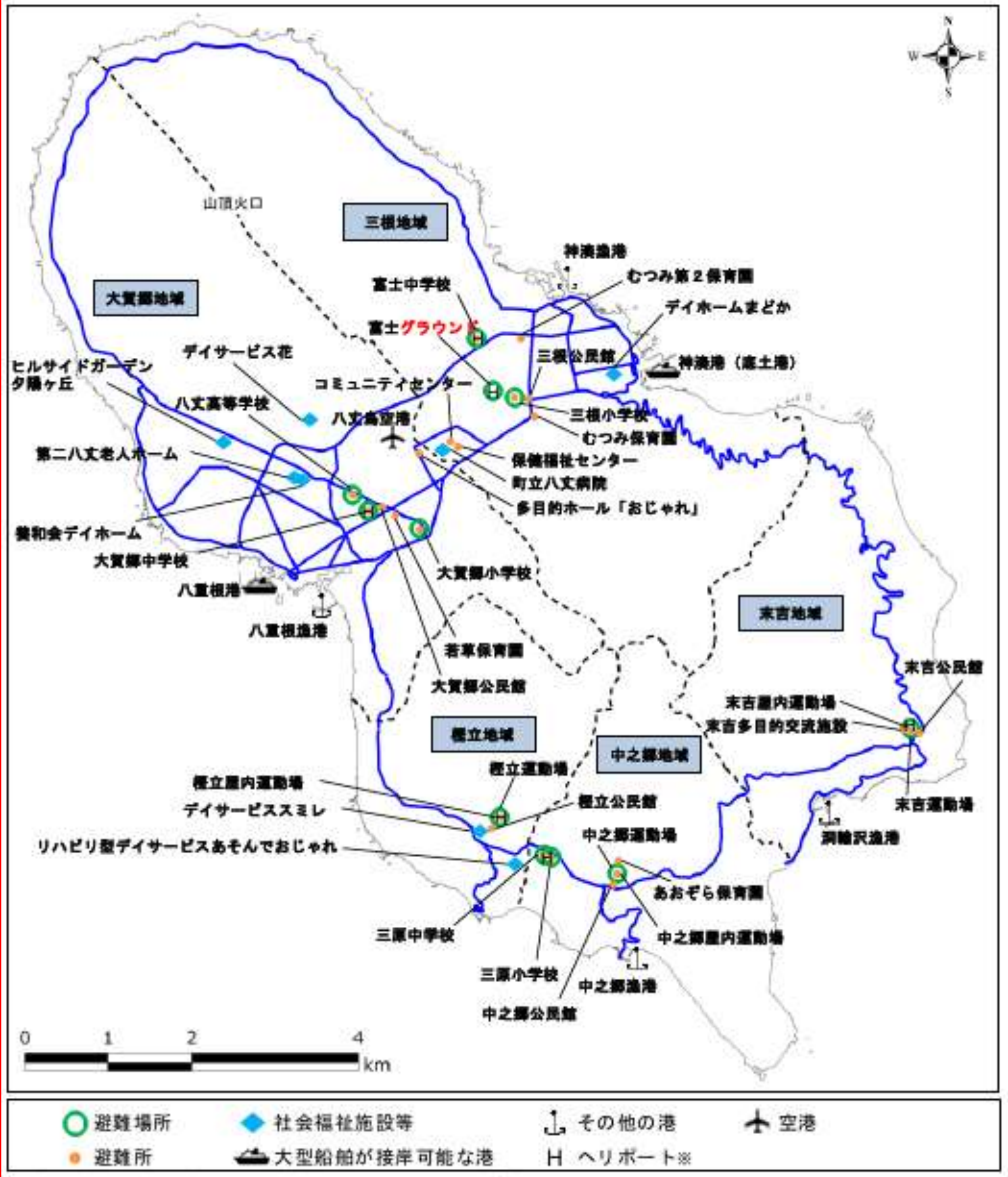

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が
災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

マ-28

修正前（令和２年10月）　マ-30

第５章　噴火警戒レベル５（山頂噴火・山腹噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

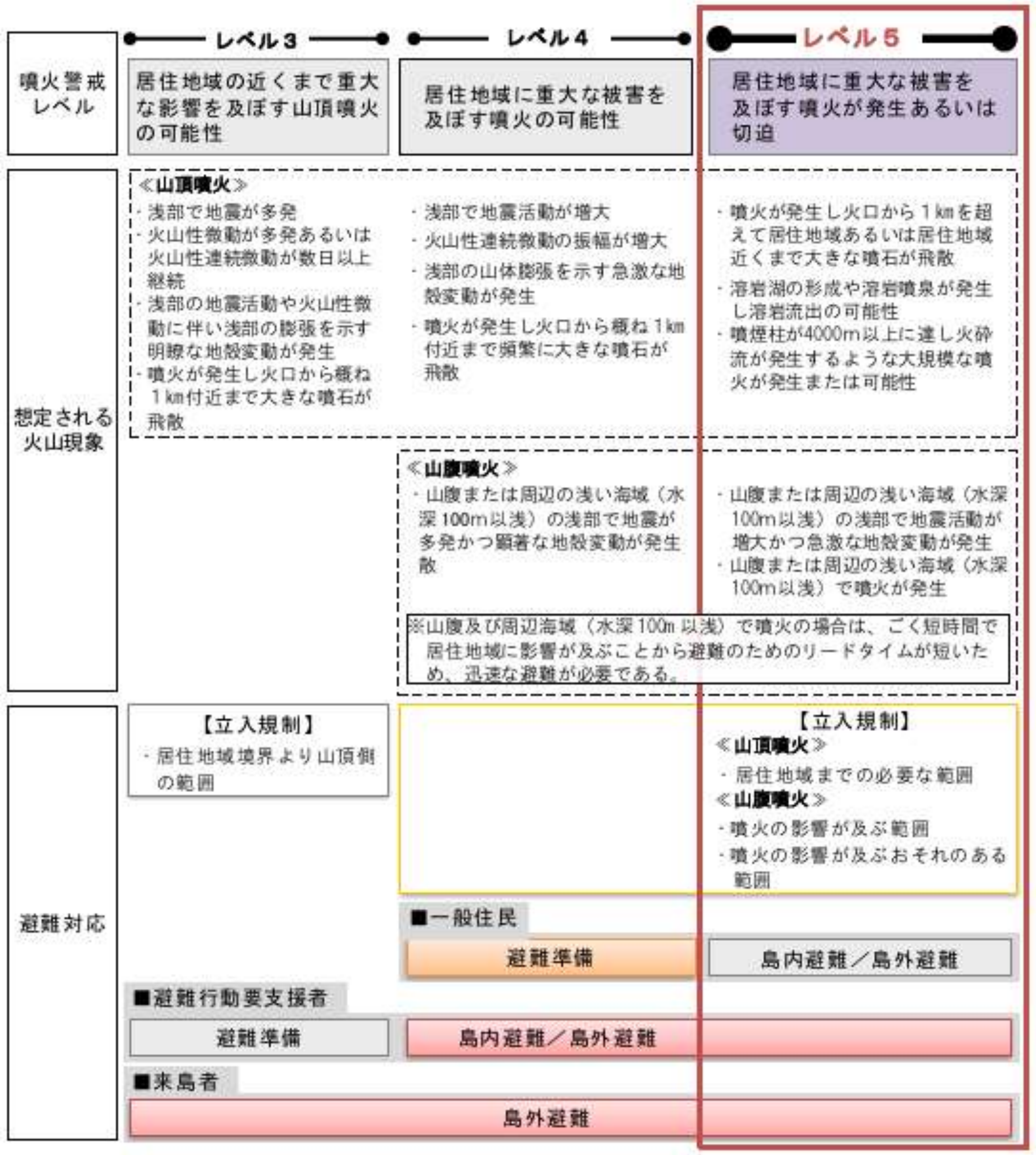

２　各機関の活動態勢

町	災害対策本部第４次非常配備態勢
支庁	第３非常配備態勢　～　地方隊※
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動）／災害対策本部（出動）
都	応急対策本部　～　災害対策本部

※　東京都の災害対策本部の現地機関として設置される。

修正後（令和５年９月）　マ-30

第５章　噴火警戒レベル５（山頂噴火・山腹噴火）

１　噴火警戒レベルと避難対応の目安

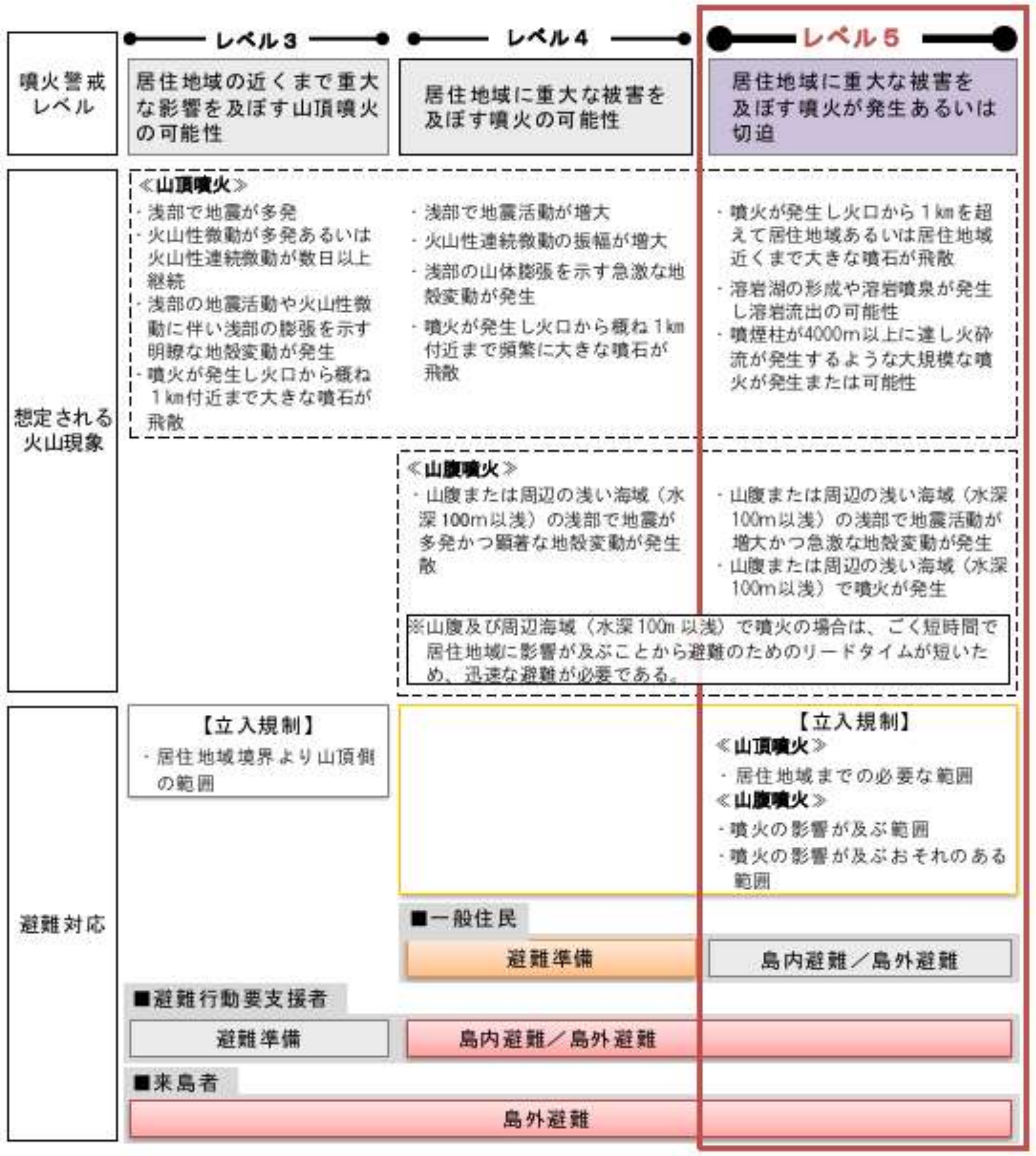

２　各機関の活動態勢

町	第４次非常配備態勢
支庁	非常配備態勢（第三段階）　～　地方隊※
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動）／災害対策本部（出動）
都	応急対策本部　～　災害対策本部

※　東京都の災害対策本部の現地機関として設置される。

修正前（令和２年10月）　マ-34	修正後（令和５年９月）　マ-34

修正前（令和２年10月）　マ-34

3　各機関の対応

（１）立入規制

■立入規制図

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正後（令和５年９月）　マ-34

3　各機関の対応

（１）立入規制

■立入規制図

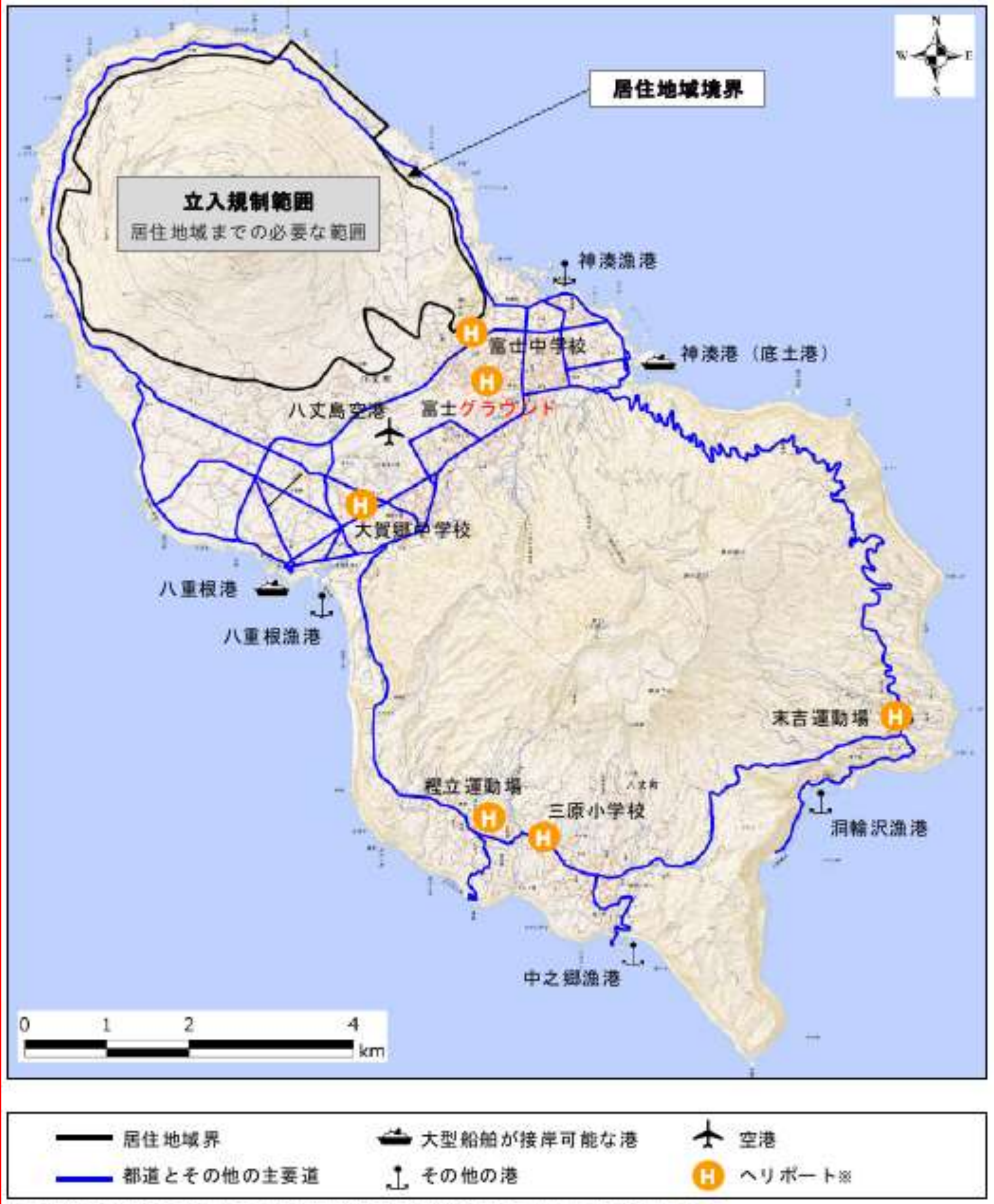

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正前（令和２年10月）　マ-35	修正後（令和５年９月）　マ-35
3　各機関の対応 （１）立入規制 ■各機関の役割	3　各機関の対応 （１）立入規制 ■各機関の役割
町 ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回	**町** ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、東京管区気象台長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握 ・規制箇所の巡回
支庁 ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回	**支庁** ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・規制箇所の巡回
警察署 ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回	**警察署** ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・規制箇所の巡回
消防本部／団 ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）	**消防本部／団** ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖の協力 （規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）
東京管区気象台 ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）	**東京管区気象台** ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都 ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）	**都** ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）
※「３ 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載	※「３ 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（令和２年10月）　マ-39	修正後（令和５年９月）　マ-39
3　各機関の対応 （２）避難対応 イ　避難行動要支援者（島内避難／島外避難） ■避難場所・避難所・社会福祉施設の位置図 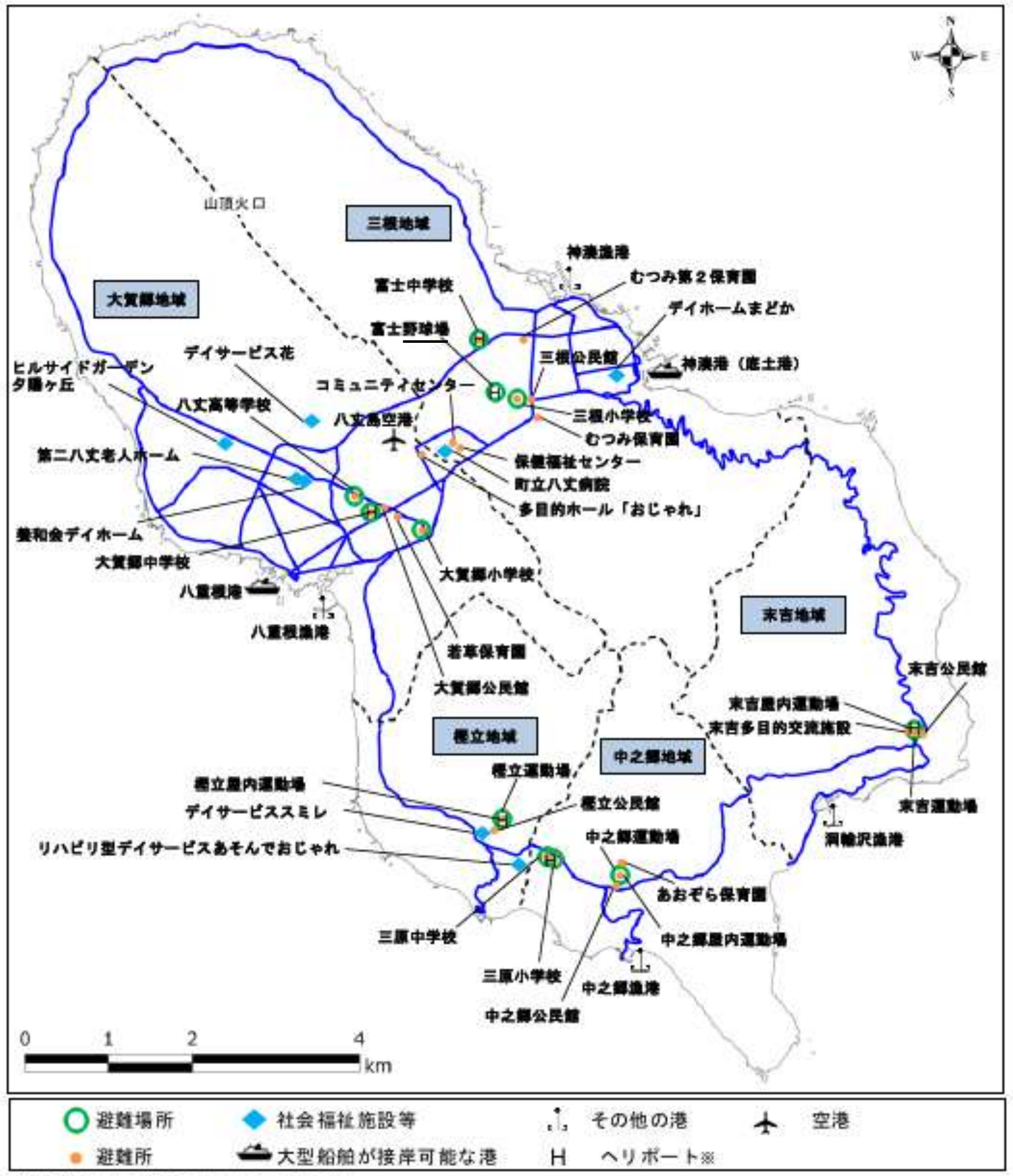 ※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が 災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。　マ-39	3　各機関の対応 （２）避難対応 イ　避難行動要支援者（島内避難／島外避難） ■避難場所・避難所・社会福祉施設の位置図 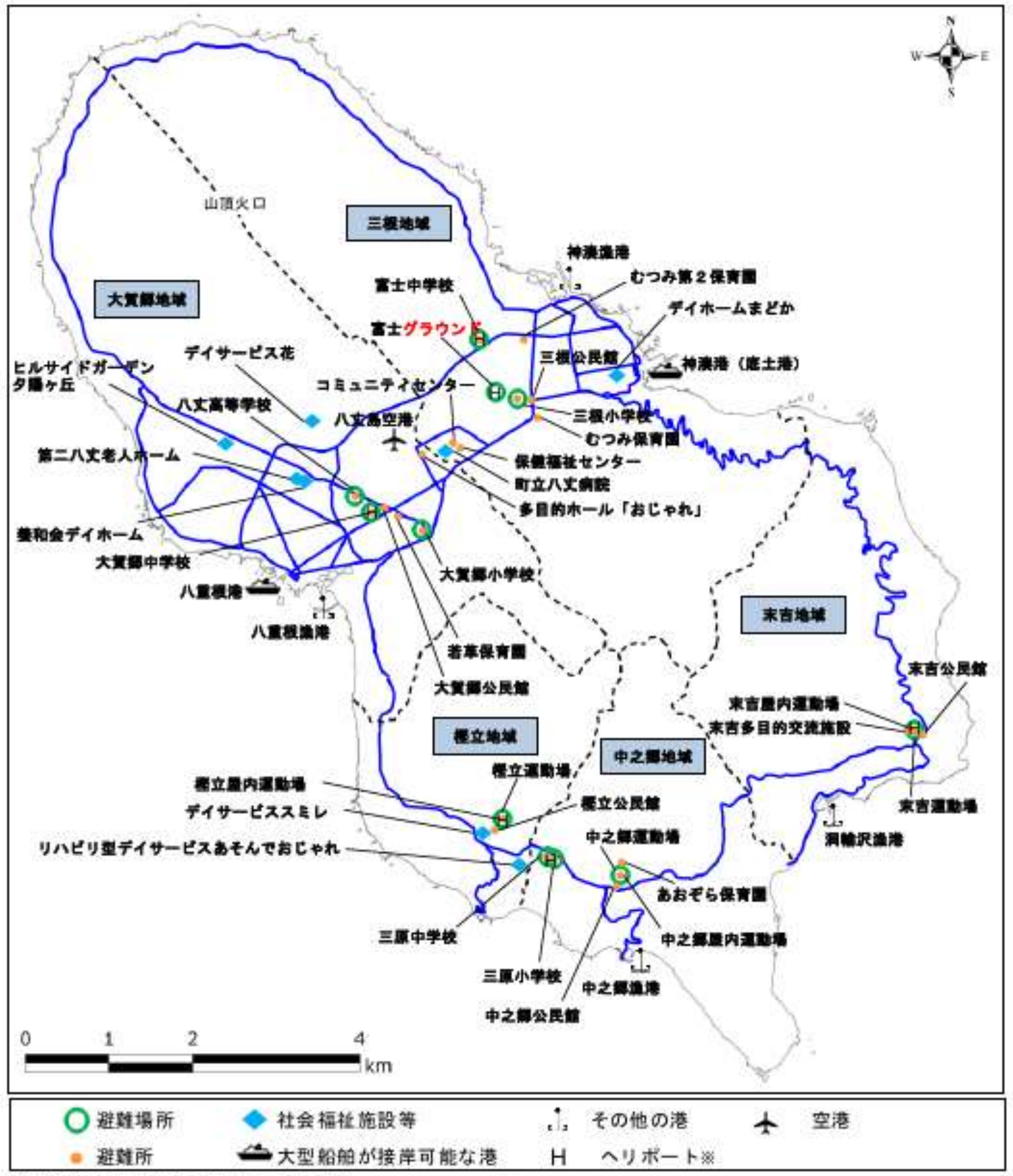 ※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が 災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。　マ-39

修正前（令和２年10月）　マ-45

≪詳細資料≫島内避難計画（避難対象地域別避難計画）

１）山腹噴火により三根地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
3,532人	延べ79台	町職員・警察官・消防団員

● 一台当たり 45 人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）

＜避難場所＞

三根小学校、富士中学校、富士野球場

〔第１目標への避難が不可能・危険〕

＜避難先＞

第１目標
【大賀郷地域内の避難所】

・大賀郷公民館（185人）
・大賀郷小学校（598人）
・大賀郷中学校（514人）
・八丈高等学校（808人）
・若草保育園（146人）
・多目的ホール
「おじゃれ」（253人）
計2,504人

＜避難先＞

第２目標
【大賀郷地域以外の避難所】

【三根地域】(505人)
・コミュニティセンター(257人)
・保健福祉センター(248人)
【樫立地域】(442人)
・樫立公民館(130人)
・樫立屋内運動場(312人)
【中之郷地域】(1,473人)
・中之郷公民館(120人)
・三原小学校(453人)
・三原中学校(478人)
・あおぞら保育園(136人)
・中之郷屋内運動場(286人)
【末吉地域】(562人)
・末吉公民館(125人)
・末吉多目的交流施設(154人)
・末吉屋内運動場(283人)
計2,982人

〔地域内に孤立〕

○船舶で避難

【地域内の港】
・神湊港（底土港）

○堅牢な建物に避難（地域内待機）

【地域内の堅牢な建物】
・三根公民館(207人)
・三根小学校(745人)
・富士中学校(576人)
・むつみ保育園(141人)
・むつみ第２保育園(162人)
・コミュニティセンター
(257人)
・保健福祉センター(248人)
計2,336人

※カッコ内の人数は、避難所収容人数の合計

■留意事項（○：共通事項　●：地域別事項）

○ 山腹及び周辺海域での噴火は、ごく短時間で居住地域まで影響が及ぶことから、迅速な避難が必要である。
○ 「島外避難の判断要素」(マ-6)に該当する場合は、大賀郷・末吉・中之郷・樫立地域の住民も含め、島外避難を行う必要がある。天候により、八重根港又は神湊港(底土港)が使用できないことも想定し、迅速な判断が必要である。
● 大賀郷地域だけでは、避難者の収容ができない。避難者数が避難所の収容人数を上回った場合の対応は、コアグループや合同会議において協議し、火山活動の状況を踏まえ、決定する(三根住民数:3,602人、収容人数:2,504人)。火山活動状況に応じて、三根地域内の避難所(コミュニティセンター、保健福祉センター等)を活用することも検討する。
　※大賀郷地域以外の地域の避難所収容可能人数は以下のとおり
　　三根地域:505人、樫立地域:442人、中之郷地域:1,473人、末吉地域:562人
● 火山灰や火山活動に伴う地震による道路被害等によって、大賀郷方向の通行が困難になる可能性がある。その場合、三根地域内に留まるか、神湊港(底土港)から島外避難するかの判断が必要である。コアグループや合同会議において協議し、火山活動の状況を踏まえ、決定する。

修正後（令和５年９月）　マ-45

≪詳細資料≫島内避難計画（避難対象地域別避難計画）

１）山腹噴火により三根地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
3,532人	延べ79台	町職員・警察官・消防団員

● 一台当たり 45 人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）

＜避難場所＞

三根小学校、富士中学校、富士グラウンド

〔第１目標への避難が不可能・危険〕

＜避難先＞

第１目標
【大賀郷地域内の避難所】

・大賀郷公民館（185人）
・大賀郷小学校（598人）
・大賀郷中学校（514人）
・八丈高等学校（808人）
・若草保育園（146人）
・多目的ホール
「おじゃれ」（253人）
計2,504人

＜避難先＞

第２目標
【大賀郷地域以外の避難所】

【三根地域】(505人)
・コミュニティセンター(257人)
・保健福祉センター(248人)
【樫立地域】(442人)
・樫立公民館(130人)
・樫立屋内運動場(312人)
【中之郷地域】(1,473人)
・中之郷公民館(120人)
・三原小学校(453人)
・三原中学校(478人)
・あおぞら保育園(136人)
・中之郷屋内運動場(286人)
【末吉地域】(562人)
・末吉公民館(125人)
・末吉多目的交流施設(154人)
・末吉屋内運動場(283人)
計2,982人

〔地域内に孤立〕

○船舶で避難

【地域内の港】
・神湊港（底土港）

○堅牢な建物に避難（地域内待機）

【地域内の堅牢な建物】
・三根公民館(207人)
・三根小学校(745人)
・富士中学校(576人)
・むつみ保育園(141人)
・むつみ第２保育園(162人)
・コミュニティセンター
(257人)
・保健福祉センター(248人)
計2,336人

※カッコ内の人数は、避難所収容人数の合計

■留意事項（○：共通事項　●：地域別事項）

○ 山腹及び周辺海域での噴火は、ごく短時間で居住地域まで影響が及ぶことから、迅速な避難が必要である。
○ 「島外避難の判断要素」(マ-6)に該当する場合は、大賀郷・末吉・中之郷・樫立地域の住民も含め、島外避難を行う必要がある。天候により、八重根港又は神湊港(底土港)が使用できないことも想定し、迅速な判断が必要である。
● 大賀郷地域だけでは、避難者の収容ができない。避難者数が避難所の収容人数を上回った場合の対応は、コアグループや合同会議において協議し、火山活動の状況を踏まえ、決定する(三根住民数:3,602人、収容人数:2,504人)。火山活動状況に応じて、三根地域内の避難所(コミュニティセンター、保健福祉センター等)を活用することも検討する。
　※大賀郷地域以外の地域の避難所収容可能人数は以下のとおり
　　三根地域:505人、樫立地域:442人、中之郷地域:1,473人、末吉地域:562人
● 火山灰や火山活動に伴う地震による道路被害等によって、大賀郷方向の通行が困難になる可能性がある。その場合、三根地域内に留まるか、神湊港(底土港)から島外避難するかの判断が必要である。コアグループや合同会議において協議し、火山活動の状況を踏まえ、決定する。

修正前（令和２年10月）　マ-46	修正後（令和５年９月）　マ-46

修正前（令和２年10月）　マ-46

１）山腹噴火により三根地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

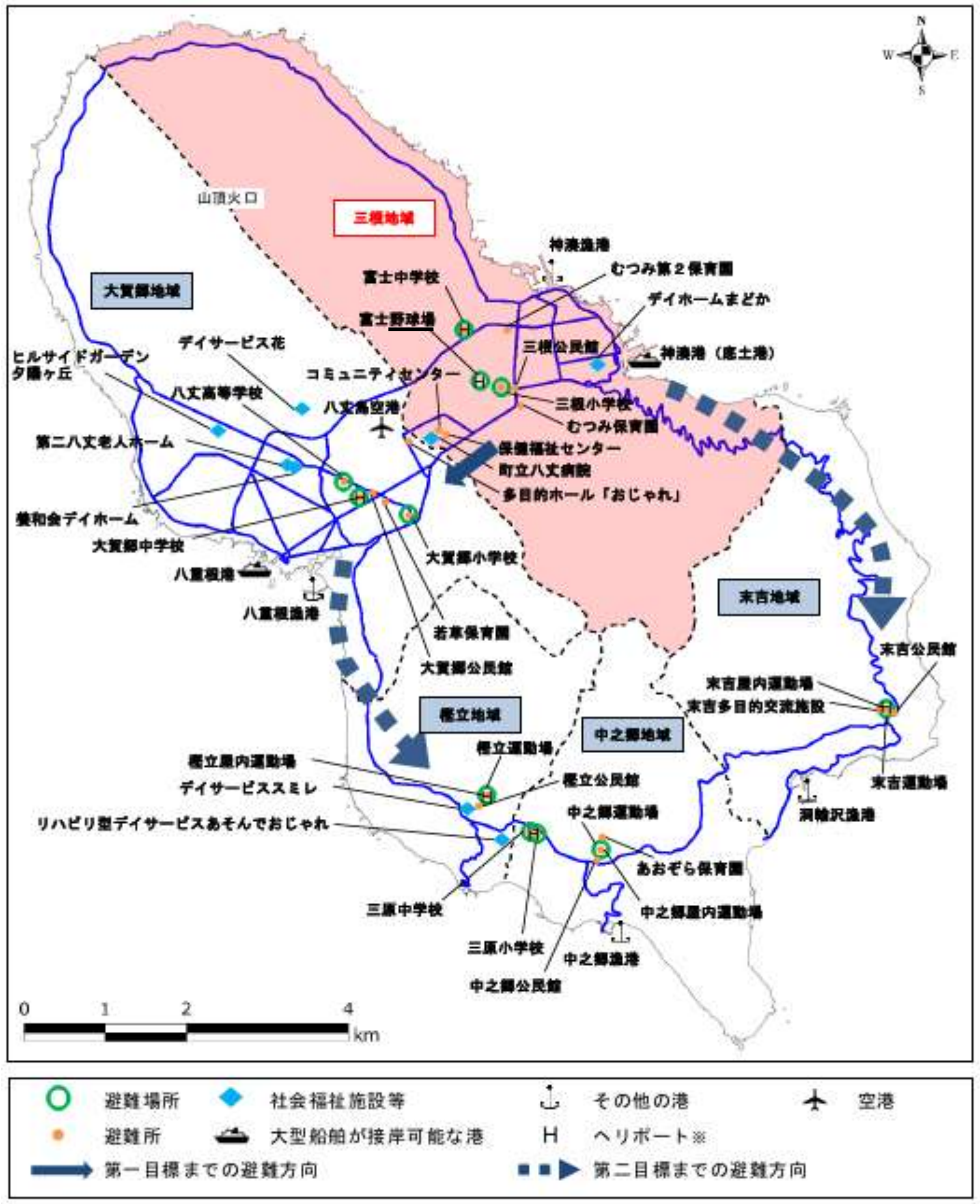

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正後（令和５年９月）　マ-46

１）山腹噴火により三根地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

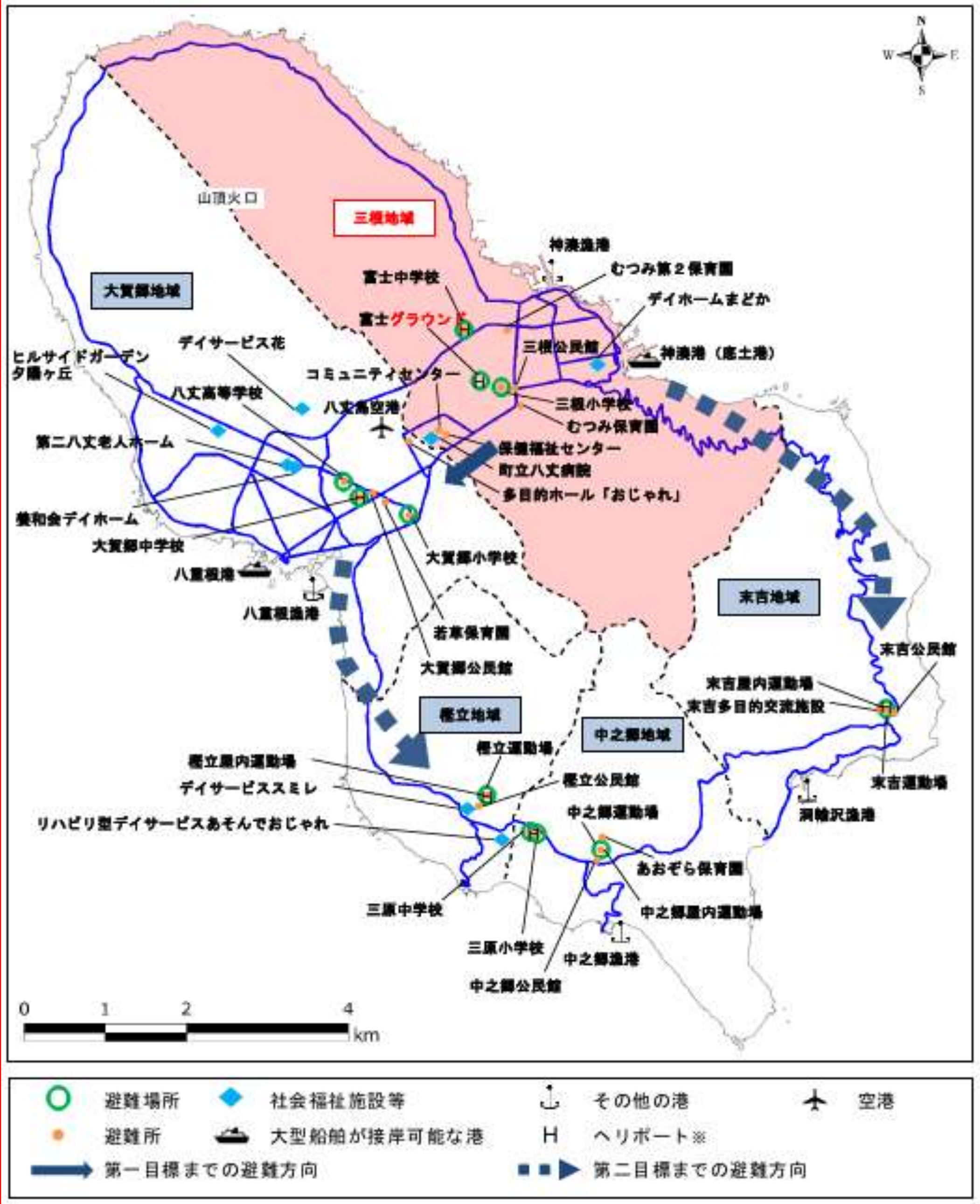

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正前（令和２年10月）　マ-48	修正後（令和５年９月）　マ-48
２）山腹噴火により大賀郷地域に被害が及ぶ場合	２）山腹噴火により大賀郷地域に被害が及ぶ場合

修正前（令和２年10月）　マ-48

２）山腹噴火により大賀郷地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

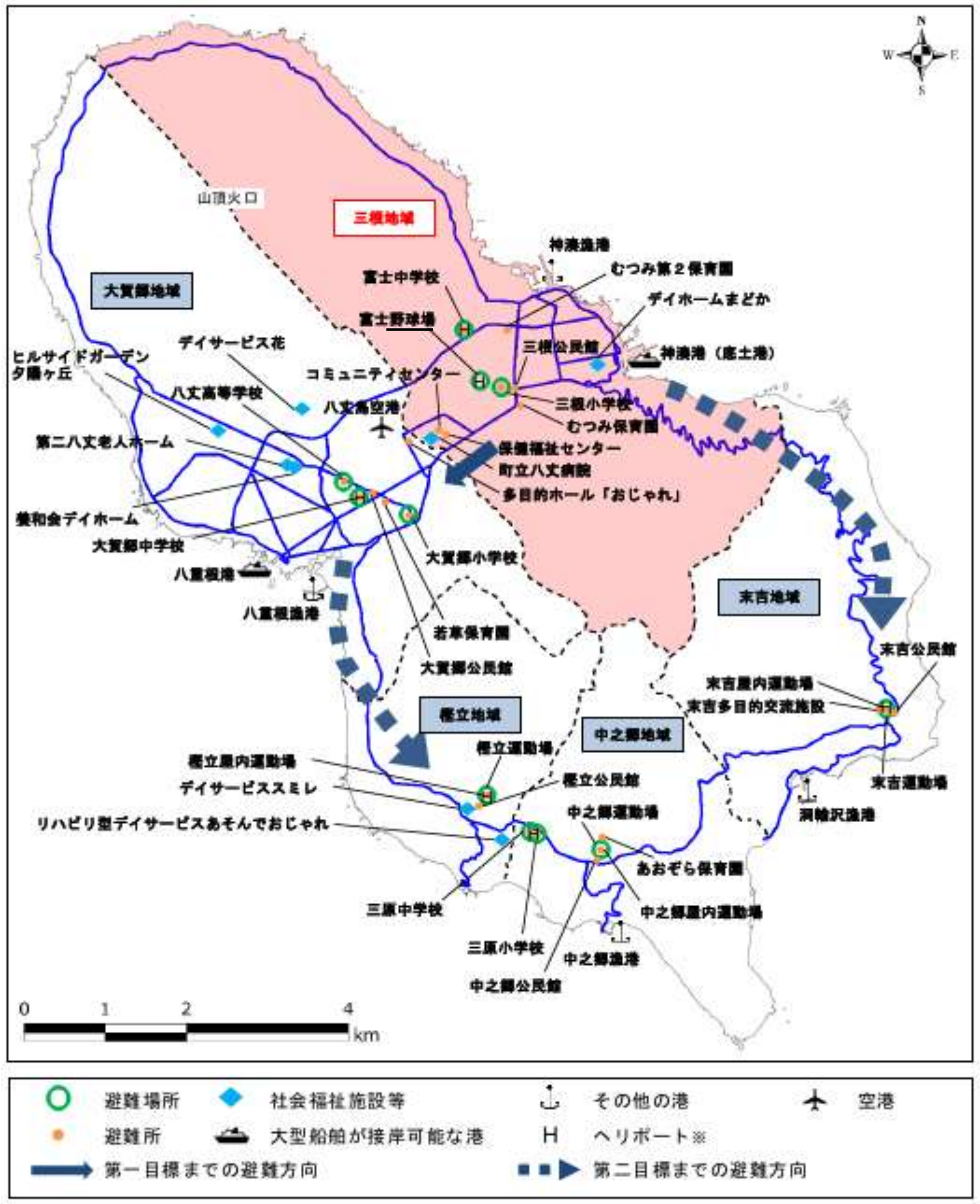

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正後（令和５年９月）　マ-48

２）山腹噴火により大賀郷地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

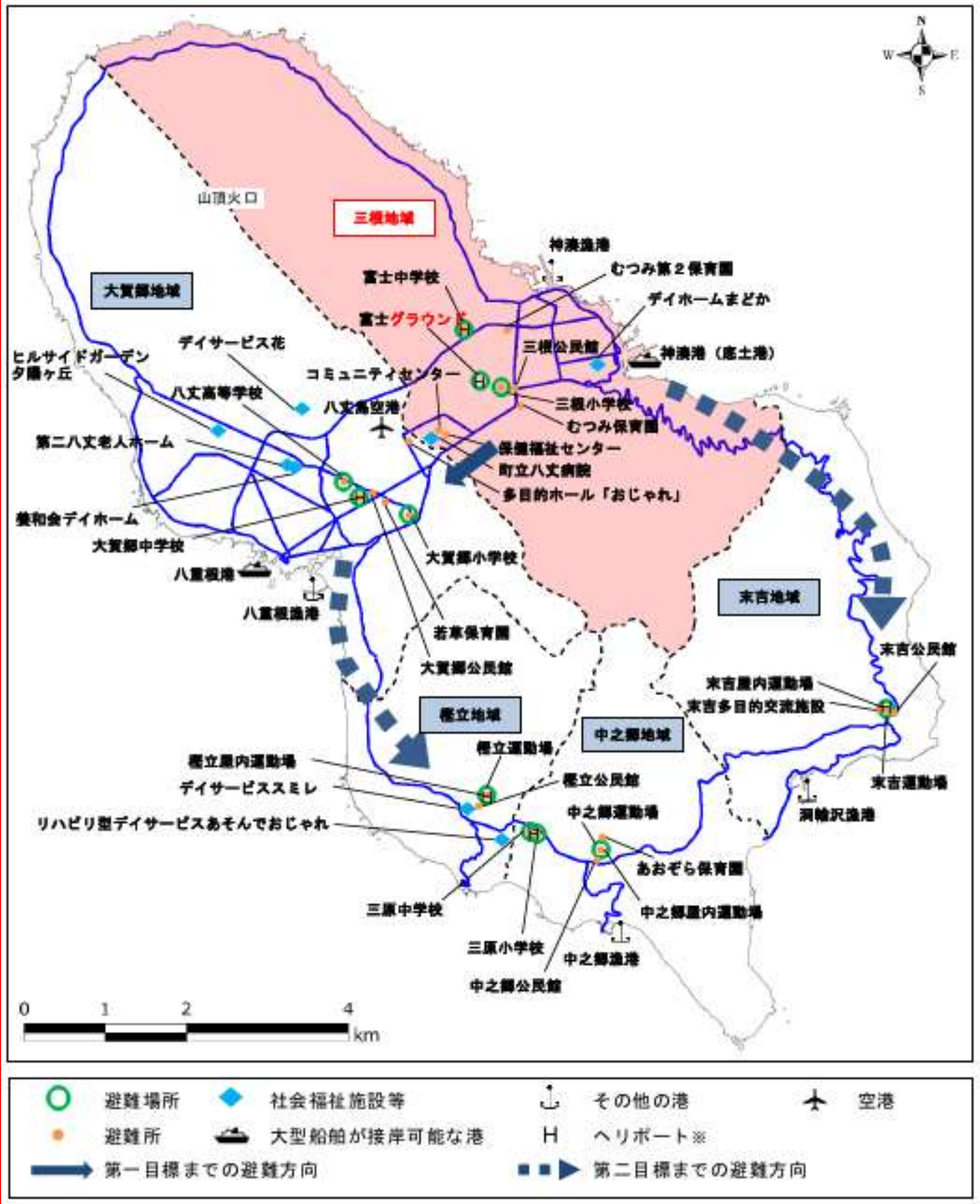

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正前（令和２年10月）　マ-49

３）山頂噴火又は山腹噴火により三根地域及び大賀郷地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
5,945人	延べ133台	町職員・警察官・消防団員

● 一台当たり 45 人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）

＜避難場所＞
三根地域：三根小学校、富士中学校、富士野球場
大賀郷地域：大賀郷小学校、大賀郷中学校、八丈高等学校

〔第１目標への避難が不可能〕

＜避難先＞
第1目標
【三根・大賀郷地域内の避難所】
【三根地域】（2,336人）
・三根公民館（207人）
・三根小学校（745人）
・富士中学校（576人）
・むつみ保育園（141人）
・むつみ第２保育園（162人）
・コミュニティセンター（257人）
・保健福祉センター（248人）
【大賀郷地域】（2,504人）
・大賀郷公民館（185人）
・大賀郷小学校（598人）
・大賀郷中学校（514人）
・八丈高等学校（808人）
・若草保育園（146人）
・多目的ホール「おじゃれ」（253人）

＜避難先＞
第2目標
【三根・大賀郷地域以外の避難所】
【樫立地域】(442人)
・樫立公民館(130人)
・樫立屋内運動場(312人)
【中之郷地域】(1,473人)
・中之郷公民館(120人)
・三原小学校(453人)
・三原中学校(478人)
・あおぞら保育園(136人)
・中之郷屋内運動場(286人)
【末吉地域】(562人)
・末吉公民館(125人)
・末吉多目的交流施設(154人)
・末吉屋内運動場(283人)
計2,477人

※カッコ内の人数は、避難所収容人数の合計

〔地域内に孤立〕
○船舶で避難
【地域内の港】
・神湊港（底土港）
・八重根港

○堅牢な建物に避難(地域内待機)
【地域内の堅牢な建物】
（三根地域：2,336人）
・三根公民館（207人）
・三根小学校（745人）
・富士中学校（576人）
・むつみ保育園（141人）
・むつみ第２保育園（162人）
・コミュニティセンター（257人）
・保健福祉センター（248人）
（大賀郷地域：2,504人）
・大賀郷公民館（185人）
・大賀郷小学校（598人）
・大賀郷中学校（514人）
・八丈高等学校（808人）
・若草保育園（146人）
・多目的ホール「おじゃれ」（253人）
計4,840人

■留意事項（○：共通事項　●：地域別事項）

○ 山腹及び周辺海域での噴火は、ごく短時間で居住地域まで影響が及ぶことから、迅速な避難が必要である。
○ 「島外避難の判断要素」（マ-6）に該当する場合は、大賀郷・末吉・中之郷・樫立地域の住民も含め、島外避難を行う必要がある。天候により、八重根港又は神湊港（底土港）が使用できないことも想定し、迅速な判断が必要である。
● 火山活動状況を踏まえ、コアグループや合同会議において協議し、火山活動の状況を踏まえ、三根・大賀郷地域内の避難所から開設する避難所を判断する。

修正後（令和５年９月）　マ-49

３）山頂噴火又は山腹噴火により三根地域及び大賀郷地域に被害が及ぶ場合

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
5,945人	延べ133台	町職員・警察官・消防団員

● 一台当たり 45 人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）

＜避難場所＞
三根地域：三根小学校、富士中学校、富士グラウンド
大賀郷地域：大賀郷小学校、大賀郷中学校、八丈高等学校

〔第１目標への避難が不可能〕

＜避難先＞
第1目標
【三根・大賀郷地域内の避難所】
【三根地域】（2,336人）
・三根公民館（207人）
・三根小学校（745人）
・富士中学校（576人）
・むつみ保育園（141人）
・むつみ第２保育園（162人）
・コミュニティセンター（257人）
・保健福祉センター（248人）
【大賀郷地域】（2,504人）
・大賀郷公民館（185人）
・大賀郷小学校（598人）
・大賀郷中学校（514人）
・八丈高等学校（808人）
・若草保育園（146人）
・多目的ホール「おじゃれ」（253人）

＜避難先＞
第2目標
【三根・大賀郷地域以外の避難所】
【樫立地域】(442人)
・樫立公民館(130人)
・樫立屋内運動場(312人)
【中之郷地域】(1,473人)
・中之郷公民館(120人)
・三原小学校(453人)
・三原中学校(478人)
・あおぞら保育園(136人)
・中之郷屋内運動場(286人)
【末吉地域】(562人)
・末吉公民館(125人)
・末吉多目的交流施設(154人)
・末吉屋内運動場(283人)
計2,477人

※カッコ内の人数は、避難所収容人数の合計

〔地域内に孤立〕
○船舶で避難
【地域内の港】
・神湊港（底土港）
・八重根港

○堅牢な建物に避難(地域内待機)
【地域内の堅牢な建物】
（三根地域：2,336人）
・三根公民館（207人）
・三根小学校（745人）
・富士中学校（576人）
・むつみ保育園（141人）
・むつみ第２保育園（162人）
・コミュニティセンター（257人）
・保健福祉センター（248人）
（大賀郷地域：2,504人）
・大賀郷公民館（185人）
・大賀郷小学校（598人）
・大賀郷中学校（514人）
・八丈高等学校（808人）
・若草保育園（146人）
・多目的ホール「おじゃれ」（253人）
計4,840人

■留意事項（○：共通事項　●：地域別事項）

○ 山腹及び周辺海域での噴火は、ごく短時間で居住地域まで影響が及ぶことから、迅速な避難が必要である。
○ 「島外避難の判断要素」（マ-6）に該当する場合は、大賀郷・末吉・中之郷・樫立地域の住民も含め、島外避難を行う必要がある。天候により、八重根港又は神湊港（底土港）が使用できないことも想定し、迅速な判断が必要である。
● 火山活動状況を踏まえ、コアグループや合同会議において協議し、火山活動の状況を踏まえ、三根・大賀郷地域内の避難所から開設する避難所を判断する。

修正前（令和２年10月）　マ-50

３）山頂噴火又は山腹噴火により三根地域及び大賀郷地域に被害が及ぶ場合

■避難情報図（三根地域及び大賀郷地域 ※避難場所から避難所まで）

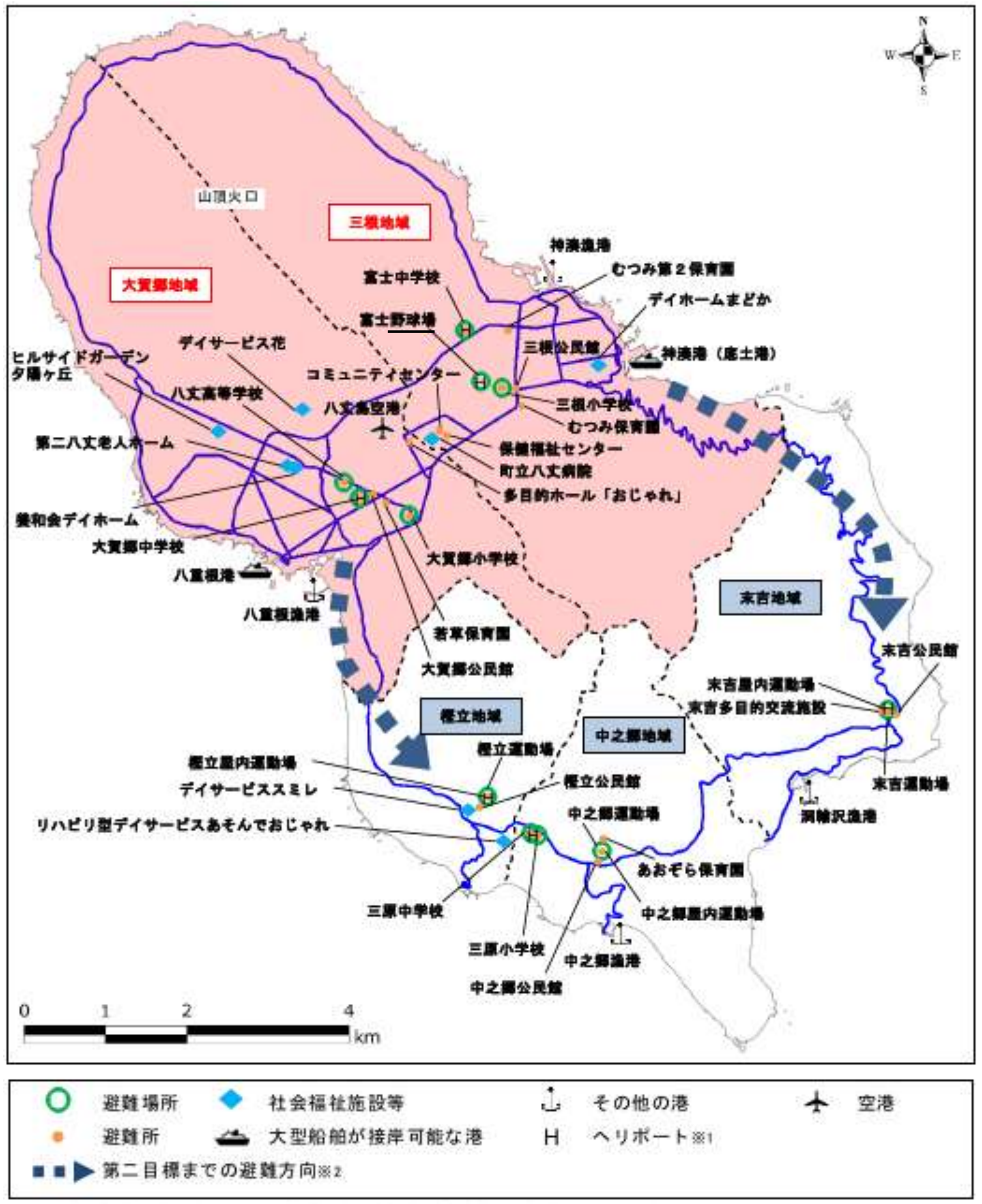

※1 緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

※2 第一目標は、三根・大賀郷地域内の避難所である。

修正後（令和５年９月）　マ-50

３）山頂噴火又は山腹噴火により三根地域及び大賀郷地域に被害が及ぶ場合

■避難情報図（三根地域及び大賀郷地域 ※避難場所から避難所まで）

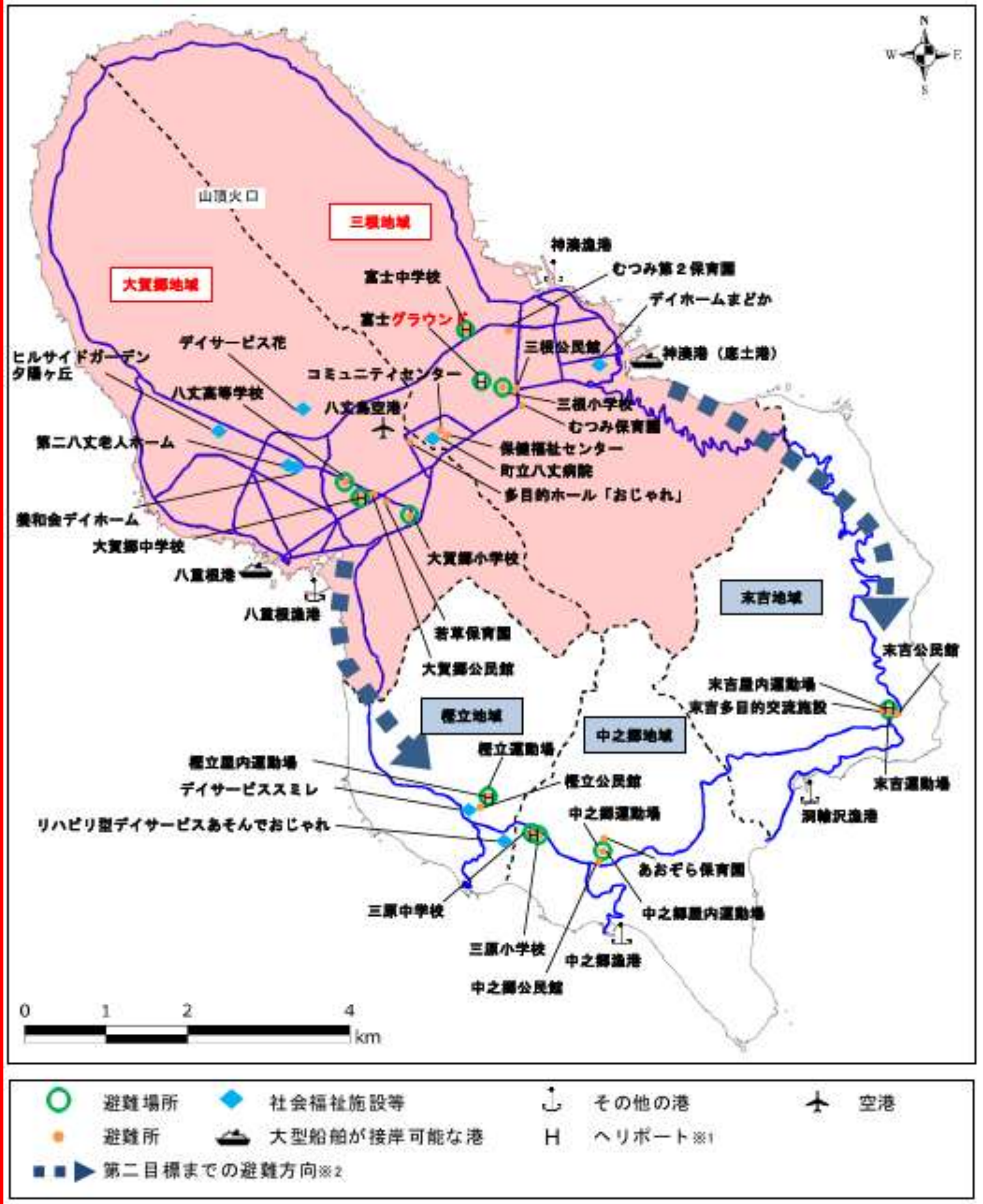

※1 緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

※2 第一目標は、三根・大賀郷地域内の避難所である。

修正前（令和２年10月）　マ-52	修正後（令和５年９月）　マ-52
４）山頂噴火又は山腹噴火により三根永郷地区・大賀郷永郷地区*に被害が及ぶ場合 *それぞれ三根地域・大賀郷地域のうち、西山周辺の地区名 ■避難情報図（三根永郷地区・大賀郷永郷地区 ※避難場所まで）	４）山頂噴火又は山腹噴火により三根永郷地区・大賀郷永郷地区*に被害が及ぶ場合 *それぞれ三根地域・大賀郷地域のうち、西山周辺の地区名 ■避難情報図（三根永郷地区・大賀郷永郷地区 ※避難場所まで）

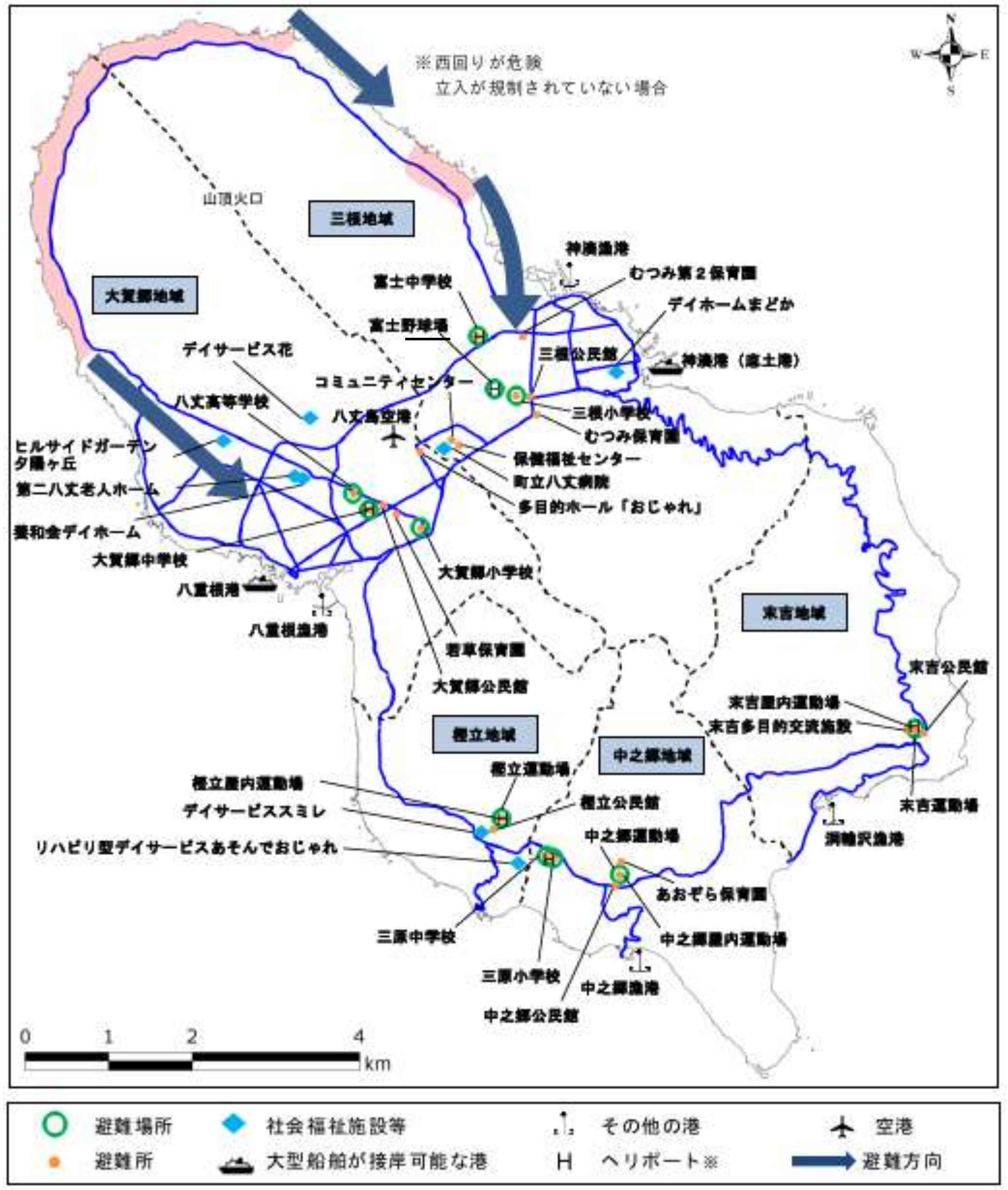

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

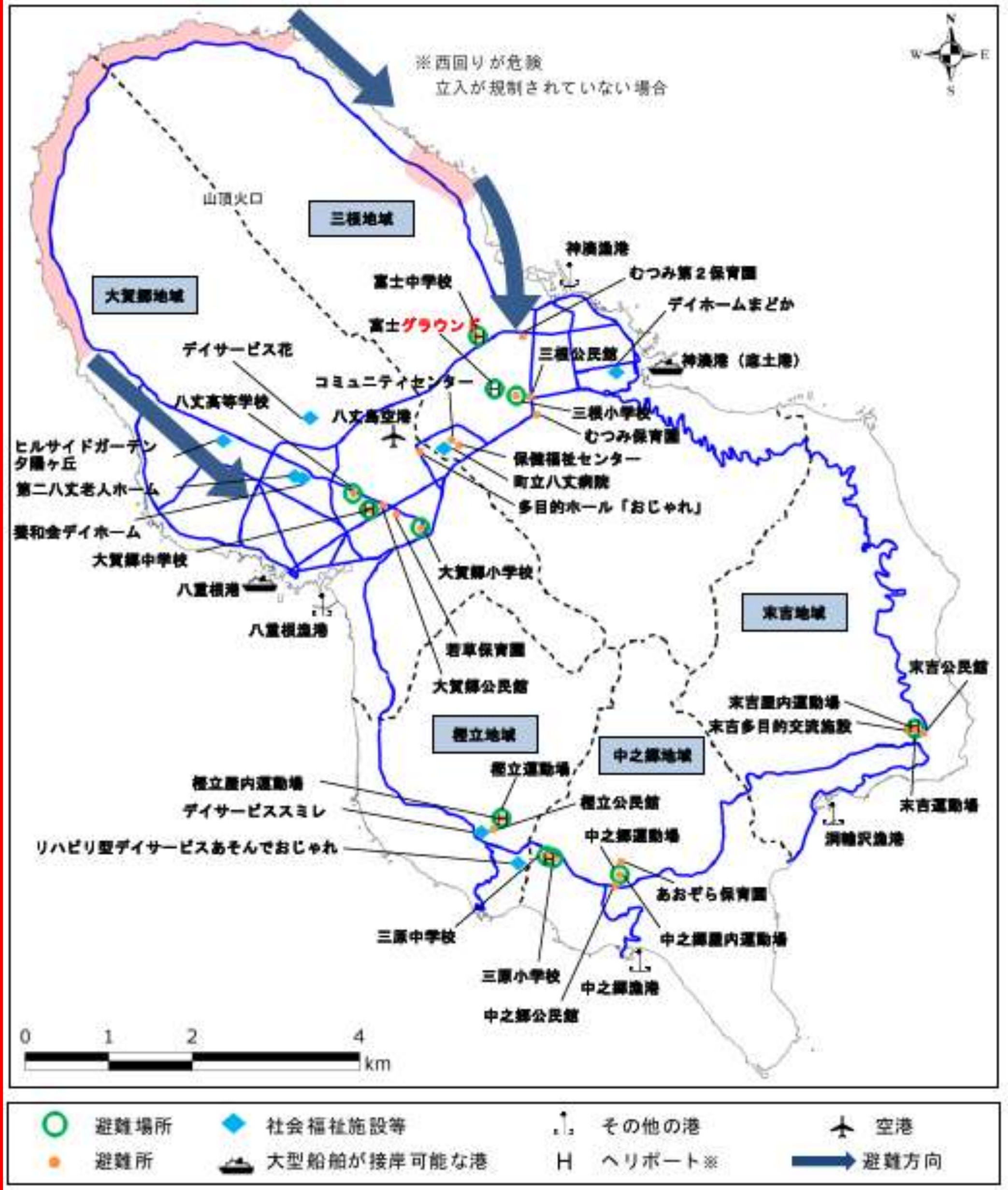

※緊急災害時に使用できるよう、校庭等が災害時臨時離着陸場候補地として選定されている。

修正前（令和２年10月）　附-1

【附属資料編】

資料第１　火山観測体制

小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
（国）：国土地理院、（防）防災科学技術研究所、（都）：東京都

図　観測点配置図（気象庁，令和2年1月現在）

表　機関別観測機器内訳※（気象庁，令和2年1月現在）

気象庁		国土地理院		防災科学技術研究所		東京都		町	
・地震計	3	・GNSS	1	・地震計	1	・地震計	5	・震度計	1
・地震計（検知網）	1			・強震計	1	・震度計	1		
・震度計	1			・広帯域地震計	1	・傾斜計	1		
・傾斜計	2								
・GNSS	1								
・監視カメラ	1								
・空振計	1								

※「図　観測点配置図」には気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視するために使用している観測点が示されているものであり、「表　機関別観測機器内訳」とは必ずしも一致しない。

修正後（令和５年９月）　附-1

【附属資料編】

資料第１　火山観測体制

小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
（国）：国土地理院、（防）防災科学技術研究所、（都）：東京都

図　観測点配置図（気象庁，令和４年３月現在）

表　機関別観測機器内訳※（気象庁，令和４年３月現在）

気象庁		国土地理院		防災科学技術研究所		東京都		町	
・地震計	2	・GNSS	1	・地震計	1	・地震計	5	・震度計	1
・地震計（検知網）	2			・強震計	1	・震度計	1		
・震度計	1			・広帯域地震計	1	・傾斜計	1		
・傾斜計	2								
・GNSS	1								
・監視カメラ	1								
・空振計	1								

※「図　観測点配置図」には気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視するために使用している観測点が示されているものであり、「表　機関別観測機器内訳」とは必ずしも一致しない。

修正前（令和２年10月）　附-2	修正後（令和５年９月）　附-2

修正前（令和２年10月）　附-2

資料第２　島内の防災関連施設等

1　避難場所

地区名	避難場所	所在地	面積（㎡）	収容人数（人）
三根	三根小学校	三根341	約　9,100	9,100
	富士中学校	三根4655	約 15,800	15,800
	富士野球場	三根234	約 12,500	12,500
大賀郷	大賀郷小学校	大賀郷15	約　5,700	5,700
	大賀郷中学校	大賀郷3073	約　6,800	6,800
	八丈高等学校	大賀郷3020	約 17,500	17,500
樫立	樫立運動場	樫立2035	約　8,400	8,400
中之郷	中之郷運動場	中之郷2612	約　9,700	9,700
	三原小学校	中之郷2474	約　2,400	2,400
	三原中学校	中之郷2474	約　7,800	7,800
末吉	末吉運動場	末吉2648	約　4,400	4,400

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

※収容人数は１㎡で１人として算出

修正後（令和５年９月）　附-2

資料第２　島内の防災関連施設等

1　避難場所

地区名	避難場所	所在地	面積（㎡）	収容人数（人）
三根	三根小学校	三根341	約　9,100	9,100
	富士中学校	三根4655	約 15,800	15,800
	富士野球場	三根234	約 12,500	12,500
大賀郷	大賀郷小学校	大賀郷15	約　5,700	5,700
	大賀郷中学校	大賀郷3073	約　6,800	6,800
	八丈高等学校	大賀郷3020	約 17,500	17,500
樫立	樫立運動場	樫立2035	約　8,400	8,400
中之郷	中之郷運動場	中之郷2612	約　9,700	9,700
	三原小学校	中之郷2474	約　2,400	2,400
	三原中学校	中之郷2474	約　7,800	7,800
末吉	末吉運動場	末吉2648	約　4,400	4,400

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

※収容人数は１㎡で１人として算出

修正前（令和２年10月）　附-3

2　避難所

地区名	避難所	所在地	収容人数（人）※2	地区別合計（人）
三根	三根公民館	三根347-1	207	2, 336
	三根小学校（校舎・体育館）	三根341	745	
	富士中学校（校舎・体育館）	三根4655	576	
	むつみ保育園	三根1763	141	
	むつみ第２保育園	三根505-１	162	
	コミュニティセンター（体育館）	三根26	257	
	保健福祉センター※1	三根２	248	
大賀郷	大賀郷公民館	大賀郷3060	185	2, 504
	大賀郷小学校（校舎・体育館）	大賀郷15	598	
	大賀郷中学校（校舎・体育館）	大賀郷3073	514	
	八丈高等学校	大賀郷3020	808	
	若草保育園	大賀郷71	146	
	多目的ホール「おじゃれ」	大賀郷2551-2	253	
樫立	樫立公民館	樫立2027	130	442
	樫立屋内運動場	樫立2035	312	
中之郷	中之郷公民館	中之郷2613	120	1, 473
	三原小学校（校舎・体育館）	中之郷2474	453	
	三原中学校（校舎・体育館）	中之郷2474	478	
	あおぞら保育園	中之郷2612-１	136	
	中之郷屋内運動場	中之郷2612	286	
末吉	末吉公民館	末吉633	125	562
	末吉多目的交流施設（旧校舎）	末吉2648	154	
	末吉屋内運動場（体育館）	末吉2648	283	

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

※1　福祉避難所として指定
※2　収容人数は3. 3㎡で２人として算出

修正後（令和５年９月）　附-3

2　避難所

地区名	避難所	所在地	収容人数（人）※2	地区別合計（人）
三根	三根公民館	三根347-1	207	2, 336
	三根小学校（校舎・体育館）	三根341	745	
	富士中学校（校舎・体育館）	三根4655	576	
	むつみ保育園	三根1763	141	
	むつみ第２保育園	三根505-１	162	
	コミュニティセンター（体育館）	三根26	257	
	保健福祉センター※1	三根２	248	
大賀郷	大賀郷公民館	大賀郷3060	185	2, 504
	大賀郷小学校（校舎・体育館）	大賀郷15	598	
	大賀郷中学校（校舎・体育館）	大賀郷3073	514	
	八丈高等学校	大賀郷3020	808	
	若草保育園	大賀郷71	146	
	多目的ホール「おじゃれ」	大賀郷2551-2	253	
樫立	樫立公民館	樫立2027	130	442
	樫立屋内運動場	樫立2035	312	
中之郷	中之郷公民館	中之郷2613	120	1, 473
	三原小学校（校舎・体育館）	中之郷2474	453	
	三原中学校（校舎・体育館）	中之郷2474	478	
	あおぞら保育園	中之郷2612-１	136	
	中之郷屋内運動場	中之郷2612	286	
末吉	末吉公民館	末吉633	125	562
	末吉多目的交流施設（旧校舎）	末吉2648	154	
	末吉屋内運動場（体育館）	末吉2648	283	

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

※1　福祉避難所として指定
※2　収容人数は3. 3㎡で２人として算出

修正前（令和２年10月）　附-4

3　港・空港等

（1）港

ア　港湾（避難港）

港名	区分	水深（m）	延長（m）	備考
神湊港（底土港）	岸壁	-6. 0 ～ -7. 5	310	最大5, 000 t
八重根港	岸壁	-6. 0 ～ -7. 5	230	最大5, 000 t

東京都港湾局事業概要（平成30年度版）

イ　漁港

港名	区分	水深（m）	延長（m）
神湊漁港	岸壁	-3. 0 ～ -5. 0	1, 028
八重根漁港	岸壁	-3. 0	752
中之郷漁港	岸壁	-3. 0	105
洞輪沢漁港	岸壁	-3. 0	229

東京都港湾局事業概要（平成30年度版）

修正後（令和５年９月）　附-4

3　港・空港等

（1）港

ア　港湾（避難港）

港名	区分	水深（m）	延長（m）	備考
神湊港（底土港）	岸壁	-6. 0 ～ -7. 5	310	最大5, 000 t
八重根港	岸壁	-6. 0 ～ -7. 5	230	最大5, 000 t

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

イ　漁港

港名	区分	水深（m）	延長（m）
神湊漁港	岸壁	-3. 0 ～ -5. 0	1, 028
八重根漁港	岸壁	-3. 0	752
中之郷漁港	岸壁	-3. 0	105
洞輪沢漁港	岸壁	-3. 0	229

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

修正前（令和２年10月）　附-5	修正後（令和５年９月）　附-5

修正前（令和２年10月）　附-5

３　港・空港等

（２）空港・ヘリポート

ア　八丈島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積76ha 滑走路2,000m×45m 駐機場3バース	ターミナルビル 駐車場（274台） [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、給油施設（取扱燃料：JET A-1）、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都港湾局HP・八丈支庁提供情報（平成31年３月時点）

イ　富士中学校ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
三根4655	9,102	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

ウ　富士野球場ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
三根234	12,521	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

エ　大賀郷中学校ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
大賀郷3073	6,800	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

オ　樫立運動場ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
樫立2035	4,450	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

カ　三原小・中学校ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
中之郷2474	11,175	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

キ　末吉運動場ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
末吉2648	4,425	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

修正後（令和５年９月）　附-5

３　港・空港等

（２）空港・ヘリポート

ア　八丈島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積76ha 滑走路2,000m×45m 駐機場3バース	ターミナルビル 駐車場（274台） [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、給油施設（取扱燃料：JET A-1）、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

イ　富士中学校ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
三根4655	9,102	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

ウ　富士グラウンドヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
三根234	12,521	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

エ　大賀郷中学校ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
大賀郷3073	6,800	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

オ　樫立運動場ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
樫立2035	4,450	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

カ　三原小・中学校ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
中之郷2474	11,175	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

キ　末吉運動場ヘリポート（臨時）

住所	面積（㎡）	避難場所指定	管理者
末吉2648	4,425	指定有り	八丈町

八丈町地域防災計画（令和３年度修正）

修正前（令和２年10月）　附-6	修正後（令和５年９月）　附-6
３　港・空港等	３　港・空港等
（２）空港・ヘリポート	（２）空港・ヘリポート

修正前（令和２年10月）

図　防災関連施設等の位置

修正後（令和５年９月）

図　防災関連施設等の位置

修正前（令和２年10月）　附-8

資料第３　東京港係留施設

ふ　頭　名	水　深	対象船舶	バース	
	(m)	(DWT)	数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5 -5.5	5,000 2,000	6 1	780 165
品川ふ頭	-8.0～ -10.0	6,000～ 15,000	9	1,600
晴海ふ頭	-10.0 -10.0 -9.0	20,000 GT 15,000 10,000	2 1 1	456 190 124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0 -11.0	30,000 15,000	1 2	230 380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5 -5.0	5,000 1,000	11 13	1,500 920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その１多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0 -13.0	50,000 35,000	3 2	1,050 520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0 -11.0	150,000 20,000	1 1	400 230

令和元年12月現在

修正後（令和５年９月）　附-8

資料第３　東京港係留施設

ふ　頭　名	水　深	対象船舶	バース	
	(m)	(DWT)	数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5 -5.5	5,000 2,000	6 1	780 165
品川ふ頭	-8.0～ -10.0	6,000～ 15,000	9	1,600
晴海ふ頭	-10.0 -10.0 -9.0	20,000 GT 15,000 10,000	2 1 1	456 190 124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0 -11.0	30,000 15,000	1 2	230 380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5 -5.0	5,000 1,000	11 13	1,500 920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その１多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0 -13.0	50,000 35,000	3 2	1,050 520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0 -11.0	150,000 20,000	1 1	400 230

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

修正前（令和２年10月）　附-9	修正後（令和５年９月）　附-9

修正前（令和２年10月）　附-9

資料第４　移送手段

１　バス（町営バス）

番号	種別	車型	乗車定員（人）	座席定員（人）	
				正席	補助席
1	一般乗合	小型	31	15	0
2	一般乗合	中型	59	25	0
3	一般乗合	中型	59	25	0
4	一般乗合	中型	58	27	0
5	一般貸切	中型	42	33	7
6	一般貸切	大型	52	41	9
7	一般貸切	大型	49	41	6
8	一般貸切	大型	49	41	6
9	一般貸切	中型	36	29	7
10	一般貸切	中型	35	33	0
合計			470	310	35

平成31年１月現在

２　船舶

（１）東海汽船

ア　諸元

船種	船名	総トン数（トン）	航行区域	全長（m）	喫水（m）	乗船可能人数(人)	バリアフリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	6,200	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,343 693	○

令和2年9月現在

イ　運航基準

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	５m	５m	５m	４m
さるびあ丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	５m	５m	５m	４m

令和元年12月現在

修正後（令和５年９月）　附-9

資料第４　移送手段

１　バス（町営バス）

番号	種別	車型	乗車定員（人）	座席定員（人）	
				正席	補助席
1	一般乗合	小型	31	15	0
2	一般乗合	中型	59	25	0
3	一般乗合	中型	59	25	0
4	一般乗合	中型	58	27	0
5	一般貸切	中型	42	33	7
6	一般貸切	大型	52	41	9
7	一般貸切	大型	49	41	6
8	一般貸切	大型	49	41	6
9	一般貸切	中型	36	29	7
10	一般貸切	中型	35	33	0
合計			470	310	35

令和4年4月現在

２　船舶

（１）東海汽船

ア　諸元

船種	船名	総トン数（トン）	航行区域	全長（m）	喫水（m）	乗船可能人数(人)	バリアフリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	6,200	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,343 693	○

令和2年9月現在

イ　運航基準

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	５m	５m	５m	４m
さるびあ丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	５m	５m	５m	４m

令和元年12月現在

修正前（令和２年10月）　附-10

２　船舶

（２）第三管区海上保安本部

所属	船種	船名	総トン数	全長（m）	幅（m）
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 ２－７－11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0
		ゆりかぜ	23	20	4.3
		はやかぜ			
		ゆめかぜ			
		いそぎく	26	20	4.5
		やまぶき			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 １－２－１ ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ﾍﾘ搭載型巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0
		いず	1,500	110	15.0
		ぶこう	1500	96	11.5
	消防船	ひりゅう	280	35	12.2
	巡視艇	はまなみ	110	35	6.3
		はまぐも			
		いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	23	20	4.3
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	4.5
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	4.3
		たまかぜ	26	20	4.5
下田海上保安部 (所在地)静岡県下田市 ３-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0
		かの	335	56	8.5
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部
（所在地）横浜市中区北仲通５-57　横浜第二合同庁舎
☎045-211-1118（代表）
☎045-211-0774（運用司令センター）

修正後（令和５年９月）　附-10

２　船舶

（２）第三管区海上保安本部

所属	船種	船名	総トン数	全長（m）	幅（m）
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 ２－７－11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0
		ゆりかぜ	26	20	4.5
		いそぎく			
		やまぶき			
		ゆめかぜ	23	20	4.3
		はやかぜ	19	18	4.3
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 １－２－１ ☎045-671-0118 ☎045-671-4999	ﾍﾘ搭載型巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
	巡視船	さがみ	3,100	105	15.0
		いず	3,500	110	15.0
		ぶこう	1500	96	11.5
	消防船	ひりゅう	280	35	12.2
	巡視艇	はまなみ	110	35	6.3
		はまぐも			
		いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	26	20	4.5
		のげかぜ			
		やまゆり			
		はまかぜ	23	20	4.3
下田海上保安部 (所在地)静岡県下田市 ３-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0
		かの	335	56	8.5
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5

令和4年10月現在

第三管区海上保安本部
（所在地）横浜市中区北仲通５-57　横浜第二合同庁舎
☎045-211-1118（代表）
☎045-211-0774（運用司令センター）

修正前（令和２年10月）　附-11

（３）海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量（トン）	全長（m）	最大幅（m）	喫水（m）
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

修正後（令和５年９月）　附-11

（３）海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量（トン）	全長（m）	最大幅（m）	喫水（m）
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	まや	8,200	170.0	21.0	6.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	もがみ	3,900	133.0	16.3	4.7
	くまの				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
	ひらど				
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和4年11月現在

修正前（令和２年10月）　附-12	修正後（令和５年９月）　附-12

修正前（令和２年10月）　附-12

３　航空機

（１）東京消防庁

項目＼機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ﾕｰﾛｺﾌﾟﾀｰ式／ ｴｱﾊﾞｽﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ式 EC225LP型	ｱｸﾞｽﾀｳｪｽﾄﾗﾝﾄﾞ式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8，600kg	11，000kg	11，000kg	6，800kg	4，300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	５時間54分	４時間33分	４時間37分	５時間13分	４時間06分
	航続距離	1，105km	937km	946km	1，061km	792km
	座席数（乗員含む。）	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 （おおたか：13席）
	エンジン	ターボメカ式 1，877馬力×２基	ターボメカ式 2，358馬力×２基	ターボメカ式 2，382馬力×２基	ﾌﾟﾗｯﾄｱﾝﾄﾞ ﾎｲｯﾄﾆｰｶﾅﾀﾞ式 1，872馬力×２基	ターボメカ式 977馬力×２基
	使用燃料	航空用ジェットＡ－１				
装備品等	消火装置（容量）	胴体下部取付式 2，000L	胴体下部取付式　2，500L		胴体下部取付式 1，893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置（最大つり上げ重量）	272kg				
	スリング（最大つり下げ重量）	3，000kg	3，800kg		2，200kg	1，600kg

令和元年12月現在

修正後（令和５年９月）　附-12

３　航空機

（１）東京消防庁

項目＼機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
機体	型式	レオナルド式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ﾕｰﾛｺﾌﾟﾀｰ式／ ｴｱﾊﾞｽﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ式 EC225LP型	ｱｸﾞｽﾀｳｪｽﾄﾗﾝﾄﾞ式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8，600kg	11，000kg	11，000kg	6，800kg	4，300kg
	巡航速度	235km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	6時間11分	４時間33分	４時間37分	５時間13分	４時間06分
	航続距離	1，206km	937km	946km	1，061km	792km
	座席数（乗員含む。）	21座席	23座席	22座席	16座席	14座席 （おおたか：13席）
	エンジン	ゼネラル・エレクトリック式 2，104馬力×２基	ターボメカ式 2，358馬力×２基	ターボメカ式 2，382馬力×２基	ﾌﾟﾗｯﾄｱﾝﾄﾞ ﾎｲｯﾄﾆｰｶﾅﾀﾞ式 1，872馬力×２基	ターボメカ式 977馬力×２基
	使用燃料	航空用ジェットＡ－１				
装備品等	消火装置（容量）	胴体下部吊下げ式 2，000L	胴体下部取付式　2，500L		胴体下部取付式 1，893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置（最大つり上げ重量）	272kg				
	スリング（最大つり下げ重量）	2，800kg	3，800kg		2，200kg	1，600kg

令和4年11月現在

修正前（令和２年10月）　附-13

３　航空機

（２）警視庁

区　分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	１号	２号	３号	４号	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	１号	２号
巡航速度	280 Km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h		未定	272 km/h
航続時間	3:00	3：30	3:00	3:00	4:30	5：10			4：30	5:10	3：30			4：00
有効搭載量	1019 kg	1012 ｋｇ	1019 ｋｇ	855 ｋｇ	1642 ｋｇ	2132 ｋｇ			1642 ｋｇ	2132 ｋｇ	1801 ｋｇ	1815 ｋｇ		4218 ｋｇ
座席数	８席	８席			１４席			１７席	１４席		１３席			２１席
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）　立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）													
使用燃料	航空用ジェットＡ－１													
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s			18 m/s	23 m/s			18 m/s	23 m/s	18 m/s		未定	18 m/s
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○						—	○		—				
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg										
吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—					未定	3600 kg
担架装置(リッターキット)	—	１人	—	１人	—		１人	—						３人
投光機（サーチライト）	○	○												○
拡声器（スピーカー）	○	○							—					○
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○		—	○		—				
備　考	１　飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 ２　性能はいずれも標準大気１５℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													

令和２年１月現在

修正後（令和５年９月）　附-13

３　航空機

（２）警視庁

区　分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	１号	２号	３号	４号	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	１号	２号
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	226 km/h			262 km/h	240 km/h
航続時間	3:00	3:10	3:00	3:10	3:55	4:15			3:55	4:10	4:20		4:55	4:40
有効搭載量	1,019 ｋｇ	1,012 ｋｇ	1,019 ｋｇ	855 ｋｇ	1,712 ｋｇ	2,132 ｋｇ			1,667 ｋｇ	1,846 ｋｇ	1,801 ｋｇ	1,870 ｋｇ	2,666 ｋｇ	4,097 ｋｇ
座席数	８席				１４席			１７席	１４席	１３席			２２席	
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）　立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）													
使用燃料	航空用ジェットＡ－１													
耐風性	20 m/s	26 m/s	20 m/s		18 m/s	26 m/s			18 m/s	25 m/s	18 m/s		35 m/s	28 m/s
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○						—	○		—				
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg						272kg				
吊上装置（カーゴフック）	—	1,300kg	—	1,000 kg	1,600kg	—	2,200kg	—						3,800 kg
担架装置(リッターキット)	—	１人	—	１人	—		１人	—						３人
投光機（サーチライト）	○													
拡声器（スピーカー）	○										—		○	
地震判読システム搭載用装置	—					○	—		○	—				
備　考	１　飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 ２　性能はいずれも標準大気１５℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													

令和５年４月現在

修正前（令和２年10月）　附-14

（３）第三管区海上保安本部

１）機種・型式

所属	機種	機番号	型式 (略称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港１－12－１ ☎ 03-3747-1118	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G－V型 (ガルフV)
		LAJ501	
	中型飛行機	MA 722	ボンバルディア式 DHC－８－３１５型 (ボンバル３００)
		MA 725	
	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC２２５LP型 (スーパーピューマ２２５)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「おおすみ」搭載機		MH912	シコルスキー式 S－７６D型 (シコルスキー７６D)

２）性能

区分		巡行速度 (kt)	搭載能力			使用 燃料
			人	物資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	
固定翼	ガルフV	510	22	656	85×90×90	ジェットA－１
	ボンバル ３００	243	32	1,080	150×125×150	ジェットA－１
回転翼	スーパーピューマ ２２５	150	21	1355	129×119×168	ジェットA－１
	シコルスキー７６D	145	14	235	125×70×175	ジェットA－１

※１　搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
※２　物資最大容積は、航空機に搬入可能な１個あたりの最大容積をいう。
※３　気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
※４　搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

修正後（令和５年９月）　附-14

（３）第三管区海上保安本部

１）機種・型式

所属	機種	機番号	型式 (略称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港１－12－１ ☎ 03-3747-1118	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G－V型 (ガルフV)
		LAJ501	
	中型飛行機	MA 722	ボンバルディア式 DHC－８－３１５型 (ボンバル３００)
		MA 725	
	中型回転翼航空機	MH 691	エアバス・ヘリコプターズ式 EC２２５LP型 (スーパーピューマ２２５)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「さがみ」搭載機		MH912	シコルスキー式 S－７６D型 (シコルスキー７６D)

２）性能

区分		巡行速度 (kt)	搭載能力			使用 燃料
			人	物資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	
固定翼	ガルフV	510	22	656	85×90×90	ジェットA－１
	ボンバル ３００	243	32	1,080	150×125×150	ジェットA－１
回転翼	スーパーピューマ ２２５	150	21	1355	129×119×168	ジェットA－１
	シコルスキー７６D	145	14	96	125×70×175	ジェットA－１

※１　搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
※２　物資最大容積は、航空機に搬入可能な１個あたりの最大容積をいう。
※３　気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
※４　搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和４年10月現在

修正前（令和２年10月）　附-15

（４）陸上自衛隊・航空自衛隊

機種＼機能		性能：巡航速度 km／h	性能：航続時間ｈ又は航続距Km	性能：搭載能力：人（物資:kg）	性能：離着陸場所要面積 長さ×巾m	性能：使用燃料	飛行制限：最小視程 km	飛行制限：最低雲高 m	装備部隊
回転翼機（ヘリコプター）	ＵＨ１Ｈ（中型ヘリ）	215	420Km	2＋11	40×40	ＪＰ－４	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	ＵＨ１Ｊ（中型ヘリ）	216	370Km	2＋11	40×40	〃	〃	〃	
	ＣＨ４７Ｊ（大型ヘリ）	267	537Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	
	ＣＨ４７ＪＡ（大型ヘリ）	257	1,037Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	
	ＣＨ－４７（大　　型）	270	2.0	48	100×100	ＪＰ－４Ａ	〃	〃	
	ＣＨ４７Ｊ（大型ヘリ）	257	1,111Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	航空自衛隊
	ＵＨ－６０Ｊ（中　　型）	243	463Km	2＋0	100×100	〃	〃	〃	

令和２年１月現在

修正後（令和５年９月）　附-15

（４）陸上自衛隊・航空自衛隊

機種＼機能		性能：巡航速度 km／h	性能：航続時間ｈ又は航続距Km	性能：搭載能力：人（物資:kg）	性能：離着陸場所要面積 長さ×巾m	性能：使用燃料	飛行制限：最小視程 km	飛行制限：最低雲高 m	装備部隊
回転翼機（ヘリコプター）	ＵＨ１Ｈ（中型ヘリ）	215	420Km	2＋11	40×40	ＪＰ－４	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	ＵＨ１Ｊ（中型ヘリ）	216	370Km	2＋11	40×40	〃	〃	〃	
	ＣＨ４７Ｊ（大型ヘリ）	267	537Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	
	ＣＨ４７ＪＡ（大型ヘリ）	257	1,037Km	3＋55	100×100	〃	〃	〃	
	ＣＨ－４７（大　　型）	270	2.0	48	100×100	ＪＰ－４Ａ	〃	〃	
	ＣＨ４７Ｊ（大型ヘリ）	257	1,111Km	3＋55	100×100	Ｊｅｔ Ａ－１＋	〃	〃	航空自衛隊
	ＵＨ－６０Ｊ（中　　型）	243	463Km	2＋0	100×100	〃	〃	〃	

令和５年９月現在

修正前（令和２年10月）　附-16―附-17

資料第５　関係機関連絡先

１　官公署

名称	所在地	電話
八丈町役場	大賀郷2551-２	２-1121
三根出張所	三根347-１	２-0349
樫立出張所	樫立2027	７-0003
中之郷出張所	中之郷2613	７-0002
末吉出張所	末吉633	８-1003
八丈町消防本部	大賀郷2928-２	２-0119
東京都（八丈支庁管内）	大賀郷2466-２	２-1111
八丈支庁総務課	大賀郷2466-２	２-1111
八丈支庁産業課	大賀郷2466-２	２-1113
八丈支庁土木課	大賀郷2466-２	２-1114
八丈支庁港湾課	大賀郷2466-２	２-1115
教育庁八丈出張所	大賀郷2466-２	２-2889
東京都漁業用海岸局（島しょ農林水産総合センター八丈事業所内）	三根4222-１	２-0808
八丈島警察署	三根54-１	２-0110
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	大島町元町字家の上445-９	04992-２-7115

平成31年１月現在

２　医療機関

名称	所在地	電話番号
町立八丈病院	三根26-11	２-1188

平成31年１月現在

３　学校等

（１）保育園

名称	所在地	電話番号
むつみ保育園	三根1763	２-0729
むつみ第２保育園	三根505-１	２-2421
若草保育園	大賀郷71	２-0724
あおぞら保育園	中之郷2612-１	７-0083

平成31年１月現在

（２）小中学校

名称	所在地	電話番号
三根小学校	三根341	２-0226
大賀郷小学校	大賀郷15	２-0033
三原小学校	中之郷2474	７-0017
富士中学校	三根4655-１	２-0244
大賀郷中学校	大賀郷3073	２-0127
三原中学校	中之郷2474	７-0057

平成31年１月現在

（３）高等学校

名称	所在地	電話番号
都立八丈高等学校	大賀郷3020	２-1181

平成31年１月現在

修正後（令和５年９月）　附-16―附-17

資料第５　関係機関連絡先

１　官公署

名称	所在地	電話
八丈町役場	大賀郷2551-２	２-1121
三根出張所	三根347-１	２-0349
樫立出張所	樫立2027	７-0003
中之郷出張所	中之郷2613	７-0002
末吉出張所	末吉633	８-1003
八丈町消防本部	大賀郷2928-２	２-0119
東京都（八丈支庁管内）	大賀郷2466-２	２-1111
八丈支庁総務課	大賀郷2466-２	２-1111
八丈支庁産業課	大賀郷2466-２	２-1113
八丈支庁土木課	大賀郷2466-２	２-1114
八丈支庁港湾課	大賀郷2466-２	２-1115
教育庁八丈出張所	大賀郷2466-２	２-2889
東京都漁業用海岸局（島しょ農林水産総合センター八丈事業所内）	三根4222-１	２-0808
八丈島警察署	三根54-１	２-0110
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	大島町元町字家の上445-９	04992-２-7115

令和４年３月現在

２　医療機関

名称	所在地	電話番号
町立八丈病院	三根26-11	２-1188

令和４年３月現在

３　学校等

（１）保育園

名称	所在地	電話番号
むつみ保育園	三根1763	２-0729
むつみ第２保育園	三根505-１	２-2421
若草保育園	大賀郷71	２-0724
あおぞら保育園	中之郷2612-１	７-0083

令和４年３月現在

（２）小中学校

名称	所在地	電話番号
三根小学校	三根341	２-0226
大賀郷小学校	大賀郷15	２-0033
三原小学校	中之郷2474	７-0017
富士中学校	三根4655-１	２-0244
大賀郷中学校	大賀郷3073	２-0127
三原中学校	中之郷2474	７-0057

令和４年３月現在

（３）高等学校

名称	所在地	電話番号
都立八丈高等学校	大賀郷3020	２-1181

令和４年３月現在

修正前（令和２年10月）　附-17	修正後（令和５年９月）　附-17

修正前（令和２年10月）　附-17

資料第５　関係機関連絡先

４　社会福祉施設

種別	名称	所在地	電話番号
通所 又は、 デイサービス	デイサービス花	大賀郷4326-７	２-0095
	リハビリ型デイサービス あそんでおじゃれ	樫立181-１	９-5981
	養和会デイホーム（八丈島高齢者在宅サービスセンター）	大賀郷7670-１	２-0770
	デイサービススミレ	樫立369	７-0288
	デイホームまどか	三根1305-２	２-0623
サービス付高齢者向住宅	ヒルサイドガーデン 夕陽ヶ丘	大賀郷7486-６	９-5830
短期入所	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-１	２-0770
特別養護老人ホーム	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-１	２-0770

平成31年１月現在

５　その他

名称	所在地	電話番号
八丈島観光協会	大賀郷2345-１	２-1377
東海汽船（八丈マリンサービス株式会社）	三根4184-１	２-1211
東京電力パワーグリッド株式会社 八丈島事務所	大賀郷2470	２-0009
ＮＴＴ八丈島サービスセンタ	三根48	２-7800
八丈島漁業協同組合	三根4206	２-0211

平成31年１月現在

修正後（令和５年９月）　附-17

資料第２　島内の防災関連施設等

４　社会福祉施設

種別	名称	所在地	電話番号
通所 又は、 デイサービス	デイサービス花	大賀郷4326-７	２-0095
	リハビリ型デイサービス あそんでおじゃれ	樫立181-１	９-5981
	養和会デイホーム（八丈島高齢者在宅サービスセンター）	大賀郷7670-１	２-0770
	デイサービススミレ	樫立369	７-0288
	デイホームまどか	三根1305-２	２-0623
サービス付高齢者向住宅	ヒルサイドガーデン 夕陽ヶ丘	大賀郷7486-６	９-5830
短期入所	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-１	２-0770
特別養護老人ホーム	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-１	２-0770

令和４年３月現在

５　その他

名称	所在地	電話番号
八丈島観光協会	大賀郷2345-１	２-1377
東海汽船（八丈マリンサービス株式会社）	三根4184-１	２-1211
東京電力パワーグリッド株式会社 八丈島事務所	大賀郷2470	２-0009
ＮＴＴ八丈島サービスセンタ	三根48	２-7800
八丈島漁業協同組合	三根4206	２-0211

令和４年３月現在

修正前（令和２年10月）　附-24	修正後（令和５年９月）　附-24
資料第７　広報文例・表示板等例 **１　広報文例** （３）避難準備・高齢者等避難開始 ・こちらは防災はちじょうです。 ・町役場から西山火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。 ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[　]から[　]に引き上げられました。 ・このため、[　対象範囲　]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 ・[　対象範囲　]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。 ・避難行動要支援者の皆さんは、[　避難所名　]に避難を開始してください。 ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。 ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。 ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。 ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。 ・This is an announcement from the Hachijo Town Office. ・We will announce the state of volcanic activity at Mt.Nishiyama. ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [　] to [　] so, the Town Office issued "evacuation preparation" and "evacuation of elderly and others that need assistance". ・Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time. ・For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name]. ・Visitors should evacuate from Hachijo Island. ・As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members. ・For evacuation supporters, please start supporting evacuation. ・Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.	**資料第７　広報文例・表示板等例** **１　広報文例** （３）高齢者等避難 ・こちらは防災はちじょうです。 ・町役場から西山火山活動に伴う高齢者等避難についてお知らせします。 ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[　]から[　]に引き上げられました。 ・このため、[　対象範囲　]に高齢者等避難を発令しました。 ・[　対象範囲　]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。 ・避難行動要支援者の皆さんは、[　避難所名　]に避難を開始してください。 ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。 ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。 ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。 ・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。 ・This is an announcement from the Hachijo Town Office. ・We will announce the state of volcanic activity at Mt.Nishiyama. ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [　] to [　] so, the Town Office issued "evacuation of elderly and others that need assistance". ・Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time. ・For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name]. ・Visitors should evacuate from Hachijo Island. ・As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members. ・For evacuation supporters, please start supporting evacuation. ・Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

<table>
<tr><th>修正前（令和２年10月）　附-25</th><th>修正後（令和５年９月）　附-25</th></tr>
<tr><td>

１　広報文例

（４）島内避難

・こちらは防災はちじょうです。
・町役場から西山火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。
・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[　]から[　]に引き上げられました。
・このため、[　対象範囲　]に[避難勧告/指示（緊急）]を発令しました。
・[　対象範囲　]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[　避難場所の名称　]に避難してください。
・[　避難場所の名称　]から、バスで[　避難先　]に避難を行います。
・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

・This is an announcement from the Hachijo Town Office.
・We will announce a state of volcanic activity at Mt.Nishiyama.
・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [　] to [　], so Town Office issued “evacuation recommendation/order” to [target area].
・Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.
・We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Hachijo Town bus.
・It is prohibited to use automobile for evacuation.
・When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
・Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

</td><td>

１　広報文例

（４）島内避難

・こちらは防災はちじょうです。
・町役場から西山火山活動に伴う[避難指示]についてお知らせします。
・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[　]から[　]に引き上げられました。
・このため、[　対象範囲　]に[避難指示]を発令しました。
・[　対象範囲　]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[　避難場所の名称　]に避難してください。
・[　避難場所の名称　]から、バスで[　避難先　]に避難を行います。
・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
・避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

・This is an announcement from the Hachijo Town Office.
・We will announce a state of volcanic activity at Mt.Nishiyama.
・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [　] to [　], so Town Office issued “evacuation order” to [target area].
・Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.
・We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Hachijo Town bus.
・It is prohibited to use automobile for evacuation.
・When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
・Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

</td></tr>
</table>

修正前（令和２年10月）　附-26	修正後（令和５年９月）　附-26
1　広報文例 （５）島外避難 ・こちらは防災はちじょうです。 ・町役場から西山火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。 ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[　]から[　]に引き上げられました。 ・このため、全島に島外避難の避難指示（緊急）を発令しました。 ・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[　避難場所名　]に避難してください。 ・バスで[　避難港　]に避難を行います。 ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。 ・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。 ・This is an announcement from the Hachijo Town Office. ・We will announce a state of volcanic activity at Mt.Nishiyama. ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [　] to [　], so town office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island. ・All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot. ・We will evacuate to [evacuation port] by the Hachijo Town bus. ・In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation. ・When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.	1　広報文例 （５）島外避難 ・こちらは防災はちじょうです。 ・町役場から西山火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。 ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[　]から[　]に引き上げられました。 ・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。 ・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[　避難場所名　]に避難してください。 ・バスで[　避難港　]に避難を行います。 ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。 ・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。 ・This is an announcement from the Hachijo Town Office. ・We will announce a state of volcanic activity at Mt.Nishiyama. ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [　] to [　], so town office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island. ・All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot. ・We will evacuate to [evacuation port] by the Hachijo Town bus. ・In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation. ・When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.

修正前（令和２年10月）　附-30

資料第８　火山防災に関する情報

１　気象庁が発表する情報

（１）噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合等には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

（２）噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して５段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

（出典：気象庁ホームページ）

修正後（令和５年９月）　附-30

資料第８　火山防災に関する情報

１　気象庁が発表する情報

（１）噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

（２）噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して５段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難指示等の防災対応をとる。

（出典：気象庁ホームページ）

修正前（令和２年10月）　附-31	修正後（令和５年９月）　附-31
（３）噴火速報 噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。 ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ② 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2） ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※１　気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。 ※２　噴火の規模が確認できない場合は発表する。 噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。 また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。 なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。 ＜噴火速報の情報の例＞ 火山名　〇〇山　噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分　気象庁地震火山部発表 ＊＊（見出し）＊＊ ＜〇〇山で噴火が発生＞ ＊＊（本 文）＊＊ 〇〇山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。 **（４）降灰予報** 降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動か活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の３種類が発表される。 **≪情報発表の流れ≫** ① 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表される。 ・18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。 ② 降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。 ・事前計算された降灰予報結果※から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（５～10分程度で）発表される。 ・噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。 ※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。	**（３）噴火速報** 噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。 ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山（※1）において、噴火が発生した場合 ② 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2） ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※１　気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。 ※２　噴火の規模が確認できない場合は発表する。 噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。 また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。 なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。 ＜噴火速報の情報の例＞ 火山名　〇〇山　噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分　気象庁地震火山部発表 ＊＊（見出し）＊＊ ＜〇〇山で噴火が発生＞ ＊＊（本 文）＊＊ 〇〇山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。 **（４）降灰予報** 降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の３種類が発表される。 **≪情報発表の流れ≫** ① 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表される。 ・18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。 ② 降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。 ・事前計算された降灰予報結果※から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（５～10分程度で）発表される。 ・噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。 ※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

修正前（令和２年10月）　附-34	修正後（令和５年９月）　附-34

修正前（令和２年10月）　附-34

（６）その他の情報等

情報名	概　　要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料
月間火山概況	前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震･火山に関連した各種防災情報や地震･火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。 緯度･経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界９か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。

修正後（令和５年９月）　附-34

（６）その他の情報等

情報名	概　　要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に公表される資料
月間火山概況	前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震･火山に関連した各種防災情報や地震･火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向･噴火を伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度･経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報（火山灰の分布や拡散予測,VAA）。 予報期間は最大で18時間。気象庁が、東アジアおよび北西太平洋地域を担当する航空路火山灰情報センター（東京VAAC）として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。

修正前（令和２年10月）　附-35	修正後（令和５年９月）　附-35
２　国土交通省が発表する情報 **（１）土砂災害緊急情報** 噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。 土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	**２　国土交通省が発表する情報** **（１）土砂災害緊急情報** 噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。 土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。
３　市町村等が発表する情報 **（１）避難準備・高齢者等避難開始** 避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。 要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。 **（２）避難勧告、避難指示（緊急）** 避難勧告及び避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。 避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。	**３　市町村等が発表する情報** **（１）高齢者等避難** 高齢者等避難は、市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。 要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、高齢者等避難が発令された段階で、避難を始めることになる。 また、居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。 **（２）避難指示** 避難指示は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。 避難指示は、避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合には、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。

修正前（令和２年10月）　附-39	修正後（令和５年９月）　附-39
資料第９　火山用語 【た】 テフラ 火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。	**資料第９　火山用語** 【た】 テフラ 火山噴火によって噴出された火山砕屑物の総称。

修正前（令和２年10月）　附-41	修正後（令和５年９月）　附-41
（参考） ・火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年３月） ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成４年） ・火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁） ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告） ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成２年５月） ・東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正） ・地学事典，新版（地学団体研究会編，平成８年10月，平凡社） ・ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）	（参考） ・火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年３月） ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成４年） ・気象庁が噴火警報等で用いる用語集（気象庁） ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告） ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成２年５月） ・東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正） ・地学事典，新版（地学団体研究会編，平成８年10月，平凡社） ・ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）